

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和4年第2回幕別町議会定例会
(令和4年6月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
行政報告
- 日程第3 報告第2号 令和3年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和3年度幕別町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 令和3年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第5号 債権の放棄について
- 日程第7 議案第64号 令和4年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第65号 令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第66号 令和4年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第67号 財産の取得について（パソコン端末）
- 日程第11 議案第68号 財産の取得について（スクールバス）
- 日程第12 陳情第1号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第13 陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第14 陳情第3号 「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情
- 日程第15 陳情第4号 「2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

会議録

令和4年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年6月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 6 若山和幸
7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 10 野原恵子 11 田口廣之 12 谷口和弥
13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 6 欠席議員
5 小島智恵 9 酒井はやみ
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 住 民 生 活 部 長 檜木良美
経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 合田利信 忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
札 内 支 所 長 新居友敬 教 育 部 長 川瀬吉治
政 策 推 進 課 長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
住 民 課 長 本間 淳 税 務 課 長 古山悌士
福 祉 課 長 亀田貴仁 こ ど も 課 長 平井幸彦
保 健 課 長 宇野和哉 都 市 計 画 課 長 河村伸二
水 道 課 長 松井公博 経 済 建 設 課 長 半田 健
学 校 教 育 課 長 西田建司 幕別学校給食センター所長 鯨岡 健
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁

議事の経過

(令和4年6月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） おはようございます。本町議会では、6月から9月までの間、幕別町環境宣言に基づき、クールビズに取り組むこととしています。各議員におかれましては、実施期間中、適宜対応されますようお願いいたします。それでは、ただ今から令和4年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番田口議員、12番谷口議員、13番芳滝議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの16日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの16日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第6号、幕別町土地開発公社、報告第7号、株式会社忠類振興公社、報告第8号、公益財団法人幕別町農業振興公社、報告第9号、株式会社幕別町地域振興公社に係る経営状況を説明する書類が、それぞれ提出されていますので、お手元に配布してあります。

後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（萬谷 司） 5番小島議員、9番酒井議員から、本日欠席する旨の届け出を受けておりますので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和4年第2回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、幕別簡易水道の漏水事故に伴う断水について申し上げます。

当該事故は、5月12日、午前2時15分頃、糠内小学校付近において、配水管本管の接続部に亀裂が生じ漏水が発生したことにより、五位地区全域、糠内、南勢地区の一部、計84世帯が断水に至ったものであります。

当日、午前4時17分頃、幕別町浄化センターから配水池水位の低下が確認された旨の通報を受け、直ちに漏水箇所を特定するための調査を行い、並行して配水池への応急給水作業を行うことで水道水を確保するとともに、防災無線により対象地域の住民に対し節水のお願いをしたところであります。

その後、漏水の発生から約8時間後の午前10時30分に漏水箇所が特定されましたことから、復旧作業を行うため、午後0時50分に防災無線により対象世帯に対して午後1時30分から午後4時30分の間、復旧工事により断水する旨のお知らせを行い、これと並行して対象世帯に給水パックの配布を行うとともに、給水タンク車による一部酪農家への個別給水を行ったところであります。

午後1時30分に着手した復旧工事は、午後6時30分に配水管本管を修復し、点検確認を行った後、午後7時から通水作業と管内の水の濁りを解消するための作業を行い、翌13日、午後6時に水の濁りが解消されたことを確認し、全ての作業を完了しました。

今回は、配水管本管の漏水が配水池に近い場所で起きたため、広範囲に及んで水に濁りが発生したことから、発生から濁りの解消までに約40時間を要し、その間の断水により、各家庭での食事の準備や酪農家の搾乳作業等に多大なご不便をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

次に、高速情報通信網の整備工事の完了予定について申し上げます。

本工事については、本年第1回定例会の行政報告において、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な資材不足に伴い、完了が概ね4か月程度遅延している旨ご報告したところでありますが、このたび、整備事業者である東日本電信電話株式会社、いわゆるNTT東日本から、7月中旬に工事が完了し、同月20日から光サービスの提供が開始できる予定であるとの報告を受けたところであります。

これにより、5月23日にNTT東日本から、光回線の仮加入申込書を提出された方々に対しまして、サービス提供開始予定日の案内文書が発送されたところでありますが、町におきましても、5月30日に町ホームページで周知をしたほか、今後、広報7月号でもお知らせする予定であります。

利用開始を待ち望まれていた皆さまにとっては、待望のサービス利用開始を迎えることとなります。

次に、図柄入りご当地ナンバープレートの導入に向けた取組について申し上げます。

図柄入りご当地ナンバーとは、ナンバープレートの多角的な活用を図るため、国土交通省が地域の要望に応じて、新たな地域名の表示とその地域の特色を表現する図柄を認めるものであり、この度、新たな導入地域の募集が開始されたところであります。

十勝町村会では、十勝ブランドの更なる認知度向上を図り、地域振興や観光振興に活用するため、令和7年度からの導入に向けて取り組んでいくことで基本合意をしたところでありますが、ご当地ナンバーの地域名として、漢字の「十勝」または平仮名の「とちかち」を念頭に検討しており、今後11月の導入意向表明期限に向け、地域住民の意向確認を進めていくこととしております。

次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択について申し上げます。

地球温暖化対策について、国際的な合意文書である「パリ協定」が2015年に採択されたことに伴い、我が国において、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

具体的には、政府の地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨を公表し、それらを達成すべく国

民並びに国、地方公共団体、民間の団体等と密接な連携の下に取組を行うとしているところであります。

このような背景の中、本町におきましても本年を「ゼロカーボン元年」と捉え、永続的な地球環境の保全と、持続可能な地域社会の形成に取り組むべく、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金による「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を実施するため、本年4月、補助事業の実施団体であります一般社団法人地域循環共生社会連携協会に応募申請をしていたところ、5月19日に事業が採択された旨通知があったところであります。

本年度は、本事業により「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定していく予定であります。が、町域全体の温室効果ガスの現状分析及び将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成、再エネ導入目標の設定及びそれらを達成するための施策等について検討を行い、令和5年度中の策定を目指してまいります。

なお、計画策定に当たっては「幕別町地球温暖化対策推進委員会」において多角的な議論をしていただくとともに、具体的な数値を用いて計画の「見える化」を図り、住民の理解促進と二酸化炭素排出削減の機運の醸成につながるよう取組を進めてまいります。

次に、株式会社忠類振興公社の解散について申し上げます。

株式会社忠類振興公社は、本年3月までアルコ236と道の駅・忠類の指定管理者として管理運営を担ってまいりましたが、去る5月30日に開催された同社の定時株主総会において、解散することが決議されました。

同社は、昭和63年6月、前身の忠類観光物産株式会社が地域住民64人の出資により設立され、その後、忠類村の出資を受けて、平成5年12月に株式会社忠類振興公社へ社名を変更して以来、一貫してアルコ236と道の駅・忠類の管理運営を担うことにより、忠類地域の振興に重要な役割を果たしてきました。

これまで34年間に渡り、地域振興の屋台骨として、多大なる功績を残された同社に対し、感謝を申し上げますとともに、同社を支えてこられた歴代の役員をはじめ、職員、関係者の皆様、そして地域の皆様に感謝を申し上げます。

次に、スマート農業実証プロジェクト事業について申し上げます。

本事業は、小麦の栽培管理から共同収穫作業までの過程において、マッピングシステムを活用して効率化を図ることを目的に、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、令和4年度から2年間にわたり実施する実証事業であります。

事業実施に当たっては、幕別町農業協同組合を代表に、町、十勝農業協同組合連合会、株式会社キセキ北海道が共同機関となり、生産者とともに、衛星データを活用した可変施肥マップを作成し、生育に応じた栽培管理などを行うとともに、マップにより把握した秋まき小麦の生育情報をもとに、共同収穫作業の効率を向上させる新たな技術として実用化されることを期待しているところであります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、4月からの少雨や4月下旬から5月上旬の強風の影響により、てん菜やたまねぎに活着・出芽の遅れがみられ、てん菜においては、再移植や蒔き直しとなる圃場もあり、生育の遅れが心配されましたが、5月下旬の降雨により干ばつは解消され、生育も順調に回復しているところであります。

6月1日現在の農作物の生育状況は、秋まき小麦が、平年より草丈が高く茎数も多く、生育は3日早く、馬鈴しょは、平年より3日早く植付けを終え、生育は平年より3日早く、てん菜は、平年より3日早く移植作業を終え、生育は平年より2日早くっております。

このほか、牧草は平年並みの草丈、サイレージ用とうもろこしは平年より草丈が高く、生育は3日早くなるなど、農作物全般が今のところ順調に生育しておりますことから、この先も天候に恵まれ、稔り豊かな秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

忠類地区の晩成牧場及び共栄牧場については、5月25日から6月2日までの間において、乳牛418頭と肉用牛42頭を、南勢牧場については、5月23日から30日までの間において、乳牛283頭を受け入れ、町営牧場全体では、743頭の入牧を終えたところであります。

今後、更に、乳牛100頭の入牧が予定されておりますが、事故などが起きないように飼育管理に万全を期してまいります。

次に、本町における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について申し上げます。

はじめに本町における感染状況ですが、4月の第2回臨時会の行政報告以降、4月28日から昨日現在までの状況を申し上げますと、新規感染者数の累計は566人となっており、1週間ごとの新規感染者数で見ると、5月第1週の141人をピークに減少傾向にあります。10代以下の感染者数が全体のおよそ5割を占めるなど、依然として若年層の感染割合が高い状況となっております。

また、町内の公共施設における新規感染者数は、同じく4月28日から昨日までに、小学校5校で児童101名、中学校4校で生徒46名、教職員4名、町立保育所3か所で児童17名、職員6名、学童保育所3か所で児童19名、子育て支援センターで児童1名、職員2名、役場本庁舎等において1名の感染者を確認しているところであります。

次に、新型コロナワクチンの3回目の接種状況についてですが、6月8日現在、65歳以上の高齢者で接種を終えられた方が8,383人で、2回目の接種を終えられた方に対する接種率は94.6%、64歳以下の方は8,586人で、68.9%、合わせて16,969人で、79.6%となっております。

また、5歳から11歳の方へのワクチン接種につきましては、6月8日現在、対象者1,570人に対して1回目接種を終えられた方が335人で、接種率が21.3%、このうち2回目の接種を終えられた方が268人で、1回目の接種を終えられた方に対する接種率は80.0%となっております。

次に、4回目の追加接種についてですが、4月28日付け厚生労働省通知及び同日開催されました自治体向け説明会において、接種対象者、接種開始時期及び接種券の発送準備等に係る取扱いが示されましたことから、これらを基に現在準備を進めているところであり、今定例会に関連する予算について提案をさせていただいたところであります。

なお、4回目の追加接種対象者は、3回目の接種を終えてから5か月が経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方となっており、このうち、60歳以上の方につきましては、3回目の追加接種と同様、日時・場所などを指定した接種券等を今月中旬を目途に発送し、7月9日から集団接種を開始する予定としております。

また、18歳以上60歳未満で基礎疾患のある方及び重症化リスクが高いと医師が認める方で4回目の追加接種を希望される方は、事前に申請をいただいた後、接種券等を送付することとしており、今月の広報紙及び町ホームページ、さらには防災行政無線により周知をしたところであります。

このほか、高齢者施設の入所者につきましても、各施設と連携を図りながら、速やかに接種ができるよう準備を進めているところであり、4回目の追加接種について、希望される全ての方が安心して、スムーズに接種を受けることができるよう、体制整備に努めてまいります。

以上、当面する諸課題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第2号、令和3年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第2号、令和3年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第213条の規定により、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、報告いたしますのは、本年3月の第1回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、2款総務費の「電算機器管理事業」以下、13事業であります。

本計算書は、事業ごとに事業費総額と、括弧書きで節ごとの、あるいは細節ごとの繰越限度額や翌年度繰越額、財源内訳を記載しております。

このうち、表の左から4列目の「繰越限度額」と、実際に繰り越した額、この列の右側の「翌年度繰越額」との額が異なっておりますのは、表の上から2段目の町内宿泊施設宿泊費助成事業、3段目の非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、一番下の段の農業ゆとりみらい総合資金貸付事業の3事業であります。

当該3事業は、繰越限度額の中の令和3年度支出額が確定したことに伴い、翌年度繰越額が、繰越限度額を下回ったものであります。

その他の10事業については、繰越限度額と同額を令和4年度に繰り越したものであります。

2ページをご覧ください。

最終行になります。

13事業の合計は「繰越限度額」が14億561万4千円に対し、実際に繰り越した「翌年度繰越額」は11億718万9千円であります。

表の右端になりますが、そのうち一般財源所要額は1億2,801万2千円で、令和3年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、令和3年度幕別町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第3号、令和3年度幕別町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

地方自治法第220条第3項の規定により歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものは、事故繰越しとして、これを翌年度に繰り越して使用できるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないとされております。

今回、ご報告いたしますのは、2款総務費、1項総務管理費の「高度無線環境整備事業 光ファイバー整備費負担金」であります。

表の最終行の「説明」欄をご覧ください。

本事業に係る予算は、令和2年第3回町議会定例会において補正予算の議決をいただき、その後、翌年の令和3年第1回町議会定例会で繰越明許費に設定し、3年度に繰越していたものであります。

高度無線環境整備事業の施工事業者であります東日本電信電話株式会社、通称、NTT東日本が、新型コロナウイルス感染症の影響により、光ファイバーケーブルの生産体制が縮小したことから、資材調達が難航したこと、加えて、緊急事態宣言による行動制限で施工体制の確保に困難を来したことから、事業実施に想定以上の期間を要し、年度内に完了しなかったため令和4年度に繰り越したものであります。

説明欄の上段の「合計」欄をご覧ください。

支出負担行為額と同額の8億4,957万8千円を令和4年度に繰り越したものであります。

既収入特定財源の3億4,700万円は、国からの通知に基づき、令和3年度に辺地対策事業債を借り入れたもので、同額を令和4年度に繰り越したものであります。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

日程第5、報告第4号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第4号、令和3年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

報告第2号と同様に、翌年度に繰り越しをしました当該経費について、繰越計算書をもって報告するものであります。

今回、報告いたしますのは、本年第1回町議会定例会において、繰越明許費に設定いたしました、2款事業費、1項下水道施設費の「下水道施設建設事業」で、翌年度繰越額は6,344万3千円であります。

そのうち、一般財源所要額は4万3千円で、令和3年度決算の歳入歳出差引額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

日程第6、報告第5号、債権の放棄についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第5号、債権の放棄についてご報告申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

令和元年第4回町議会定例会において、町の債権管理事務の適正化と効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に制定されました幕別町債権管理条例に基づき、町税、介護保険料など同様の滞納処分を行うことのできない、公営住宅使用料などの私債権について、同条例第16条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付けで、次のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

いずれの債権も適正な債権管理に努めてまいりましたが、あらゆる手段を尽くしても、徴収が不可能な債権について、条例の放棄事由を満たすものと判断し、当該債権を放棄したものであります。

表は、左から右に、債権の名称、発生年度、放棄事由ごとの件数と金額、そして右端には合計を記載し、上段の公営住宅使用料から6ページの上水道使用料まで3種類の私債権の放棄の内容を記載しております。

表の上段、中ほどに放棄事由を記載しております。

条例第16条第1項第2号の「生活保護等」は、本年3月の第1回町議会定例会において、放棄事由に追加したもので、債務者が生活困窮状態にあり資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるものであります。

第3号の「破産免責等」は、債務者の自己破産により債務者としての責任を免れたもの、第7号の「失踪、所在不明等」は、失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないものであります。

今回は全件が債務者の死亡によるものであります。

始めに、公営住宅使用料であります。

第2号「生活保護等」の事由によるものが、平成6年度、8年度から11年度まで、13年度、14年度、18年度、20年度、21年度、23年度、29年度、30年度で79件、99万7,960円。

第3号「破産免責等」が、平成25年度から令和元年度までで73件、156万2,894円、合計で152件、256万854円であります。

次に、学校給食費であります。

第2号「生活保護等」が、平成26年度から28年度までで237件、104万3,150円であります。

6ページをご覧ください。

最後に、上水道使用料であります。

第2号「生活保護等」が、平成11年度から14年度まで、16年度から23年度まで、25年度から27年度までで132件、30万2,119円。

第3号「破産免責等」が、平成25年度から30年度までと令和3年度で31件、16万2,252円。

第7号「失踪、所在不明等」が、平成21年度から令和3年度までで98件、13万8,770円、合計で261件、60万3,141円であります。

放棄いたしました3種類の債権の総合計は、第2号「生活保護等」が448件で、234万3,229円、第3号「破産免責等」が104件で、172万5,146円、第7号「失踪、所在不明等」が98件で、13万8,770円、合計で650件、420万7,145円であります。

行政サービスを受けるにあたっての受益と負担の公平性の確保は、住民の皆さんからの行政への信頼には、欠くことのできない、そして、強く求められる原則でありますことから、引き続き、公平、公正かつ適正な債権管理に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第7、議案第64号から日程第11、議案第68号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第64号から日程第11、議案第68号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、議案第64号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第64号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,343万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ163億5,747万4千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 地方債補正」、「1 追加」であります。

保健福祉センター改修事業は、本年3月に漏水が発生した地下暖房用配管を耐用年数が長く、熱伝導率の高いステンレス製の管に更新するため、3,960万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

土木施設等補助災害復旧事業は、昨年11月の大雨による札内高台線の災害復旧事業で、令和4年第1回町議会定例会で繰越明許費に設定いたしましたが、資材の高騰などにより追加費用が必要となりましたことから、20万円を限度として地方債を発行しようとするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

「2 変更」であります。

忠類歯科診療機器等購入事業は、診察ユニットの附属設備でありますフリーアーム2台と口腔外パキューム1台の更新費用を追加するため、限度額に200万円を追加し、330万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

それでは歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費5,800万3千円の追加であります。

国のコロナ対策関連事業であります、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業は、令和3年第4回町議会定例会において補正予算に計上し、令和4年第1回町議会定例会で繰越明許費に設定したものであります。

本事業は、住民税非課税世帯に加えて、令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で、収入が減少した「家計急変世帯」を支給対象としております。

家計急変世帯については、本人からの申請を要しておりましたが、本年6月に、令和4年度の課税状況が確定しましたことから、令和4年度分の住民税が非課税の世帯で、本給付を受けていない世帯に対して、町からの積極的な給付が行えるよう、制度の見直しが行なわれたものであります。

令和4年6月1日現在、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯のうち、令和3年度に給付金を受けていない世帯を対象に1世帯あたり10万円を給付するという見直し内容で、全額、国庫補助金が充当されるものであります。

1節から13節までは事業執行に要する事務費であります。

18節は、非課税世帯臨時特別給付金559世帯分であります。

10目保健福祉センター管理費4,173万4千円の追加であります。

保健福祉センターの地下暖房用配管の改修に要する費用を追加するものであります。

8ページをご覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費3,769万2千円の追加であります。

児童福祉総務事務事業は、前年度の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業と子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国への精算還付金であります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年度と同様に住民税非課税のひとり親以外の子育て世帯等に対し、給付金を給付するもので、全額、国庫補助金が充当されるものであります。

令和4年度分の住民税非課税世帯に加えて、令和4年1月1日以降、収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯に属する18歳未満の児童などに対して1人当たり5万円を支給するものであります。

1節から、9ページにわたりますが、13節までは事業執行に要する事務費であります。

18節は、子育て世帯生活支援特別給付金264人分であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目診療所費200万8千円の追加であります。

忠類歯科診療所の診療機器購入に要する費用を追加するものであります。

10ページをご覧ください。

8目新型コロナウイルスワクチン接種事業費470万7千円の追加であります。

本年7月から9月にかけて実施する、60歳以上の方と18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方や重症化リスクの高い方を対象とした4回目のワクチン接種に要する経費を追加するものであります。

保健師の報酬を始め、消耗品や郵便料などの事務費を計上しております。

11ページになります。

6款農林業費、1項農業費、7目農地費360万円の追加であります。

道道幕別大樹線沿いの軍岡横断路排水設備の腐食破損により横断路が陥没したことから、その修繕工事費を追加するものであります。

2項林業費、1目林業総務費47万5千円の追加であります。

幕別町森林組合の令和3年度配当金相当額を、同組合に出資するものであります。

7款1項商工費、3目観光費316万8千円の追加であります。

アルコ236及び道の駅・忠類の指定管理業務の施設、設備等の修繕費に係るリスク分担精算金であります。

12ページをご覧ください。

10款教育費、5項社会教育費、8目百年記念ホール管理費658万1千円の追加であります。

芸術・文化公演事業は、NPO法人まくべつ町民芸術劇場が行う公演事業に対する一般財団法人地域創造からの補助金を追加するものであります。

百年記念ホール指定管理者業務指定管理事業は、同施設の燃料費と新型コロナウイルス感染拡大による休館に伴う収入減少相当額に係るリスク分担精算金であります。

6項保健体育費、2目体育施設費328万2千円の追加であります。

札内スポセン及び農業者トレセン指定管理者業務指定管理事業は、両施設の燃料費と新型コロナウイルス感染拡大による休館に伴う収入減少相当額に係るリスク分担精算金であります。

町民プール維持管理事業は、幕別町民プールの煙突と忠類町民プールの屋根及び煙突の修繕費用を追加するものであります。

13ページになります。

12款職員費、1項1目職員給与費102万円の追加であります。

非課税世帯等臨時特別給付金と子育て世帯生活支援特別給付金の事務執行に要する正職員の時間外

勤務手当を追加するものであります。

14款災害復旧費、1項土木災害復旧費、1目補助災害復旧費116万9千円の追加であります。

札幌内高台線の復旧に要する工事費を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページまでお戻りください。

1款町税、2項1目固定資産税3,533万2千円の追加であります。

現年課税分であります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金7,436万5千円の追加であります。

非課税世帯等臨時特別給付金給付事業と子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る事業費と事務費の国庫補助金であります。

3目衛生費補助金470万7千円の追加であります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金であります。

6目災害復旧費補助金93万5千円の追加であります。

札幌内高台線の追加工事に係る国庫補助金であります。

17款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金210万円の追加であります。

保健福祉センターの改修に係る地域づくり総合交付金であります。

6ページをご覧ください。

22款諸収入、5項4目雑入420万円の追加であります。

一般財団法人地域創造からの助成金であります。

23款1項町債、2目民生債3,960万円の追加であります。

保健福祉センター改修事業債であります。

3目衛生債200万円の追加であります。

忠類歯科診療所診療機器等購入事業債であります。

11目災害復旧債20万円の追加であります。

土木施設等補助災害復旧事業債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番（中橋友子） 7ページの社会福祉総務費の今回新たに支給されます非課税世帯臨時特別給付金、併せまして、同じく、8ページの児童福祉総務費の児童福祉総務事業に関わりましての、子育て世帯生活支援特別給付金についてお伺いをいたします。

前回に引き続き、令和4年度の非課税世帯に対して、新たに追加されるということでもあります。対象になる方がもれなくこの給付が受けられるよう事務を進められることが大事だと思うのですが、その点で前回の給付金につきましてもまだ申請期間が残っておりまして、全員申請には至っていないのではないかと思います。これまでの申請状況、給付状況、対象者に対してどれくらい執行されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 児童福祉費になります。まず前年度の実績ということになりますが、今回、精算還付というところにも載せてございますが、一つが子育て世帯生活支援特別給付金が203人への交付となっております。それから、子育て世帯臨時特別給付金が3,752人への給付でございます。前段の、子育て世帯生活支援特別給付金は積極給付と家計急変世帯の申請に対する給付になりますので、対象件数は把握しておりません。

○議長（寺林俊幸） 福祉課長。

- 福祉課長（亀田貴仁） 非課税世帯の給付金の関係であります。対象者につきましては、3,010世帯ほどございますけれども、手元に正確な資料を持ってきていないものですから、正確なお話にはなりませんけれども、94%ほどの支給状態となっております。先ほど、中橋議員言われました令和4年度の新たな支給というお話ですけれども、今回の給付金につきましては、令和3年度に実施しておりました、非課税世帯のほかに家計急変世帯の部分もありましたけれども、今回の4年度の事業につきましては、家計急変世帯の部分が新たに、令和4年度の課税状況が分かったことから、その部分に対して、この4年度の非課税世帯の給付金が創設されたものであります。以上です。
- 議長（寺林俊幸） 中橋議員。
- 18番（中橋友子） わかりました。お尋ねしたかったのは昨年実施されたうえで、今回令和4年度新たに、家計急変世帯が追加になっていく、前年度支給になった方たちは対象になりませんよ、ということになっておりました。そこを理解した上なんですけれども、前年度の94%が支給されたということなんですけれども、この間、連絡をいただいただけでは給付になりませんよね、連絡いただいた本人が申請するという形をとって、初めて給付になるんですけれども、そこで、申請の意思がありながらも、能力的に、一人暮らしの世帯だとかということで、申請できずに過ごしている、あるいは知らないまま過ごしているという実態がありました。そういうところに対する対応が必要だなと思ひまして、今回新たに追加になっていくわけですから、対象になっている方にお手紙がいつているわけですけれども、返事がないところに対する手立てがいるのだと思うのですよね、そこを今回の実施に関してもしっかりやっていただきたいと思ひて質問いたしました。いかがでしょうか。
- 議長（寺林俊幸） 福祉課長。
- 福祉課長（亀田貴仁） 対象者に対する周知ですけれども、まず非課税世帯に対しましては、こちらから申請書を送付しております。直接お送りしておりますので、それによってまずは周知はできていると考えております。また、こちらの方としましては、非課税の世帯という情報のみで申請書を送らざるを得ないんですけれども、場合によっては、違う町の課税されている方の扶養になっている場合もございます、その場合は実際は対象にならないということになりますので、こちらがお送りした100%が申請されるということにはならないというふうに受け止めております。
- 議長（寺林俊幸） 保健福祉部長。
- 保健福祉部長（樫木良美） 一人世帯であったり、高齢の方でなかなか申請できない方もいらっしゃるかと思いますので、今後、民生委員さんとか、ヘルパーさんにも、こういった制度をお知らせして、声掛け等々をしていただくような形で、申請する意思があるのに申請できない方が出ないような形なるべく行っていきたいと考えております。
- 議長（寺林俊幸） 中橋議員。
- 18番（中橋友子） わかりました、ぜひきめ細やかな手立てをとっていただきたい。結局、どうしてそういう実態に至っているかという理由の一つなんですけれどもね、文書が非常に小さくて、難しいんですよ、高齢者にとっては理解ができないという場面に出会いました。この辺のはじめからきちっと、考慮して大きい文字でわかりやすい文書ということになれば、また変わってくるんじゃないかなというふうに思ひます。ぜひ、対象となる方に給付されるように、きめ細やかな手立てをとられるということでありましたから、さらにそういった文書の内容についてもご検討いただいて、実施していただきたいということをおし上げておきたいと思ひます。
- 議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第65号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び、日程第9、議案第66号、令和4年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第65号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と議案第66号、令和4年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第65号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ25万6千円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億3,499万2千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費25万6千円の追加であります。

未就学児の均等割額の軽減措置の実施に係る国民健康保険税システムの改修に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に歳入をご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

2款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金25万6千円の追加であります。

電算システム改修に係る特別調整交付金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算、第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第66号、令和4年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、予算の総額をそれぞれ8,622万6千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

9ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」、「1 変更」であります。

農業集落排水設備更新事業は、忠類浄化センターに設置している濃縮汚泥供給ポンプ2台のうち1台が経年劣化に伴い排水能力が低下していることから、その更新費用110万円を追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

2款事業費、1項排水処理管理費、1目排水処理施設管理費110万円の追加であります。

忠類浄化センターの濃縮汚泥供給ポンプの更新に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

10ページにお戻りください。

6款1項町債、1目農業集落排水整備事業債110万円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第65号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第66号、令和4年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第67号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第67号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が1,000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案書の11ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、パソコン端末106台であります。

取得の対象でありますパソコン端末は、職員が日常的に使用している事務用のパソコンであります。導入から6年が経過し、故障や操作性の低下を解消する目的から、更新しようとするものであります。

2、取得の方法は、指名競争入札であります。

本年5月25日に株式会社曾我、十勝事務機販売株式会社、アートシステム株式会社帯広支店、株式会社ブコーシャの4者により指名競争入札を執行し、アートシステム株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社を納入先としたところであります。

3、取得金額は2,638万9千円であります。

今回の財産取得は、北海道市町村備荒資金組合の資金を活用して行いますことから、財産の取得に係る事務全般は、町が同組合から委任を受けて行うこととされており、町は、機種を選定、契約の相手方、取得金額を決定し、それをもとに、同組合と契約の相手方とが売買契約を締結し、町への物品の納入、同組合から納入業者への購入代金の支払いが行われ、その後に町が元利償還金を同組合へ支払うものであります。

取得する財産の納期限は、令和4年12月28日と定めており、その後、町が同組合に支払う元利償還金の償還期間は令和9年3月までであります。

借入利率は0.15%、5年間の利子総額は9万7,505円であります。

4、取得の相手方は、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長、山口幸太郎氏であります。

5、北海道市町村備荒資金組合の契約の相手方は、帯広市西20条南6丁目3番20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長、澤見正興氏であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第67号、財産の取得については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第68号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第68号、財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の5ページをお開きください。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、議決事件に定められている予定価格が1,000万円以上の動産の買入れでありますことから、議会の議決をいただき、その後に同財産を取得しようとするものであります。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

今回、取得しようとする財産は、現在、主に忠類西部線で運行しておりますスクールバスの更新を行うものであります。

現行のスクールバスは、平成18年12月に購入したもので、15年あまりが経過し、走行距離も本年3月末現在で32万キロメートルに達し、老朽化が著しいことから、国のへき地児童生徒援助費等国庫補助金を活用して、取得しようとするものであります。

ページ下段に記載しております「規格形式」のとおり、車両は、中型バスで、補助椅子席を含め45人乗りであります。

議案書の12ページをご覧ください。

1、財産の名称及び数量は、スクールバス、忠類西部線1台であります。

2、取得の方法、3、取得金額、4、取得の相手方についてであります。

本年6月1日に、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、の2者により指名競争入札を執行いたしましたところ、1,956万7,430円をもちまして、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店が落札いたしましたので、同社の代表であります帯広市西20条北1丁目3番2号、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、支店長、湯浅康雄氏を相手方として財産を取得しようとするものであります。

納期は、令和5年3月10日と定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第68号、財産の取得については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第12、陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める

陳情書から、日程第15、陳情第4号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書までの4議件を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書、及び、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出を求める陳情書の2議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第3号、高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める陳情は、民生常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第4号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月10日から6月19日までの10日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日から6月19日までの10日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月20日、午前10時からであります。

11:12 散会

第 2 回 幕別町議会定例会

議事日程

令和 4 年第 2 回 幕別町議会定例会
(令和 4 年 6 月 20 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 日程第 2 一般質問（6 人）

会議録

令和4年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年6月20日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月20日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 6 若山和幸
7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子 11 田口廣之
12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 6 欠席議員
5 小島智恵
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山端広和
住 民 生 活 部 長 寺田 治 住 民 生 活 部 長 檜木良美
経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 小野晴正
会 計 管 理 者 合田利信 忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文
札 内 支 所 長 新居友敬 教 育 部 長 川瀬吉治
政 策 推 進 課 長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博
地 域 振 興 課 長 谷口英将 糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
農 林 課 長 高橋修二 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 鯨岡 健
学 校 教 育 課 長 西田建司 商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
都 市 計 画 課 長 河村伸二 生 涯 学 習 課 長 石田晋一
住 民 課 長 本間 淳 保 健 課 長 宇野和哉
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟

議事の経過

(令和4年6月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14番千葉議員、15番小川議員、16番藤原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

6月14日、第73回北海道町村議会議長会定期総会が札幌で開催され、私が出席いたしました。

その議案の抜粋をお手元に配布してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、同定期総会の席上、同会表彰規程に基づく自治功労者表彰が行われ、谷口和弥議員及び藤原孟議員の2名が受賞いたしました。

後ほど、伝達式を行います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（萬谷 司） 5番小島議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告をいたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

10:02 休憩

10:06 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○3番（内山美穂子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

持続可能な地域農業の振興と給食での有機農産物の活用は。

2030年の達成を目標として国連で採択されたSDGsや環境を重視する国内外の動きが加速する中、農業分野では持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」が、昨年5月に策定されました。さらに、同戦略を推進するため「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）」が本年5月2日に公布され、6か月以内に施行されます。

戦略は2050年までの農業ビジョンであり、CO₂排出実質ゼロや化学農薬や化学肥料の使用低減、有機農業の取組面積拡大など14の目標を掲げています。背景には、地球温暖化や大規模自然災害の増加、生産者の減少や高齢化による生産基盤の脆弱化や地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機としたサプライチェーンの混乱などがあります。生産力の向上とともに、地球環境に配慮した持続性の両立をイノベーションで実現していこうとするもので、これを受けて北海道も本年3月「北海道有機農業推進計画（第4期）」を策定しました。その中で、自然循環機能を増大させ、環境負荷の低減にもつながる有機農業について取組の拡大を目指しています。

幕別町においては本年度をゼロカーボン元年とし、実行計画策定への取組がスタートしました。農業分野での対応も不可欠です。町はこれまで、持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業やふるさと土づくりなどの支援に取り組んできましたが、さらなる取組が求められています。そこで、戦略に関わる具体的な施策の1つとして、カーボンニュートラルの達成に資する有機農産物の公共調達を積極的に増やすことが挙げられます。昨今は食の市場も多様化しており、十勝でもとちかちオーガニック振興会が設立、保護者たちもオーガニック給食の実現に向け活動しています。環境保全型農業への関心を高め、有機農産物の認知度向上や地域の生産者の取組を後押しする政策として「オーガニック給食の日」を定めるなど、学校給食へのさらなる活用を実現させるべきと考えます。

SDGsの理念を踏まえ、将来を見据えた地域の活性化に向け、食料基地十勝の強みを生かしながら、環境に優しく持続可能な取組をより一層進めていくことが重要であることから、以下について伺います。

- ①環境保全型農業の取組実績と促進の考えは。
 - ②町内の有機農業の現状と今後の取組について。
 - ③農業政策として、学校給食で有機農産物のさらなる活用を。
- 以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「持続可能な地域農業の振興と給食での有機農産物の活用を」についてであります。

近年、気候変動の影響や生物多様性の低下、SDGsをはじめとする環境への意識の高まりを受けて、社会全体を持続可能なものにしていくことが求められており、農業分野においても国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となっております。

国においては、令和3年5月に持続可能な食料システムの構築に向け「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量50%低減、化学肥料の使用量30%低減、そして耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大する等を掲げております。

また、本年5月に公布された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」いわゆる「みどりの食料システム法」の制定に伴い、本年の秋には環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する国の基本方針が示されることとなっております。

ご質問の1点目「環境保全型農業の取組実績と促進の考えは」についてであります。

国は、平成4年度に策定した「新しい食料・農業・農村政策の方向」において、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等により肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を環境保全型農業と位置付け、推進してきたところであります。

平成 26 年度に創設された「環境保全型農業直接支払交付金」は、化学肥料や化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて、有機農業や緑肥等の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し支援するもので、交付金の負担割合は、国が 2 分の 1、道が 4 分の 1、町が 4 分の 1 となっております。

また、町の独自施策として平成 8 年度から「ふるさと土づくり支援事業」として、土地の生産性向上と農業経営の安定化を図るため、町内各農業協同組合とともに堆肥の切り返しや堆肥の購入及び緑肥種子購入経費の一部助成を、町単独事業として実施してきたところであります。

令和 3 年度の取組実績につきましては、環境保全型農業直接支払交付金といたしまして、有機農業の取組が 1 団体、50.8 ヘクタール、緑肥の取組が 3 団体、68.0 ヘクタール、堆肥の施用の取組が 4 団体、208.7 ヘクタール、延べ 8 団体に総額 1,935 万 5,480 円を交付しております。

ふるさと土づくり支援事業といたしましては、堆肥の切り返しが 179 戸、1,330 時間、堆肥の購入が 164 戸、6 万 3,076 トン、緑肥種子の購入が 122 戸、6 万 1,453 キログラムで、延べ 465 戸に総額 1,500 万 4,704 円を助成しております。

環境保全型農業は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等に寄与するものでありますことから、町といたしましては引き続き環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、多くの農業者に取り組んでいただけるよう農業団体や関係機関と連携しながら、普及に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目「町内の有機農業の現状と今後の取組について」であります。

有機農業は、平成 18 年 12 月に制定された「有機農業の推進に関する法律」において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう」と定義されております。

町内で有機農業に取り組んでいる経営体は、2020 年農林業センサスの調査において、39 経営体で作付面積は 337 ヘクタールとなっており、町内の農業経営体数の 7.6%、全経営耕地面積の 1.6% となっております。

また、このうち 2 経営体は、化学合成された肥料及び農薬を 2 年以上使用せずに栽培することや周辺から使用禁止資材が飛来、流入しないように必要な措置を講じているなどの基準に適合した有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）の認証を取得しており、有機 JAS マークを使用し、「有機」や「オーガニック」等と農産物に表示することができる経営体であります。

町では、平成 31 年に策定した「幕別町農業・農村振興計画 2018」において、環境保全型農業の推進や有機農業についての研究を掲げ、「幕別町 6 次産業化・地産地消等推進戦略」においては、重点を図るべき農畜産物の中に「有機 JAS 認定農産物」を位置付け、安心を追求した農産物の付加価値を高める取組を推進しており、有機野菜の詰め合わせや有機とうもろこし等をふるさと納税の返礼品としても活用しているところであります。

有機農業の推進にあつては、有機農業が慣行栽培に比べ、生産過程において多くの労力を要することや病害リスクのある栽培法であり、輪作を基本とする大規模畑作地域において、慣行農業から有機農業へ転換するには課題も多く、実践技術の体系化や省力技術の開発のほか、多くの農業者が取り組むことができる新たな生産技術体系の確立などが求められるところであります。

町といたしましては、有機農業に関する多様な農業者の考え方を尊重し、慣行栽培による農業からの転換を希望する農業者に、有機農業先駆者並びに関係機関と連携し、情報提供を行うとともに、国等による事業の活用を紹介するなどの支援に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目「農業政策として、学校給食で有機農産物のさらなる活用を」についてであります。

町においては、先ほど申し上げました「幕別町農業・農村振興計画 2018」や「幕別町 6 次産業化・地産地消等推進戦略」に基づき、重点を図るべき農畜産物の 1 つとして有機農産物を位置付けており、学校給食センターでは、地産地消と食育の推進を図る観点から、有機農産物を含めた地場産農産物を食材として使用しております。

令和3年度において、学校給食で使用した農産物のうち地場産農産物の割合は40.5%で、このうち有機農産物を11.7%使用しております。

近年では、米飯を全て地場の有機米で賄う取組が千葉県木更津市などで進められているなど、全国の市町村において地産地消や食育の観点から、地場の有機農産物等が学校給食に提供されており、さらに有機農産物の学校給食への活用を目指して活動する保護者側の動きも見られております。

学校給食に要する食材料費などの経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とされていることから、提供する側にはできる限りコストを下げるのが求められております。

しかしながら、仮にカレーライスの食材を全て有機農産物にした場合には、1食当たり574円で現行の給食費の350円の増となり、1日では2,490食で約87万2千円の食材料費が増加するものと見込んでおります。

学校給食における有機農産物の活用は、有機農業及び有機農産物等の消費者理解の醸成につながる一つの機会であると認識しておりますが、現状でも1食当たり町費で22円の負担軽減策を講じており、これ以上の支援は難しいものと考えております。

したがって、学校給食においては、価格差を保護者が負担してでも、子どもたちに有機農産物を食べさせたいという機運の高まりが重要と考えておりますことから、まずは消費者理解の醸成を図るため、広報紙等をはじめとした有機農産物のPRのほか、未来を担う子どもたちに、食育等の授業を通じ、環境に配慮した農業への理解を深めるなどの活動を、有機農業に取り組む農業者をはじめ教育委員会とも連携しながら、進めてまいりたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 持続可能な地球環境に配慮した政策として、環境保全型農業、これは30年前から国の農業政策の大綱でうたわれ、北海道も収量や品質を落とさないで、化学肥料、農薬を最小限にしていくクリーン農業などが進められてきました。近年は、管内のJAが連携して安全な農作物の生産工程管理（GAP）にも取り組んでいると承知しています。現在、コロナ禍、そしてウクライナ情勢を受け、燃料や生産資材が高騰し、さらには急速な円安、物価の上昇が顕著になっています。先般、6月から11月までの化学肥料の原料価格について、最大94%の値上げが報じられ、収支環境が厳しさを増しています。食料資材はそのほとんどが輸入に頼っており、値上げだけでなく手に入るかどうか、来年の再生産が例年どおりできるか、困惑が広がっている状況であります。国も影響緩和策を検討しているとお聞きしていますが、農業者が安心して営農できるよう、早急な対応を望んでいます。先行きは不透明であります。化学肥料、農薬につきましても、生産力の向上に貢献してきたものと理解しているところではあります。こうした情勢を鑑み、また環境負荷の低減がこれまで以上に求められることもあり、今後は国内で調達できる体制や使用量そのものをさらに減らしていける技術の確立なども構築していかなければならない、課題が多くある中での質問とさせていただきます。

幕別町の環境保全農業の取組実績です。取り組んでいる農家数は全国的に増加していると承知しています。令和3年の直接支払交付金の実績についてお答えいただきました。1,936万円でした。令和4年の予算ベースで2,210万円になっているのですけれども、内訳についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと予算の内訳については承知しておりませんが、これについては農業者の方が取り組む場合において、国、道、町が負担をするという取組でありますので、あくまで予算時点においては予定ということで押さえておりますので、今後、農業者の取組によってはこの額が増減するかというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私がお聞きしたのは、もしかしたら取組が拡大して金額が上がっているのではないかとお聞きしました。平成23年からこの事業が始まったのですけれども、この間、幕別町での活用の推移はどのようになっているのでしょうか。また、管内のほかの市町村と比べて、ど

のような状況になっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 先ほどの令和4年度の取組ということですが、答弁漏れておりまして申し訳ございません。予定といたしましては、カバークロープの取組が3団体、堆肥施用の取組が5団体、有機農業が1団体であります。それで、予算につきましては2,210万円ということで、ほぼ前年と同様の計画となっております。また、実績につきましては、交付実績の団体数につきましては、平成28年度が4団体でありましたが、これが令和2年度には10団体ということで、取組実績につきましても、少しずつではありますが増加している状況となっております。また、管内の実績でありますけれども、管内の交付実績、金額だけ見ますと5番目ぐらいの実績だったはずでございますが、音更、芽室なんかと比べると、金額としては少ないという現状でございます。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私も管内の状況について調べさせていただきました。今5番目というお話だったのですけれども、芽室とか音更と格段に数字が違うのですね。3年前は今よりさらに金額的に3分の1ぐらいの活用状況になっているのですね。それで、こういうふうにならなっているのだけれども、何か自信を持って取り組んでいますというような数字なのかなというような、調べましたらそういうデータが出ておりましたので、質問させていただいたのだけれども。また、この直接交付金を活用するに当たって、市町村で推進する事業というのが、事業費というのが国から出ていると思うのですが、それに関して、令和3年度になって初めて幕別町で、予算が実行されているのだけれども、その前は町村の市町村推進事業というのが計上されていなかったのですね。何かこういう活用状況と、市町村推進事業の活用状況と内容について伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 農林課長。

○農林課長（高橋修二） ただいまの推進事業の関係ですね。これ、私のところに今ちょっと手元に資料ないので、何ともあれなのだけれども、恐らくその事務費に係るものが該当してくるのかなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 本当はその中身について、どんな事務なのかというのを聞きたかったのですよね。というのは、いろいろホームページで、ほかの町村の同じ取組を調べさせていただくと、幕別町は何か固いような、固いようなというか、国のそういうものがそのまま載せられている状況なのだけれども、例えば音更なんかはすごく分かりやすく載せたりとかして、推進事業の交付額も112万円とか、幕別8万円であるのに対して高くなっているのですね。というのは、何かその分だけPRするための予算を計上しているのかなというふうに思っていて、やっぱりこういう事業というのは活用してもらったほうがいいと思うので、今後力を入れていただきたいなというふうに思います。

例えば交付金額、有機農業に関しては10アール当たり1万2千円なのですね。いろいろと国のほうもそういう事業費を確保しておりますので、活用を広げていただくことが大切というふうに考えます。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは議員の中にも農業者の方がいらっしゃるの、私が偉そうにしゃべるのも何かと思いますけれども、やはりこれ取り組むにはそれなりの収入がなければ取り組まないわけがあります。何ばいいなと思っても、収量が落ちる、市場価格も低いのであればこれは農業者作らないのですね。ですから、PRすれば農業者の方にたくさん作ってもらえる、そういう性質のものではないというふうに私は思っておりますので、やはりそこは、農業者は自分の経営戦略の中でいかに、どの品目について有機を取り入れていくかにかかっているわけでありまして、これはもう十分に農業者の方は分かっている、PRしたから広がるとかそういう性質のものではないというふうに私は認識しております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） その件に関しては私も同じふうに思っております。やっぱり経済、収益がしっかり確保されていなければ取り組まないと。その中で、ふるさと土づくり支援事業、幕別で平成8年に事業が始まって26年たちました。これ、すごくいい取組だなというふうに思っています。ただ、始まった頃とは取り巻く状況も変わっているのではないかと思います。要件見たら、1戸当たり上限額を設けておりますね。例えば面積が広い農業者も増えておりますから、一度見直す必要があるとは思っています。これについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のふるさと土づくり事業については、実はもう、平成8年というふうにおっしゃっていますけれども、その前の事業がありまして、昭和63年から緑肥の種子購入助成もやってきて、それでかなり長らくやってきたものなので、それではもっと違うような形での土づくりがないのかということで、平成8年から堆肥の切り返し購入を導入したと。その後、また合併協議の中でまた議論がありまして、これ、忠類村は緑肥の種子購入をやっておりましたので、幕別は当時はやっていなかった。それで、これをどう合併協議の中でまとめていくかということがありまして、その合併協議の中で、やはり今までの忠類村の農業の歴史を考えたときに、これは緑肥も残しつつ堆肥も補助対象にしますよということで現在に至っているわけでありまして、実はこれ、補助制度の仕組みとして全体事業費の4分の1を町が、4分の1を農協が、そして4分の2、2分の1を農業者ということで、町を挙げて農業振興策として実施してきているものでありまして、過去にもこの補助率の引上げ、補助単価の引上げの議論は幾度となく繰り返してきたわけなのですが、やはり農協としても出せる金額に限界があるということで今の金額に落ち着いているわけでありまして、できることなら、もっと対象面積を増やすとか、金額を上げたいということはあるかもしれませんが、引き続きこれはゆとりみらい21推進協議会の中で協議事項として検討していただきたいと思いますというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 2番目の質問行きます。

有機農業なのですが、有機農業、化学的な農薬や肥料に頼らず、自然の循環を基本として生態系をできる限り損なわないよう、自然との共生を目指す農業です。みどり戦略では、段階を踏んで2050年までに取組面積を25%にするという目標が掲げられています。現在、全耕地面積の約0.5%、これはJASではないのも入れてそのくらいなので、実現は本当に非常に難しいのではないかと感じております。ただ、これを受けて策定された道の計画では、現在114万ヘクタールのうち、8年後の2030年に取組面積、現在4,817ヘクタールなのですが、1万1千ヘクタールにする、2.3倍にするという目標を掲げています。さらなる技術革新を構築していくということであります。幕別全体の耕地面積の取組面積、お答えいただきました。有機農業に取り組む経営体が39経営体で全耕地面積の1.6%、道や全国に比べたら数字が高いように見受けられました。こういうのを受けて、今のみどり戦略とか道の計画とか、それについての認識をまず伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 国の戦略であったり、道の計画、これは本当に理想とすべきもので、素晴らしいというふうに思います。ただ、実態はどうついていくのかな、目標はどう達成されるのかなという点では非常に難しいなと思っています。というのは、国において100万ヘクタールを有機にしていこうと言っています。4分の1ですね。ですけれども、これは先ほどもちょっと申し上げましたように、まずは市場価格がどう、何倍かの値段をつける。それと収量が少ないわけですね。慣行農業から見たら収量が少ないので、ここをいかに技術革新等によってカバーできるかという面があります。ですから、これは国は本当に性根を据えて、しっかり100万ヘクタール、4分の1を有機にしていこうのだ、そのためのしっかりした支援をするのだということがなければ、私は達成が極めて難しいのだろうな、ましてや、この十勝、幕別の大規模専業農家においてはなかなか難しいのかなというふうに思っております。それと、もう一つ大事なことは消費者のニーズだと思います。消費者が求めれば、値段が高くて

も有機、体にいいし、環境への負荷もないので、非常にすばらしいものだという認識をして、値段高くても買いますと、その理解ですね。消費者理解があれば、ちょっと世の中も動いてくるのかなというふうに思いますので、今申し上げた課題がありますので、まずはこれ国政ですから、国政でしっかりやってもらわないと、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 私も国がこうした政策掲げた以上は、施策を打ち出して行ってほしいと思っていますけれども、十勝においてはもう本当に豊富な土地、資源と自然環境に恵まれて、規模拡大、大規模経営を展開しており、日本の食糧基地を担う重要な役割を果たしていると認識しています。地元農業者は広大な畑、大型機械、大規模投資といった経営スタイルが出来上がっており、その路線で農業経営、生産が行われております。これは強みでもあり、現状では転換が難しいことは承知しております。また、十勝において、後継者の就農意欲は道の実態調査の結果から見ても道内トップではありますが、一方で農家戸数の減少や担い手不足などの課題も抱えています。

先日、有機農業の先進地、安平町に行ってきました。伺った農家さんは現在12ヘクタールで有機農業に取り組んでいます。30年前に新規就農で離農跡地に入って、軌道に乗ってからは研修生を受け入れることで、現在9戸が有機JAS認証の農業者として町内で営農しています。30代から50代中心の、ほとんどが新規参入者なのですけれども、中には地元の大規模農業者の2代目で、70ヘクタールのうち7ヘクタールを有機栽培に部分転換した方もおられました。

これに関してですが、全国的に農業を希望する農業者が増加している状況にあります。町はこれまで新規就農者への支援事業を行ってきたのですけれども、農業後継者でない参入者の実績など、あと相談会とか問合せで、そうした希望をした人というのはあったかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 農業後継者以外の新規参入でありますけれども、今、具体的な数字はちょっと持っていませんけれども、実際にはそういった方が新規参入するというケースもあります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 十勝では、なかなか畑作では新規で参入している方が少ないのではないかなというふうに思います。でも、昨今、環境や健康への関心が高まって有機農業を選択する人が増えていきます。安平町の例のように、先進農家を核として技術を共有できる機会、あと生産者と消費者や流通業者との交流の場を設けるなどの環境づくりも大切ではないかと思えます。これは十勝広域でも考えられると思いますし、現にそういった活動があるとお聞きしています。また、町内にも研修受入れ可能な生産者もおりますので、町としてこのような取組を積極的に進めていくということが重要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 有機JASを取得している農家は2件というお話を答弁させていただきましたけれども、その中の1件は非常に大規模経営をやっておられるので、全く大規模だからできないということではなくて、品目を何かに絞ってやることは十分可能だというふうに思います。安平も十何戸とおっしゃいましたけれども、多分何でもかんでもというのではなくて、特定の品目でそれを言わばブランド化をしていくような、そういう心意気があって取り組んでいるのではなかろうかというふうに思います。そういう取組であれば、非常に高収益作物として市場評価も出てくる、消費者の理解も、訴えるものも大きくなるということになりましようから、そういう動きについては町としても後押ししなければならぬというふうに思いますけれども、なかなか今そこまではいってなくて、一生懸命やっているのは今のところ2件という実態なので、そういう農家がたくさん出てくれば後押しをしたいというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 技術的な面、有機に合うような根菜類とか、そういうのもあると思いますので、そういう先進的な技術を共有できるようなテーブルを設けるとか、そうしたことを取り組んでいただ

きたいと思います。十勝でも有機農業に関心を持つ一般の農業者の方も多いと聞いています。ただ、関心があっても実態が分からないというのが現状ではないかと思います。経営実態ですとか技術の実態とか、そういうことはぜひテーブルをつくっていただきたいと思います。また、有機農業の拡大には、こうした技術面とか所得の安定など生産に関わる取組だけでなく、それを支える消費面からどのように市場を拡大していくか、生産と販売がかみ合って農業経営が成り立っていくものと理解しています。十勝管内でもオーガニック野菜を扱うお店や飲食店が増えてきておりますし、最近では量販店などでも置かれております。消費が多様化していることや、アレルギーなどで農産物、有機農産物を必要としている人が増えてきたのではないかと認識しています。札内に昨年新たに有機農産物の八百屋がオープンしたり、ご存じだと思いますけれども、十勝管内にも多くのサポーターを持つ全国の消費者団体がオーガニックに対する一般市民の意識調査を行って、やっぱりそういう安全性を重視しているという結果が出たりとか、そういうこともあり、新法が成立し、有機農業農産物の給食利用の拡大に向けて国も動き出しました。

次、3番目いきます。

有機農産物の地元での消費拡大は、フード・マイレージが短くて環境に優しいものとなり、2030年までの達成を目指すSDGsの取組を推進することにつながります。また、給食での活用は、自分たちの食べるものがどこで、誰が、どうやって作っているのか、生産者の姿を見て、環境や食の大切さや、地元農業の必要性を理解する。ふるさとに誇りを持って、大人になったときにふるさとの農業にも目を向けて応援してくれるようになってくれる。給食というのは全ての児童生徒に等しく提供されるものであります。きちんと食べる、自ら選んで食べるということにつながります。私は将来への投資だと考えていいと思います。秋までに施行されるみどりの食料システム法の第6条には、消費者は「環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない」と規定されています。また、参議院での附帯決議に「次世代を担う子どもたちに環境と調和のとれた食料システムの重要性を伝え、また当該システムの担い手としての意識を促すため、学校教育等の場を通じた食育の推進に取り組むこと」が盛り込まれています。このことから考えても、生産者への支援と同時に、消費者の意識向上と理解拡大が何よりも重要であることが分かります。このためには、子どもたちがふだんから食べている学校給食における有機農産物のさらなる活用を図ることが入り口であり、突破口になると考えます。学校給食で先ほど答弁いただいたのですけれども、有機の割合が11.7%ということで、学校現場の反応は、どのように受け止められていらっしゃるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 有機農産物の学校給食での活用ということでございますけれども、学校現場では教職員含めて子どもたちも有機農産物、特に保護者ということになりますけれども、こういった有機農産物、地場産物を使用しているということは好意的に、いいことだというふうに受け止めていただいているというふう聞いております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） これまでも「恵み給食」という形で地元産40.5%活用してきたこと、大変評価しておりますが、何か今、保護者からそういう声を聞いたというお話されたのですけれども、なかなかそういうふう実践しているということが町民に伝わりづらいのではないかなというふうに思っています。せっかく給食で提供しているのですから、多くの人に知ってもらいたい機会だと思います。今までこの内容について、どのように周知されてきたのでしょうか。また、今後についても伺いたいと思います。さらに、町内の小中学生を対象とした食の現場での体験の状況とその評価についても伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 周知の関係についてでございますが、給食センターといたしましては、地場産の食材という部分についてはホームページ等で献立の中で写真をつけて、ちょっと印

をつけた中で紹介をしているところでもあります。そういった部分で、地場産の部分について、推進について、いろいろとホームページでは載せてはいるのですが、詳細な量とか、そういったものについての掲載は現在ちょっとしておりませんで、給食便りとかそういった中では使用している食材とかを当初にお知らせをしているのですけれども、今後についてはそういった部分、周知のほうは図っていききたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 食の現場での体験についてであります。町では「農業体験塾」ということで、町内の小中学生を対象に、農作業体験ですとか農作物の加工体験を実施することにより、農業の大切さですとか食の安全・安心、農業と食料の関わり、そういったことを理解してもらおうということとやっているとあります。内容といたしましては、酪農体験ですとか農作業体験、これはとうもろこしなどの種まき体験、さらには植えたものの収穫体験、そして味覚工房での調理体験、こういったことに取り組んでいるところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） まず、恵み給食の周知についてですが、ホームページで出ているのは分かるのですけれども、有機に特化したような、そういった記述はなかったように思います。やはりそういう細かいところも併せてしないと、答弁の中で消費者の機運の醸成とおっしゃいましたが、しっかりPRしないと機運も醸成しないと思います。例えば農業体験、いろいろされております。これからも続けていただきたいと思うのですけれども、これもせっかくやっていますから、動画とかでどんどんPRして、そういう生産者とのつながりとか、町内の農業者さんとのいろんなそういう場を発信していただければ、生産者のモチベーションにもつながりますし、子どもを通して地域の家庭に広めることができますので、引き続き進めていただきたいと思います。

有機農産物の給食導入の取組については、生産者と学校給食関係者相互の理解を図っていくことが必要です。行政としてこの結びつきを進める取組が必要と考えますが、その前に、先ほどのご答弁あまりいい答弁をいただけなかったので「学校給食での有機農産物の活用は」について。とてもびっくりして、こういうふうになりつつあるのに、町は現状維持なのかなというふうに正直思ってしまったのです。ここに立つ前にちょっと、そういう思いで立ったのですけれども、昨年9月から11月に、管内の任意団体が十勝を含めた全国の学校給食に対する意識調査をインターネットで行いました。回答者には、帯広市内の小中学校にも配られて、そうした保護者からの回答もあったのですけれども、アンケートの目的は、給食での食育が子どもたちにふるさとへの誇りを育て、十勝の食と農業が地域活性化につながるよう、学校給食の地産地消、オーガニック給食など、環境に配慮した取組を多くの人に知ってもらうためのものです。この結果、オーガニック給食を導入してほしいという声なのですけれども、十勝管内では「給食費がそのままなら導入してほしい」と「上がっても導入してほしい」という声を合わせて9割以上になりました。また、給食の取組によって移住を望む声は十勝で76.4%と多い結果が出ました。答弁にもありましたけれども、千葉県のいすみ市、給食、全量有機米を導入しているのですけれども、有機農産物も学校給食で活用している先進地なのですけれども、持続可能な地域と経済の両立を目指してまちづくりをしています。いすみ市は人口3万6千人、給食はセンター方式です。有機食材を使って発生する差額は一般財源なのですけれども、その効果は予想以上だったといいます。食育効果、残食減る、いろいろ効果があるのですけれども、新たな産業も生まれているといいます。取組は新聞とか雑誌とかウェブとか、いろんなことで宣伝されて億単位の宣伝効果になったともいいます。全国で有機食材を使った給食が広がる中、道内では2017年から2020年の間で、利用する市町村が倍増しています。現在、十勝管内では帯広、幕別、広尾、士幌、鹿追が有機農産物を学校給食に取り入れていると思います。先ほど、これ以上は支援できないというお話だったので、なぜできないのでしょうか。お聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは限られた財源ですよ。町財政を運営していく中で、それをどこにできる

だけ重点的に配分をしていくのだということ、まさにそれは私の仕事でありますけれども、学校給食に、カレー1食出すのに350円上がるのですよ。220円ぐらいのやつが350円も上がって574円1食かかるのですよ。カレー1食574円というのは、本当に食堂でもちょっと安いかなというぐらい、結構な値段だというふうに思っています。カレーですらこんなわけですから、これ全食導入していったら何億かかるのですかという話にもなっていくわけですから。ですから、今現在、導入していないわけではなくて、導入はしているのですね。ですから、それをできるだけコストを見ながら導入していく、その努力はしなければならないけれども、これを全量とか、今から倍増やすとか、そういうことはなかなか難しい。できる限りにおいて、それは導入していくべきだというふうに思っているわけがありますから、予算の使い方といっても給食だけに全部使うわけにいかないわけですから、そこは福祉もあれば、土木もあれば、教育もある。いろいろあるわけですから、そこにバランスよく使っているのが現状だというふうに私は認識しております。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） そのカレーの食材費に五百幾らがかかるというのは、どういうふうに調べてその金額になったか分からないのですけれども、そんなに出せないというのは分かります。ただ、例えば農産物だけでも少し増やしてみようとか、そういった取組もできると思います。町内で調達できなくても、十勝管内で、広域で調達することも可能だと思います。その差額分というのは、国のみどり戦略の中の交付金もありますし、あとふるさと納税、クラウドファンディング、いろいろ考えられると思います。最初からハードル高くして、五百幾らの給食を導入してほしいと言っているわけではないのですね。1年に1回か2回でも、そういうシンボリックな取組としてやっていますというような、そういうPRも私はすごく大事だと思っているので、そういったことを踏まえて、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今もやっているのですよね。やっているわけですから、これは先ほど申し上げたように、これを幾らかでも増やしていく、そういう方向で考えていきたいというふうに、そういうふうにお答えしているわけがありますから、あとは多分、内山議員との擦れ違いでいうと、そのことをしっかりPRしていないということなのかなというふうにも私は受け止めましたので、そこは地産地消もありますから、これは有機ばかりではなくて地産地消というのも非常に大切なことでありますから、地場のものを使いつつ、その中でもできるだけ有機のものを使っていく。そういう方向性で今は給食の食材については調達をしているわけですから、それは継続して幾らかでも多く地場のもの、そして有機のものを使っていく。そういう努力はしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） ぜひ努力して、少しずつでも増やしていけるように、取り組んでいただきたいと思います。ちょっと戻るのですけれども、繰り返しになりますが、有機農業については、慣行栽培に比べ、病害虫による品質の低下、どうしても収量が天候によって大きく左右されやすい面があります。これらを防ぐために、より多くの労力、経費が必要になってきます。こうしたことから、有機農業の振興につきましても、農業者の技術の習得に加えて消費を、そして流通業者の方々のご理解、ご協力が欠かせないものであります。先日、聞いてきた話なのですけれども、有機農業組合の方にお話を伺ったのですけれども、畑作4品のうち大豆と麦は有機栽培で安定供給できるレベルに来ているというお話をされていました。

オーガニック給食の日、提案させていただきました。有機農業の推進については、幕別町として、町の方向を見定め、かじ取りを行う町長のリーダーシップと、全町挙げての取組が必要になってきます。有機農業を含めた農業振興の展望、方向性について、町長の見解を伺います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 幕別町は農業が基幹産業の町であります。町全体で三百数十億円が生産されているわけで、恐らく波及効果からすると1,000億円を超える大基幹産業だというふうに思っております。

ので、ここはやはり、しっかりと生産技術の向上と、それと基盤整備をしっかりとやっていく中で、各農家が再生産、農業やってよかった、来年またやろうと、そういう再生産の意欲を持ってもらえるような、そんな農業をしていかなければならないなど、そのためのお手伝いを町としては、農協と共々やっていきたいというふうに思っております。そういう中で、有機農業というものは環境への負荷が少なく、そして非常に高収益作物の位置付けになるような、そういうことのお手伝いができるのであれば、そこは私たちもやっていきたいというふうに思います。何よりも消費者の理解があって初めて需給関係が成り立つわけでありますので、そこも含めて、実際にやっておられる方にも、私、去年の12月27日にお会いしました。そのときにも、おいしいと言ったって私は食べたことないのだから、それを言っても駄目だよと。やっぱり例えば試食会をやるとか、消費者の方が有機農業ってこんなにおいしいのだね、あるいは環境負荷が少ないのだねということをしかりと理解してもらって初めて手に取ってもらえるわけなので、そこは一緒にやりましょうやと、そんなお話をさせていただいておりますので、実際やっている方々の協力をいただきながら、どんなことができるかについては検討したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 内山議員。

○3番（内山美穂子） 分かりました。今日、農業政策としての質問とさせていただきましたが、子育て環境の整った町への移住は望むところでありますから、学校給食の充実が町の進める子育て政策としても有効であると考えます。

2030年を目標とするSDGsについては、暮らしで少し意識されてきたと思いますが、具体的な推進力はまだ十分ではないと感じています。今、困難な時代ですが、自然という資本の上に私たちの暮らしが成り立っていることを改めて意識して、環境に負荷をかけない視点で、幕別町環境宣言も、町としての宣言もしております。できることから取り組んでいく。このことを求めて、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、内山美穂子議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:08 休憩

11:15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ） 通告書に従いまして、質問いたします。

どの子にも、安全でおいしく、楽しい給食を。

幕別町が提供している学校給食は、町も支援して地場産食材や国産食材を積極的に取り入れる、ふるさと給食を充実させるなど、改善の努力が積み重ねられ、子どもたちからも「おいしい」「給食が楽しみ」という声が聞かれます。現在配置されている3名の栄養教諭の活動も、食育を促進する役割を發揮しています。

同時に、給食は子どもたちの心身の発達に大きな影響を与えるだけに、食材の安全性や食育のあり方など、保護者から様々な関心や改善を望む声が聞かれます。

また、物価高騰の下で、食材の変更なく引き続き子どもたちに必要な栄養を提供できるのか、保護者の給食費負担増につながらないかなど、不安の声もあります。

給食や食育の在り方は、子どもたちの現在の食の充実とともに、将来の食や次の世代の体づくりにも影響を及ぼします。子どもたちが地域の農業やものづくり、流通など、地域社会に関心を広げるきっかけともなります。

どの子にも安全でおいしく、豊かで楽しい給食の時間を提供できるよう、また、保護者にとっても

給食費を負担に感じることなく子育てできるよう、以下の点について伺います。

1、アレルギー対応について。

①食物アレルギーの児童生徒の数とその対応、欠食している児童生徒にも提供できる給食にするには。

②児童生徒にアレルギー反応が出た場合の対応について、教職員間で研修などはされているか。

2、ゆったりと楽しめる、より安全安心で豊かな給食を。

①給食の内容や時間配分などについて、児童生徒の声を聞いて反映させる仕組みは。

②教員、保護者から寄せられている要望は。

③低農薬、有機食材、地元食材など、より安全安心な食材を。

3、食育について。

①栄養教諭の活動内容は。

②学校に1人、専任の栄養教諭の配置を。

4、食材費高騰の下、必要な栄養を提供するために「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を。さらに保護者の負担軽減を。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

「どの子にも、安全でおいしく、楽しい給食を」についてであります。

近年、食生活の多様化が進む中で、朝食を取らないなど子どもの食生活の乱れが指摘されており、子どもが将来にわたって健康に生活していけるように、栄養や食事の取り方について、正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが大切であります。

また、学校給食法では、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、食生活が自然の上に成り立つものであることへの理解、生命及び自然を尊重する精神や環境の保全に寄与する態度を養うなどの目標が定められているところであり、学校給食は、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしております。

ご質問の1点目「アレルギー対応について」であります。

1つ目の「食物アレルギーの児童生徒の数とその対応、欠食している児童生徒にも提供できる給食にするには」についてであります。

本年4月1日時点での食物アレルギーを持つ児童生徒数は、232人であり、食物アレルギーにより欠食している児童生徒には、代替食や除去食での学校給食の提供がありますが、現在の給食センター施設では、アレルギー対応食の調理に必要な原因食材の混入を防ぐ、隔離された専用スペースがないことから、提供できない状況にあります。

このようなことから、食物アレルギーを持つ児童生徒の保護者には、献立ごとに作成した「鶏卵」や「乳製品」「小麦」などのアレルゲン物質を記載した内容を学校を通じて配布し、対象となる児童生徒がアレルゲン物質を摂食しないよう対応していただいているところであります。

食物アレルギー対策としては「国内で表示が義務付けられている特定原材料7品目」と「表示が推奨されている特定原材料に準じる21品目」の原材料を含まないアレルゲンフリー食材や「乳、卵、小麦」を持ち込まない専用工場で製造された食材など食物アレルギーに対応した食材を選定し使用しております。

また、牛乳アレルギーの代替飲料として豆乳を提供しておりましたが、令和3年度から、新たに緑茶と麦茶を追加して選択肢を拡大し、また、食材として使用する牛乳を豆乳に変更するなどの対策を実施したところであり、今後も食材の選定に当たっては食物アレルギーに対応した食材を積極的に活用して、対象となる児童生徒が学校給食を喫食できるよう対策に努めてまいります。

2つ目の「児童生徒にアレルギー反応が出た場合の対応について、教職員間で研修はされているか」についてであります。

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方といたしましては、全ての児童生徒が給食時間を安全に、そして楽しんで過ごせることが大切であり、対策には先ほど申し上げましたとおり、アレルゲン物質を摂食しないことで安全性を確保し、養護教諭や食物アレルギーの児童生徒を受け持つ担任をはじめとした全ての教職員が相互に連携して、共通認識を持って対応することが重要と考えております。

学校での食物アレルギー対応は、北海道教育委員会が発出した「学校における食物アレルギー対応の進め方」に基づいて対応を行っているところであり、アレルギー反応による症状や呼吸困難など複数の症状が現れアナフィラキシー症状となる可能性のある児童生徒を把握し、あらかじめ、その内容を養護教諭が中心となって校内研修で情報を共有しているところでもあります。

また、緊急時の対応が必要となるアナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和し、ショック状態を防ぐ補助治療剤「エピペン」を携行している児童生徒も在籍しておりますことから、対象となる児童生徒の在籍校では、エピペンの取扱いや接種に関する研修会を実施しております。

ご質問の2点目「ゆったりと楽しめる、より安全安心で豊かな給食を」についてであります。

1つ目の「給食の内容や時間配分などについて、児童生徒の声を聞いて反映させる仕組みは」についてであります。

栄養教諭が実施している学校の給食時間訪問では、児童生徒が行う給食配膳や下膳の様子を見て、配膳量の確認や喫食時間が多く確保できるよう配膳時間の短縮に向けた指導や、栄養教諭が児童生徒に対して直接声をかけて学校給食に対する味つけや全体量などの意見も聞いているところでもあります。

また、中学3年生を対象に実施しているリクエスト給食のアンケート調査では、主食となる米飯や麺類、副食のおかずや汁物について「味つけ、量、硬さ」の項目に分けて調査を実施しているところであり、いただいた調査の内容は、栄養教諭間で共有し、以後の献立や味つけに役立て改善に努めております。

2つ目の「教員、保護者から寄せられている要望は」についてであります。

教職員、保護者からの学校給食に関する意見要望につきましては、栄養教諭の食育授業や給食時間訪問での学校の給食担当教諭との懇談、学校給食担当者会議などで直接お聞きしたり、学校給食センター運営委員会開催時においては、学校のPTA代表委員である保護者から意見要望をいただいているところでもあります。

具体的な内容といたしましては、給食担当教諭からは、「献立や味つけに関すること」や「食缶、食器に関すること」「アレルギーに関すること」などの内容で、保護者からは「児童生徒に対する嗜好調査に取り組むこと」についての意見があり、いただいた内容は、できる限り学校給食に反映させているところでもあります。

3つ目の「低農薬、有機食材、地元食材など、より安全安心な食材を」についてであります。

学校給食では、地産地消の推進と児童生徒の本町への愛着、地域理解を深めるため積極的に地場産食材を取り入れた献立に努めており、平成20年5月には町内3農協と「地産地消及び食育の推進に関する協定」を締結し、幕別産じゃがいもの通年使用を実施しているほか、幕別産の米や地場産農産物、町内で製品化された食材を使用した「まくべつの恵み給食」を実施しているところでもあります。

また、学校給食での使用米は、北海道独自の栽培基準で農薬や化学肥料を減らして栽培されたイエスクリーン米を使用しているほか、地産地消の推進の観点から、地場産の有機農産物も使用しており、令和3年度においては、農産物全体のうち地場産農産物の割合が40.5%で、このうち有機農産物の割合は11.7%となっているところであり、今後もさらに地場産農産物を中心とした安全安心な学校給食の提供に努めてまいります。

ご質問の3点目「食育について」であります。

学校における食に関する指導等を行うため、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する「栄養教諭」制度が平成17年4月に創設され、学習指導要領の総則においても、学校における食育の

推進が位置付けられたところであります。

1つ目の「栄養教諭の活動内容は」についてであります。栄養教諭は、学校給食法において、児童または生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童または生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととなっております。

具体的な活動内容といたしましては、各学校における総合的な学習、家庭科、道徳などで、児童生徒の発達段階に応じて、食事の重要性、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方、食品を選択する能力、生産者への感謝の心、食事のマナーなどの社会性、地域の産物や食文化についての指導のほか、給食時間における栄養指導を行っているところであります。

また、栄養教諭と学校栄養職員を兼任する形で、給食の栄養量や食品構成に配慮した献立作成などの給食管理を一体的に行っており、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなどの食育に取り組んでいることから、教育上高い相乗効果がもたらされると考えております。

2つ目の「学校に1人、専任の栄養教諭の配置を」についてであります。専任の栄養教諭の配置につきましては、公立小中学校は、県費負担教職員であり、北海道教育委員会の定める教職員定数配置基準に基づき、給食調理の実施形態や給食実施児童生徒数に基づき配置されているところであります。

本町における栄養教諭の配置状況につきましては、平成25年度から忠類小学校に1人の栄養教諭が配置され、さらに、28年度からは、幕別小学校、幕別中学校にそれぞれ1人の栄養教諭が配置され、合計3人で全町を網羅し、食育指導などを行っているところであります。

栄養教諭については、総合的な学習、家庭科、道徳など、限られた時数の中での食育指導を行っていることや、給食の献立作成などの給食管理を行う上で、教職員定数配置基準に基づき適正に配置されていると考えておりますので、今後も引き続き、3人の栄養教諭により、子どもたちに対する食育の推進に努めてまいります。

ご質問の4点目「食材費高騰の下、必要な栄養を提供するために『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』の活用と保護者の負担軽減を」についてであります。

学校給食の食材価格は、原油価格の高騰による物流コストの上昇やコロナ禍による生産体制の縮小などの影響から、原材料が高騰し食材の値上げが相次いでいる状況で、総務省が公表する消費者物価指数4月分では、食料が前年同月比較では4.0%の上昇となっており、今後さらなる値上げが懸念されるところであります。

学校給食費につきましては、現段階では改定による保護者負担を求める考えはなく、食材の選定や献立の工夫により、これまでどおりの量や栄養バランスを保持した学校給食を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） それでは、再質問をいたします。

4月現在で232人の児童生徒が食物アレルギーを持っているということでしたが、欠食してお弁当を持参している数と牛乳を飲まずに代わりの豆乳やお茶を利用している人数、また食べられない食材が出た場合にその食材は、献立は食べない、一部欠食という児童は何人いるのかということをお教えいただけますか。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 給食の全欠食をしている児童につきましては、5人の状況でございます。また、一部欠食という方もおまして、その方は2人でございます。代替食でおかずを持参するといった方は31人です。また、牛乳の代替ということで本年度4月1日になりますが、9名の方が牛乳の代替を提供しているというような状況になっております。

- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 9番（酒井はやみ） 一部欠食の2人というのは、その代わりのおかずなどは持ってきていないということですか。
- 議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長（鯨岡 健） 一部欠食の2人につきましては、当初からメニューを見て、この日は給食のほうを欠食しますという方でございます。
- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 9番（酒井はやみ） 分かりました。それでしたら、今、三十数名のお子さんが何らかの給食の献立が食べられない状況にあるという認識でよかったですか。
- 議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長（鯨岡 健） 代替食持参の児童生徒数は31人でありまして、この方につきましては当初のアレルギー調査の中で、親が食べられないものが出た場合は希望するといった状況で、その中で希望してきた人数でございます。
- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 9番（酒井はやみ） 分かりました。この間、町としてもなるべくアレルギー物質を使わない食材をということで、より多くの子どもたちが給食と一緒に食べられる工夫をされてきたと思います。カレーやシチューなどはアレルギー物質を除いて作られているだとか、乳や卵を使わないデザートを活用しているだとかいうことを報告受けています。そういった工夫で、今後よりみんなが食べられる給食の提供ということで考えられているような内容というか、ありましたら教えていただけますか。
- 議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長（鯨岡 健） アレルギー対応の関する食材という形では、今現在申し上げましたところの食材を選定して使用しているところですが、今後につきましてもそういった食材が次から次と新しく出てきているような状況でございます。また価格面につきましても、普通の食材と同じような金額で購入することができますので、食材の選定についてそういったものを積極的に使っていくというふうな考えでいるところでございます。
- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 9番（酒井はやみ） 本当に日々そういった点を注視して、努力していただいていることを大変ありがたいなというふうに思います。今、それでも代替、おかずを持参しているお子さんがいるということなのですが、そういった御家庭から、給食でぜひ代替食を出してほしいというような要望は寄せられていませんか。
- 議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。
- 学校給食センター所長（鯨岡 健） 保護者から代替食を希望という部分については、現在伺っている部分はないのですが、学校の教員のほうから、意見として代替食をとというような話はあるところがございます。
- 議長（寺林俊幸） 酒井議員。
- 9番（酒井はやみ） 教員の皆さんとしましても、きっと同じ食事をクラスみんなで楽しく食べられる環境をとという願いがあつてのことだろうというふうには思います。引き続き、今の努力を強めていっていただきたいなというふうに思います。努力されていると思うのですけれども、やはり一部欠食、代替、除去食ということであれば、同じ栄養価が保証されるということは限らないと思いますので、今の給食センターで代替食を作るといのは大変難しいと思うのですけれども、なるべくそういった可能性を広げていただきたいと思ひますし、そういったところに人の体制を含めた財政をしっかりと使っていけるよう、引き続き国にも対応を求めていくことが必要だと思ひますけれども、町のお考えはいかがでしょうか。
- 議長（寺林俊幸） 菅野教育長。
- 教育長（菅野勇次） そういったアレルギー対応に係る国の補助制度というか、交付金制度が現状と

してはなかなかないのかなというふうには思っておりますけれども、やはり子どもたちが平等に食べることができるよう、先ほど所長の答弁にもありましたとおり、そういったアレルゲン物質を含まない食材というのはどんどん新たに増えてきているような状況でありますので。ただ、出たときはどうしても若干高めになったりとか、そういったことはあるのでしょうかけれども、時間がたつと大体通常の食材と同じような価格で入ってくるというようなことですので、できるだけそういった食材を使って、アレルギーをお持ちのお子さんたちがなるべく給食を喫食できるよう努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 国にそういった対応を求めていくということについての考えはいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 申し訳ございません。国に対してはそういったことも含めて、北海道教育委員会等を通じて要望をしまいたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。

次に、児童生徒にアレルギー反応が出た場合の対応についてですけれども、日本では小学生のうち0.6%、中学生では0.4%がアナフィラキシー既往を持つというふうには、平成25年の文部科学省の資料ですけれども、いわれています。急激なアレルギー反応により命の危険につながる様々な症状が起きる状態であり、数分で死亡することもあるというふうにはいわれています。町内でアナフィラキシー既往を持つ児童生徒の数と、またエピペンを処方されている児童生徒の数が分かれば教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 町内の児童生徒でアナフィラキシー症状を持つ児童生徒数は13名でございます。また、エピペンを使用している児童生徒数は11人というような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。まだアナフィラキシーまではなくても、学校生活中にアレルギー症状が確認されたケースが、ここ数年など分かる範囲で結構なのですけれども、あれば教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） アレルギーの症状が出たという点なのですが、過去に食材で卵という部分がありまして、それを誤って食べて、ちょっと全身に蕁麻疹が出たといったような情報はあります。最近については特にそういった情報はありません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 今のところはそんなに頻発するという事態は起こっていないというか、ほとんどないということでしょうか。町内で過去に、さっき言われた事例かどうか分かりませんが、ある生徒さんが給食後にアレルギー症状が出て、緊急に病院を受診しなければならないことがあったと、それも在学中に複数回あったというお話を伺いました。万が一、そうした事態が起こっても、新しく赴任された教職員も含めて、全職員が対応できるように研修やマニュアルなんかを共通認識にしていく取組が必要なのかなというふうには感じまして、今回こういった質問をしようということになったわけですね。学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインが令和元年に改定をされまして、学校に対して学校全体で組織的に取り組むよう研修のための資料などが紹介されています。アレルギーの種類や症状も様々で、例えば食べた後に運動することによって誘発されるアレルギーなどもありまして、一定の知識が必要ではないかと思っております。ですので、こういったガイドラインや各自治体でもヒヤリ・ハット事例なども幾つか出している自治体もありましたが、そういったものも参考にして、定期的に学校の中で教職員間の共通認識が図られるよう検討する必要もあるのかなと思っておりますが、現状とそれに対する認識を伺えますか。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 学校内のアレルギーに対する研修についてでございますが、年度当初アレルギー調査の段階で、私たちが各学校にアレルギーを持つ児童生徒を照会しております。その中で学校は個々に保護者と対応しながら、そしてその内容を校内の中で研修会を開いて情報共有をしているというような状況でございます。また、その急な緊急を要する場合の対応につきましても、エピペンを使用している児童生徒が在籍する学校については、校内研修を実施するというようになっておりますので、そういった中で研修体制は行っているというような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 全国的には過去に学校でアナフィラキシー症状が出まして、死亡に至ってしまったケースもありました。エピペンを処方されていましたが、学校で即座に使用できなかったということもあったことを伺っています。どの職員も対応できるような仕組みも必要かと思っておりますので、改めてそういった研修や共通認識がつけられる対策が取られているかということを確認していただけたらと思います。

あと、保護者や教職員の確認作業の負担軽減ということで、福岡市が2020年からあんしん給食管理システムというのを導入しています。ご存じかも知れないのですが、市内の小学校に通う児童の保護者が事前に小学校名とアレルギーを引き起こす原因物質を登録して、受け取りたい時間を設定しておく、アレルギーが含まれる献立の日その情報が個々に通知されてくるというシステムだそうで、全国的にはまだそんなに普及していないようなのですが、そういったいろんな対策で万が一の事故を防ぐということも必要かというふうに思いますので、参考にさせていただけたらというふうに思います。

次の質問に移ります。「ゆったりと楽しめる、より安全安心で豊かな給食を」なのですが、学校給食には適切な栄養の摂取で健康の保持増進を図るとか、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を培うなど、7つの目標が示されていて、給食は教育の一環としてはっきり位置付けられています。子どもたちにとっては、年間の食事の2割が給食だというふうにいわれてまして、給食をどのように充実させていくかということが一つの大きな課題だというふうに思います。そしてとりわけ今、貧困と格差の広がりやコロナ禍の下で給食の大事さが一層浮き彫りになっていると思うのですが、町としては給食の大事さがより浮き彫りになったという点について、どのように認識されているでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校給食は全体的な子どもたちの食の2割だというふうなお話もありましたけれども、非常に大切なものであるというふうに考えておまして、子どもたち、答弁の中でも申し上げましたけれども、自分の力で食をコントロールしていく食の自己管理能力ですとか、望ましい食習慣を培う上でも非常に大切なものだというふうに認識をしております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） コロナ禍で学校が休業になった際に、給食が提供されないことで昼食が得られないとか、また麺類や簡易食が多くなって、必要な栄養価が得られないなど、子どもたちに深刻な事態を引き起こしかねないということが明らかになりました。文部科学省の「学校給食摂取基準の策定について」というものの報告によりますと、給食のない日はある日に比べてたんぱく質やビタミン、ミネラル、カルシウム、鉄などが不足しているということも分かっています。野菜不足やカルシウム不足、バランスのよくない食生活になっていることが推察されるところです。幕別町もそうした認識に立ったということもありまして、学校休業中も急遽、学童保育所に通う児童に給食提供を行うなど先進的な取組がされて、保護者の皆さんからも大変喜ばれたというふうに思います。なので、先ほど言われた自分の力で食をコントロールしていく、望ましい食習慣を身につけるということ、これまでも言われてきたことではあるのですが、本当に子どもたちの体そのものにとって給食がなくてはならないというところまで、今回のコロナ禍を通じて認識が広がったのではないかなというふう

に思います。そうした位置付けが一段と認識されるようになりまして、幕別町のおいしく安全な給食がとてありがたいという声が、保護者の間でもより実感されています。それだけにより安全な食材だったり、負担軽減を望む声も大きくなっています。ただ、何よりも大事にしなければならないなど思うのは、当事者である子どもたちの声ではないかなというふうに思います。先ほど、答弁でも保護者から給食の嗜好調査を望む声があったということもありましたが、令和3年10月の給食センター運営委員会の会議の中でも、今後の給食がよりおいしくなる方法の一つとして、子どもたちの生の声を聞くアンケートがあってもいいのではという意見が出されていました。そうしたアンケートについて検討していくということを、その会議で話し合われたかと思うのですけれども、こうした取組について、今お考えのことがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） 運営委員会での保護者からのアンケートという部分で、嗜好調査のアンケートをしてはという形でお話があったところでありまして、給食センター内部でもその年すぐに協議をいたしまして、毎年リクエスト給食というものを中学3年生にアンケート調査を行っております。その中で嗜好に関する調査というものを昨年新たに実施したところでありまして、そういったところで3年生に限って、今回は実施したというような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そういう経過があったのですね。分かりました。いろんな自治体があるアンケートを取ってしましても、アンケートを取るにしましても、どういった目的で取るかということで内容も全く変わってくるのかなというふうに思うのですけれども、ちょっと私が見つけたアンケートでは沖縄の豊見城市で令和2年10月に子どもたちと保護者にアンケートを取ったのがありました。子どもたちには給食はおいしいかどうかとか、量はどうかとか、メニューの希望はあるかどうかだとか、そういったことを中心に聞いています。保護者には学校給食に満足しているかどうかというので、満足している、何に満足をしているのかという項目だとか、不満と答えた人には不満の理由は何かとか、結構これからの給食づくりにも生きていくような質問もたくさん載っていました。あと、食材の産地はどういったところを希望するかだとか、加工食品への考え方なども聞いているという内容でした。最後、自由記述でも多彩な意見が寄せられていました。保護者と子どもたち、特に子どもたちだと思うのですけれども、こういった声を聞くことで、給食の内容についていろんな発想がまた豊かに広がっていくのかなというふうに思います。十分今でもおいしい給食を提供していただいていると思うのですけれども、一層こういった取組も参考にしたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（鯨岡 健） アンケート調査につきましては、今後、アレルギー調査を全戸に対して調査票を送っているところでございます。そういった中にちょっと給食の意見、要望というような欄を作成して、保護者からの意見についてはそういったところで集約ということも考えられるのかなというところで、今考えているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。安全安心の食材については、先ほどの一般質問の中でもありましたので、今回は再質問には取り上げないで、次に進もうと思います。

次の食育についてです。栄養教諭の活動内容についてですが、答弁の中でもいろいろな活動をされているということを伺いました。給食の管理と食に関する指導、この2つの大きな役割があるとされていますが、両方を進めることで学校における食育を推進するとされています。給食の管理に、対応校での食育、そして配置校での任務等、想像しただけでも大忙しだなというふうに思うのですけれども、今3人の栄養教諭の皆さんがいますが、それぞれどの学校に対応しているのか、忠類は分かりませんが、幕別小学校、幕別中学校というのは札内も含めた全部の小中をそれぞれ1人で担当するというになっているのかなと想像するのですが、そのあたりをちょっと確認させていただけます

か。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 栄養教諭の業務内容、今お話ありましたように大きく2つ、給食管理と食育指導ということになるのですが、今、酒井議員からお話ありましたように、給食管理以外の業務で申しますと、令和3年度、まず食育指導の中でも食育指導と給食の栄養指導、こちら2つに分けて管理してはいますが、食育指導のほうでいくと幕別の2名については、9校のほうで食育指導を行った。そして、忠類のほうの栄養教諭については2校で行った。さらに給食栄養指導につきましては、幕別のほうの2名は6校で指導、そして忠類では2校で指導というような実績となっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 年間でいうと、どれぐらい子どもたちと接する機会を得られたのかなというふうに思うわけですが、先ほど学校の校数で言われましたが、対応するクラスに入れた割合といえますか、それも分かれば教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） こちらも令和3年度の実績で申し上げますが、食育指導のほうでは学級数が42.7%、そして給食栄養指導のほう、こちらのほうが40.2%というような実績となっております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。子どもたちの実際の顔を見ながらこそ、その子自身の栄養状態を観察できますし、個々の栄養指導ということも任務の中にありますので、そうした役割も発揮できるのかなと、また給食と連携した食育も可能になると思います。ですが、現在は40%程度のクラスに入っているという現状かと思えます。北海道教育委員会が2018年に栄養教諭の勤務条件について調査を行っている中で、様々な課題があるということが認識されています。給食の管理業務で一日が終わってしまうとか、学校に行ける日数や時間が限られる、また逆に学校にいる時間が長い職員は夕方から給食の管理業務をしなければならないということで、業務が増えて超過勤務にならざるを得ない実態があるという指摘もありました。また、少人数ですので、学校との連携が取りづらいたとか、相談相手がないなどの悩みも出されたようでした。町の栄養教諭の皆さんの勤務実態について、ちょっと現状私たち知り得ないわけですが、町として問題意識があれば伺いたいと思います。また栄養教諭の皆さんから、先ほどお伝えしたような要望や困難な点などが出されていたら伺います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 栄養教諭の勤務実態ということでもありますけれども、まずはじめに基本の部分ということでお話をお聞きいただきたいと思うのですが、まず朝8時にそれぞれの学校のほうにまず勤務して、その後9時に給食センターのほうに移動して給食管理業務をまず午前中の間やるということで、そしてまたお昼に学校のほうに戻り、給食栄養指導を行う、そしてまた2時ぐらいに給食センターのほうに戻り、給食管理業務を行うということが、一日のルーティンであるのですが、そういったことから幕別の2名についてはそれぞれ今月分の献立を作った栄養教諭が調理のほうの衛生管理だったり、栄養管理、味つけだったりを見る。そしてその間もう一人が翌月の献立、そちらのほうを考える、また食材の発注を行うというような業務になるのですが、先ほど食育指導、給食指導、それぞれ4割の学級でというお話でしたけれども、栄養教諭ともお話ししている中ではもっともちろん学校のほうには関わっていきいたいというようなお話もありまして、令和5年度に向けては全クラスもちろん回れるように、今の段階から計画を組んでお話をしているところでございます。その際には小中一貫、それぞれの学年ごとに担当を決めながら、9年間を通したような食育指導できるような取組をやっていきいたいというふうに考えているところです。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そうした計画があるということで進めばいいと思うのですが、業務の総量が変わらない中でそれだけのことをやっていくというのは、またなかなか大変なことなのかなと

いうふうにも思います。栄養教諭の皆さんの存在というのは、子どもたちにとっても担任や教科の職員とはまた違った視点で関わりを持ってくれたりだとか、食について時間を取って豊かに学べる時間を得られるということで、非常に大きいかなというふうに思います。今、子どもたちの体調の変化など、不定愁訴の状態のお子さんなんかも出てきていると思いますので、そういった子どもたちを早く発見していくということにもなるというふうに思います。せめて市街地の学校には、学校に1人の選任の栄養教諭をというふうに保護者としては思うのですけれども、町としてその意義についてはどのようにお考えでしょうか。また実際に配置するのが難しいのかどうか、その辺もお考えがあれば伺います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 栄養教諭の配置の関係でありますけれども、これ答弁の中でお答えしたように、北海道で決定しております配置基準に基づいて3名、我が町については3名の配置ということになっておりますけれども、おっしゃられるように学校での食育指導、給食時間の指導だとか、そういったことと、給食センターの管理業務、給食センター内での管理業務、やることはある程度というか、それぞれあるのだらうなというふうに考えております。少なくとも市街地の学校に1人のということですから、先ほども課長のほうから答弁ありましたように、現在の勤務実態の中でなるべく多くの学校を回れるように考えておりますところで、それも可能である、今の勤務実態の中で可能であるというふうなお話も伺っておりますので、多いに越したことはないかなということは私も思いますけれども、ただ、今の配置基準がどうなのかと考えたときには順当な配置にはなっているというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりましたといいますか、お考えは分かりました。ちょっとでは次に行きます。

最後の4番の「食材高騰のもとで」ということですが、答弁の中で食材の選定や献立の工夫でこれまでどおりの量や栄養バランスを保持するというお考えをいただきまして大変安心したところです。なかなかこの厳しい物価高騰で給食への影響は各地でいろんなことを聞いていまして、例えば唐揚げが2個から1個になるだとか、魚は子どもたちの好きなサケではなく、イワシやアジになるだとか、デザートのカップが小さくなったとか、果物が6分の1だったのが8分の1になったとか、そういった事態も起こっていたり、給食費の値上げを保護者に上乘せしているという自治体もある中で、幕別町がこういった考えで当面は貫かれるということで町内の保護者も安心するのではないかなというふうに思います。これまでどおりの量や栄養バランスということなのですが、子どもたちの好きなメニューだとか、デザートを減らしたとか、そういったことにならないように改めて要望したいと思います。

それで、食材高騰で大変な中ですが、給食が教育の一環であるということが改めて浮き彫りになりまして、また子育て世帯の負担が大変厳しくなっているということで、この4月28日に文部科学省から通知が出されました。その内容は地域の実情に応じて、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食などが実施されるよう、交付金を拡充、活用してコロナ禍において、物価高騰などに直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行うことというふうにされています。そうした通知も出されたこともありまして、この4月から10月まで小学校の給食を無料にするだとか、9月から3月まで無料にするだとか、二、三学期は無料にするだとか、期限を決めて軽減に踏み切った自治体も生まれています。また、千葉県浦安市では、小学校6年生と中学校3年生だけを対象に4月から給食費を免除するというふうなことも決めています。こういった自治体も生まれているのですけれども、ただこの交付金が1年限定ということもありまして、こういった苦肉の策でやられているのかなというふうに思うのですけれども、教育の一環として給食の位置付けを踏まえて、本来は国が無償に踏み出すべきではないかなというふうには私は思っています。国を動かすためにも、国に対して要望するとともに町としても無償化に向けて検討をするべきではないか

なというふうに考えるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、お話がありました学校給食の無償化の関係でありますけれども、管内でも取り組んでいるところは4町あるところなのですけれども、本来、学校給食費というのは学校給食法の中でも定められておりますけれども、保護者の負担というのが原則ですので、まずはそこが一番大切なのかなというふうに思っております。そうした上で、現在町では、今回の給食費の改定に合わせて、それまでは地場産の食材費の支援ということで8円だったものを、22円に町の支援を上げまして、保護者負担の軽減に努めているところであります。そうした意味からも、本来負担していただく保護者の負担については、今現段階では変えることなくやっていきたいなと、そうした上で、努力をした上で、今の学校給食を維持してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 学校給食法で今は保護者負担ということだから、本来保護者負担なのだという答弁でしたが、法律を変えることも含めて国には求めていきたいなというふうに私は思っているのですけれども、今回のこれまでの流れも、コロナ禍だったり、物価高騰だったりの流れの中での給食の位置付けが見えてきたということも踏まえまして、やっぱり国が子どもたちの給食を支えるべきではないかなというふうに考えるわけですけれども、町としてはそういった国の姿勢に対してはどのようにお考えになりますか。国として無償化する必要もないというお考えなのか、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 法律で定まっているからということもありますけれども、本来自分が受益を受けているものについての負担というのは、やはり受益を受けている方の負担、受益者負担というのが原則にあると思いますので、そういった意味でも国が法律を変えていけば、またこれは別の話になりますけれども、本来は今言いましたように受益者負担の原則であろうなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そこはこれからも議論していくところかなというふうに思いますので、私たちがその意義をお伝えできるようにちょっと勉強もしていきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、13時00分まで休憩いたします。

12:11 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 発言通告をいたしましたので、その趣旨について質問をいたします。

「平和非核宣言」の町として核廃絶の取組を。

ロシアが2月24日に開始したウクライナ侵攻は、都市が破壊され多くの市民が犠牲になっています。

さらに、プーチン大統領は「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つ」だとして、核使用を示唆したことは世界に衝撃を与え、「国家存亡の危機」と判断すれば、核兵器を使用すると表明しています。

また、北朝鮮は、核を保有しミサイルの発射を繰り返し脅威を与え、アメリカ・日本はロシアの動きに乗り核抑止力を強調しています。

グテーレス国連事務総長が「核戦争が起こる見通しは、考えられないという時期もあったが、今で

は可能性があるものに戻ってしまった」と述べたように、多くの人々が危機感を募らせています。

「核抑止力」が安全をもたらすという考えが誤ったものであったこと、そして核使用の脅威を根絶する方法は、全ての核兵器を廃絶することです。

今、唯一の戦争被爆国の日本がやるべきことは、核兵器の非人道性を強く訴え、その使用を厳しくいさめることです。日本では、平和記念式典、原爆資料館、核廃絶の世界大会など被爆の実相を後世に伝える様々な取組が行われています。

幕別町議会は1985年に平和非核宣言を決議し、町として原爆パネル展など行われています。核廃絶のさらなる取組が必要と考え、以下の点について伺います。

1、2017年「核兵器禁止条約」が国連で採択され、2022年5月現在61か国が批准しておりますが、被爆国日本は批准していません。国に批准するよう求めていくこと。

2、1982年に世界平和連帯都市市長会議（現・平和首長会議）が設立され幕別町も加盟しています。核廃絶には世論が大きな力になります。町として核の脅威に抗議するなど力を発揮すべきではないか。

3、「平和非核宣言」の町としてさらなる取組を。

①平和記念式典への参加を。

②コンサート、うたごえなどで平和の取組を。

③公共施設に核廃絶の署名コーナーの設置を。

④子どもたちによる平和なまち絵画展など平和教育の充実を。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「『平和非核宣言』の町として核廃絶の取組を」についてであります。

世界の平和と安全を実現することは、人類共通の願いであり、平成29年7月7日、国連本部において、国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択され、多くの国が核兵器のない世界の実現に向けて明確な決意を表明いたしました。

本町におきましては、昭和60年12月23日に「世界唯一の被爆国として、広島、長崎の惨禍を二度と繰り返してはならず、非核三原則を完全に守り、美しい郷土の自然と豊かな文化を守り、平和な未来を子供たちに引き継ぐ」とした「平和非核宣言」が決議され、この精神の下、平和事業及び平和教育に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目「『核兵器禁止条約』に批准するよう国に求めていくこと」と、ご質問の2点目「平和首長会議が設立され幕別町も加盟しているが、町として核の威嚇に抗議するなど力を発揮すべきではないか」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

平和首長会議は、核兵器のない平和な世界の実現を目的として設立され、本年6月1日現在で、国内では本町を含め1,737市区町村が、世界では日本を含め166の国と地域から8,174都市が加盟しており、加盟都市相互の緊密な連携を通じて、核兵器廃絶の住民意識を国際的な規模で喚起させるとともに、国連や各国政府への要請活動や働きかけに取り組んでおり、これに加えて、核実験を実施した国に対しても抗議文を送付しております。

国内の平和首長会議では、核兵器による悲劇を二度と繰り返してはならないとの信念の下、令和3年11月18日に、核兵器廃絶に向けた取組の推進を求める要請書を内閣総理大臣に提出し、核兵器禁止条約の締約国となるよう強く要請したところであります。

この要請には、一刻も早い核兵器禁止条約の締約と恒久の平和を願う幕別町民の切なる思いが込められており、全国の99.8%、1,737市区町村からの強いメッセージを国政に届けたものであり、大きな力となっているものと認識しております。

また、本年2月25日には、全国町村会など地方六団体の連名によるロシア連邦のウクライナ侵攻に対する抗議声明を出しておりますが、本町単独でも、5月30日にロシア大統領に対し、核兵器で世界の諸国を威嚇する一連の行為は決して許されるものではなく、ウクライナへの一刻も早い攻撃の中止

を求める旨の抗議文を送付しているところでもあります。

核兵器の廃絶に向けては、様々な活動が行われておりますが、町といたしましては、平和首長会議の一員として、加盟都市との連携を密に行動を共にすることが最も効果的で大きな力になるものと考えておりますことから、引き続き平和首長会議として行動していくことを基本としつつ、適宜、町単独での抗議・要請・啓発などの活動に取り組んでまいります。

ご質問の3点目「『平和非核宣言』の町としてさらなる取組を」についてであります。本町におきましては、平和非核宣言の看板を町内4か所に設置しているほか、平和への願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市及び長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、昨年も2,000羽以上の折り鶴が集まり、終戦記念日に合わせて、広島の「原爆の子の像」と長崎市の「原爆資料館」にささげていただいております。

また、毎年8月には、幕別地区、札内地区及び忠類地区の3地区を順番に、原爆パネル展を開催し、核兵器使用の悲惨な実態を風化させることなく、核兵器の廃絶と平和の大切さについて考えていただく機会として実施しているところでもあります。

さらなる取組をとということではありますが、1つ目の「平和記念式典への参加を」につきましては、これまでも、原水爆禁止平和行進活動や原水爆禁止世界大会に参加する民間の方々との懇談・激励や活動に対する支援を実施しておりますが、町として広島市や長崎市で開催される平和記念式典への参加については、現在のところ考えておりません。

2つ目の「コンサート、うたごえなどで平和の取組を」につきましては、町として開催したことはありませんが、これまで、町民芸術劇場の主催事業として、戦争によって大切にしていたものが失われていく様子を描いた映画の上映や、戦争によって未来を奪われた若者たちの物語である演劇の上演を通じて、戦争の歴史に触れ、平和の尊さについて考えていただく機会を設けております。

このことから、町といたしましては、平和の取組としてコンサートやうたごえに限定し実施することは考えておりませんが、世界恒久平和の実現を趣旨として開催される管内のイベントなどの情報を広く町民の皆さんに提供してまいります。

3つ目の「公共施設に核廃絶の署名コーナーの設置を」につきましては、平和首長会議の加盟都市として、本年度から同会議が取りまとめております署名活動に参加することとし、8月1日から1か月間の予定で、役場本庁舎、札内コミュニティプラザ及び忠類総合支所の各施設内において、署名コーナーを設けることとしております。

4つ目の「子どもたちによる平和なまち絵画展など平和教育の充実を」についてであります。

小中学校における平和に関する教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて行われており、小学校の第6学年の社会では、我が国が日中戦争や第二次世界大戦などを経て、戦後の民主的な国家として出発し、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしていることなどについて学習しております。また、中学校では、社会の歴史的な分野で、世界大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させ、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であること、社会の公的・私的の分野では、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせ、核兵器などの脅威にも触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための意識と協力の態度を育成するよう指導を行っております。

ご質問の子どもたちによる平和なまち絵画展については、学校における限られた学習時間の中で実施することは難しいと考えておりますが、今後も引き続き、戦争の残した教訓や平和の大切さについて理解が深められるよう、平和教育の充実を努めてまいります。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 明日からオーストラリアでこの会議が開かれることになってはいますが、日本政府は、この核兵器禁止条約の初めての締約国会議に、核兵器を保有する国が参加していない、このような事情でオブザーバーへの立場でも出席しない、このようにして態度表明しております。この

ことに関しましては、被爆者やそのような団体からは、日本政府は本当に核兵器がいかに非人道的か分かっていれば、このような決断に至らなかったのではないかと、オブザーバーでもいいから参加してほしい、このように訴えてきたけれども、残念ですという、そういう表明もしております。私は、政府が本当に核兵器を廃絶してほしい、このように思っているのか疑問に思っております。そして被爆国として、積極的に被爆の実相を世界に発信していくべき、このように考えております。

また、ご答弁の中では、国内の平和首長会議が総理大臣に締約国になるよう強く要請してきたこと、また全国町村会などが、ロシアのウクライナ侵攻に対する抗議文、そして幕別町独自に抗議文を送付しているとご答弁されております。今、多くの町民が、このようなウクライナの問題など報道され、非難をしている、こういう状況でもあります。そして胸を痛め、怒りを大きくしております。町長が、十勝圏首長の中で最初に抗議文を送付したことは、歓迎されると思っております。私も、全く町長の抗議文、同感をしているところであります。それで再質問の1つといたしましては、幕別町議会では、3月議会で、ロシアによるウクライナ侵略と核兵器の威嚇を強く非難する決議を上げております。十勝の全議会でも、同様の決議を上げております。それで十勝の町村会も、この首長会議に参加しております。町村会に呼びかけて、全町村会でも幕別町と同じように抗議文を上げていく、このような対応も必要かと考えておまして、町長から働きかけていく、このような考えを持っているかどうかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町村会というより、それより大きな規模での地方六団体で、その一員として全国町村会が入っておりまして行動を起こしておりますので、私はより大きな力として、それは政府のほうに届いているというふうに思っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そのことは本当に大事だと思います。それは大きな力だと思いますけれども、十勝全体では帯広市もしております。町村会では幕別町が初めてなのですけれども、一人ひとりの主張の対応としてそういう働きかけもしていくことが、町村の町民に対する核兵器廃絶の思い、平和の思いが強く伝わるのではないかと私は思うのですよね。ですから、個々の市町村にもそういう訴え、幕別町がこういう対応しました、それで帯広市もしていますよ、こういうふうな対応をしていくことが、広く町民に、村民に伝わることではないかと思ひまして、強く要請することはできないにしても、態度表明をするということは大事だと思いますので、そういう対応をしていくことも大事ではないかと思ひまして、再度お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それぞれの町にそれぞれの進め方というのがありますので、私が抗議文を送りましたということは当然言っても何も差し支えはないわけでありましてけれども、それを各町村において、同じような行動を取るべきではないかとか、お願いしますとか、そういったことはちょっと行き過ぎだと思ひますので、我が町の態度としては、こうしましたということは、何ら差し支えないと思ひます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そういう態度表明というの、大事な後押しになるのではないかとというふうに思ひます。そしてもう一つなのですけれども、今、北朝鮮のミサイル発射ですとか、アメリカなどが核実験などもしております。そういうところにも抗議文を提出していくことが、核廃絶の力になると思ひますが、今後の対応として、そういう対応も必要かと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、どこまでの範囲において、どう行動するかというのはなかなか難しいわけでありまして、そうなってくると、例えば核保有している11か国に対してもどうするのか、なかなか際限がなくなっていくわけでありまして、私は今タイムリーな、本当にこの戦後もう80年になろうと

しているこの時代に、ああいったロシアの本当に非人道的なことが起きるのだと、これはやっぱり誰が見ても許されることではないというふうに思っております。その気持ちとして、私は抗議文を出したということでもありますので、そこはそれぞれの時機に応じてといいますか、それを踏まえた中で態度を表明していく、外に向かって発信をしていくということと考えていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それは私もそのとおりだと思いますけれども、今の町民の声といたしまして、北朝鮮のミサイル発射というのは非常に町民が脅威を感じております。様々な考えがあると思うのですが、町民の関心のこと、関心のある、そういうような脅威に対しまして町として抗議文を出す。身近な問題といたしましては、アメリカの同盟国として日本はそれに準ずる対応をしているのですが、アメリカの核実験とか、そういうところにも国民の関心も多くなってくる。そういうところにおきましては、やはり町としても今後の対応として、世界全体にということではなくて、日本に関わるようなそういう脅威に対して、抗議文というのが必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは先ほども申し上げたように、どういう場面で、どういう行動を起こしていくかというのは、それぞれ状況に応じて判断をしていきたいというふうに思っております。それで北朝鮮の話で言うと、国交がない中で果たしてそのことが有効なことなのか、これはちょっと私、外交をやっているわけではありませんので分かりませんが、そこも効果ということも十分考えねばならない。単に町民がこう思っているからやりましたということにはならないわけで、全体トータルで考えて、どういった態度を取ることが効果があること、町としてふさわしいことかということも含めて考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） ほかの自治体のことはどうなのかと思っておりますけれども、帯広市としてはそういうところにも抗議文を出しているということで、今後の参考にしていただきまして、この町としてどこまでそういうことができるのかというのは、それぞれの考えはあると思うのですが、他町村のことも参考にすること大事かなと思っておりますけれども、今後の対応として、町としてどう対応するかというのは、私たちはこういう要請をしますけれども、考え方は市長の考えというか、そういうことになりますので、今後の参考にしていただければと思います。それで今、この核の脅威に対しまして、このようなロシアに対する抗議文を出していただきました。これがやはり町民の皆さんにしっかり伝わっていくということも大事かと思っております、このようなことも町民に周知していく手だてを取っていく必要があるのではないかと思います、その点についても伺いたいと思います。広く周知していく手だてということで。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回の抗議文を、こうやって出しましたということは、あえて町民の皆さんにお知らせするまでもないのかなと思っております。これは皆さんがああ悲惨な状況を見て、本当に今の時代考えられないというふうに思って、それを代弁した形で私は抗議文を送ったということですから、気持ちは一致しているのかなと、あえて言わなくても、そのような思いをしております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 私は、町村の首長としていち早くこういう態度を、対応をしたということは、私自身としては大変うれしく思いますし、町民にも広く知らせていく必要があるのではないかと。そのことがやはり核兵器を廃絶していく、ロシアに対する抗議を広げていく世論づくりになるというふうには私は思っているのです。ですから、こういうことに対して違う考えの方も中にはいらっしゃると思うのですが、町がこういう非核都市宣言の町として、こういう対応しましたということきちんとして知らせていくということは、私は大事かなというふうに思っておりますので、町民の一人として広く知らせていただきたいと思います、というふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） あえてこうやりましたってことを、今これから知らせるまでもないかなとは私は思っています。これは本当に町民の皆さんも、日本国民の皆さんが思っていることを、今この事態がとんでもないことだということが分かっているわけですね。それを町民を代弁して私は今回送ったわけで、それを私はこうやって送りましたということは、あえて言うのは何かちょっとなじまないかなと思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 私はなじむかなと思うのですが、そこは考え方の違いでして、私の気持ちといたしましては、町民に広めて、核廃絶のために町はこういう努力をしています、ロシアに対していち早くこういう抗議をしていますということを、知らせていくことも大事かなというふうに、私自身が思っておりますので、そのように伝えておきたい、町長に対応していただきたいと思います。

それで次に、さらなる取組をとということでしたけれども、この記念式典への参加ということでは、例えば、大樹町は平和式典に町民派遣事業というのがありまして、そこに広島市または長崎市に、中学生以上1名参加をさせるという事業が実施されております。そこには町としては考えていないということでしたけれども、こういう事業を取り組んでいる町村もあるということ、なぜこういう事業を取り組むかということになりますと、やはりその被爆の実相ですとか、そういうことを実際に被爆した土地に行って、地域に行って、実感して帰ってくる。それと同時に、そのことが積み重なっていくと町民世論にもなると思います。そういう意味で、取組も必要ではないかと私は思います。それともう一つの事業として、これは日本の非核宣言自治体協議会で取り組んでいる事業といたしまして、そこに募集をして、当選すれば行けるという事業なのですけれども、旅費とか宿泊費が協議会で負担する事業ですので、こういう事業に取り組んでいくことも可能ではないかと思ひまして、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それは参加応募をして一緒になって学んでくるということは、決して否定することではなくていいのでしょうかけれども、ただそれぞれおかれている町村の状況というものがある、やはり被爆者が多いだとか、戦争経験者が多いという、そういう土地柄であれば、当然にそういう機運の盛り上がりというのがありますし、そのことがまちづくりの中で大きな部分を占めても、これはごく至極当然な流れということになるのですが、これ、我が126年の幕別町の歴史を見たときに、なかなかそこまで機運が盛り上がっていない。ここに例えば、税金をかけていくということの理解がどれだけ得られるかということもありますので、そこはどのような事業に対して必要か、あるいは必要ではないか、というか薄いかということ、一件一件吟味しながら、そこは税の投入がふさわしいかどうかについては検討したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今70年以上たちまして、被爆の実相ですとか、核兵器の悲惨さですとか、なかなか伝えていく、体験された方がだんだん亡くなられております。そういう意味では、若い世代にその実相などを伝えていくという取組、それがこういう取組の大きな目的でもあるし、なくしていく事業にもなると思うのですよね。だから、被爆者がこの地域に少ないですとか、戦争の悲惨さをされた方が少ないですとか、そういう方はどこのところでも少なくなっていると思うのです。被爆された方の二世とか三世の方たちは、いまだに被爆の恐怖という、いつ自分たちがどのような状況になるか分からないという、そういう実態を抱えているとは思いますが、多くの自治体では伝えていく人たちが少なくなっていると思います。そのためのこういういろんな事業が実施されていると思うのです。そういう意味では、幕別町でも核兵器の悲惨さ、被爆の悲惨さを伝えていく、そのことを伝えていくことによって核兵器の廃絶につながると思うのです。ですから、こういう事業に取り組んでいくということも、必要ではないかというふうに思います。今、限られた税収の中でとおっしゃいましたけれども、この非核宣言自治体協議会、こういうところに応募することは、幕別町の持ち出

しにはならないのではないかと。こういうことも検討していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全く私は否定しているわけではないのですが、町として力の入れ具合として、どこにどういうふうな力を入れていくという中の今回の事業については、応募はできますけれども、そこに職員が行くとなると、そこに人件費がかかるわけですから、そのことも含めて理解が得られるかというふうに考えなければなりません。極端な例を申し上げますと、今回のオーストリアのウィーンで第1回の締約国会議が開かれます。広島市の松井市長は、被爆者を代表して思いを伝えてくと、演説もやるようでありましてけれども、こういう広島市の市長は、行くことについては、もう誰も不思議に思わなくて、本当にむしろ日本の代表だと、頑張ってくださいと、そういう気持ちに私もなるわけでありましてけれども、これは我が町が今言った会議に応募して行くことが、やり過ぎとは言いません、やり過ぎとは言いませんけれども、それが果たして全体のまちづくり事務事業を見た中で、やるかやらないかというのは、ちょっと行き過ぎとは言いませんけれども、手を挙げる状況にはないのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今、ロシアのウクライナ侵攻に対して、核兵器使用も辞さない、こういう指導者が、国のトップが出てきたということは信じられません。そういうことが現実起きるということでは、世界どこでも核兵器に対するきちとした廃絶の表明というのは、非常に大事だというふうには私は思うのですよね。今までだったら考えられないことが、現実には起きている。そういうことでは、どこの町でも、大きなところでも、小さなところでも、核兵器に対する認識をきちっと伝えていくことが大事だと、それが核兵器の廃絶につながると思うのです。ですから、今、改めてこういう事業に、町がしっかりと対応していくということが、非核宣言をした町として私は必要だと思うのですよね。ですから、そういう意味でも取組というのは、今までとは違うのではないかという思いで私は提案しているところです。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回のロシアによるウクライナ侵攻、本当に信じられないような事態になっているわけでありまして、今、野原議員がおっしゃったように、本当に信じられないことが今現実になっている。そのことは全く私も同じ気持ちでありますし、NATOに入って核の傘の下にということは、庇護の下にということが、本当に核の傘の下というのはあるのかどうなのかということすら、私は非常に疑わしくなっているわけで、この機会に国の中で一度原点に戻って、核に対する考え方というのを考える時期なのかなと。そのことは私はもう全く異論がないわけで、ただ、そのことと町が動くことというのは、果たして一致するのかなと。もう少し国全体の大きな、例えば国会の中でしっかりとまずは議論しなければならぬこと、それが十分に議論がされていなくて、今回はオブザーバーですら参加しないという結論になったわけでありまして、それは何か、本来は国がやるべきことだと思うのですよ、私はね。そういう中で、もう少し国に対して、平和首長会議でも総理大臣に対して文書を出していますけれども、しっかりと議論をして、考え方を整理して、そういう時期だと思いますので、整理し直す。そういうことをやってほしいなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） このような派遣事業に取り組んだらどうかというところから、大きな問題に発展していました。確かに、国がやるべきこと、世界でやるべきことだというふうに思います。核を持っていれば核を抑えつけられる、核抑止力、核抑止ということは、もう通用しないということが今回の事態で明らかになったと思うのです。核をなくすには、やはりどこの国も核を持たない、このことが核兵器をなくす一番の大きな力だということが、今回改めて明らかになったと思います。そのことと町で取り組むところというのは、分けて考えて通じるころはあるのですけれども、町民世論を喚起していく、それで町民に広く核兵器の悲惨さを知らせていく、そういう意味での取組としてどうかと

いうことです。ですから、今言いました大樹町で取り組んでいる町民派遣事業と、それから今2つ目に提案いたしました自治体協議会でのこういう事業、これは小学生以上1名と保護者1名、この小学生と保護者1名に対しては協議会での予算です。応募して当たるかどうか分かりませんが、こういう事業も有効に活用すべきではないかという提案なのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどから申し上げているとおり、駄目だといっているわけではなくて、いろんな事務事業がある中で、そのことに取り組むかどうかという判断の中で、今のところは取り組む状況にない。状況にないというのちょっとおかしな言い方かもしれないけれども、選択肢としては考えていないといったところでありまして、今後それは様々な事務事業の中で、町が時代の流れもありますから、そういう中でどういったことに取り組んでいくかということについては、今はそうですが、将来とも取り組まないといっているわけではなくて、そこは時代時代によって変わっていくかというふうに思います

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今後の検討を期待いたします。あとはコンサート、うたごえなどという提案なのですよね。それと、こういうことはやはり、いろんな町民劇場なんかで取り組んでいることを応援しているということでしたけれども、町独自で取り組むという、それは取り組む過程の中で、やはり町民が参加して、こういうコンサートですとか、うたごえですとか、そういういろんな取組、平和の取組、取り組む過程の中で町民がそういうところの認識を深めていく、そこが私大事だと思う。もちろん、そこに集まってもらって、参加してもらって、聞いていただく、それも大事なのですけれども、取り組む過程も大事なのですよね。ですから、そういう取組もしていくべきではないかというふうに私は思っております。その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それはもう全く否定する何物もありません。ただその選択肢として、町がやるかどうかというその段階だと、その判断だというふうに思います。これだけではなくて、原爆パネル展もやっているし、看板も設置していますし、千羽鶴も町民に協力いただいて贈ったりもして、様々やっていると思うのですよ。ですから、次にこのうたごえだとか、これに取り組むということが選択肢として考えられるかどうかという、そういう判断ということになりますので、どこまでこの世界平和、恒久平和、あるいは原水爆の恐ろしさというものの周知活動について、どこまで取り組んでいくかということについては、現状ではうたごえコンサートは選択肢に入っていないということを上申したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 町長の考えは承知いたしましたけれども、このコンサートとか、うたごえとは、文化活動の1つでありまして、そういうところでも私は本当に有効だなという考えとして提案いたしました。今後、検討していただければと思います。あと、署名コーナーも取り組んでいくということでしたけれども、これ大変有効だなというふうに思っております。1つ提案なのですけれども、今、署名というのは、5人とか10人とか連記になっておりますよね。個人情報関係ということで、一人ひとりの名前を書いて箱に入れるとか、そういう工夫も必要かなというふうに思います。こういう意思表示をするのは、ずっと公共施設3か所でやる場合、そこにずっと置かれていますよね、5名とか10名とか書いて、署名用紙というのは。そうではなくて、一人ひとりが署名して箱に入れるとか、そういう工夫も今の時代必要なのかなというふうに思ひまして、提案としてそういう考えはどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに10名連記するような形になっていけば、私が署名したのを見られたくないな。見れないのなら署名するけれども、見られるのだったら署名しないという人も中にはいるかもしれないので、その辺は十分そういった気持ちを酌んだ署名の形にしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） ぜひ検討していただきたいと思います。あと、子どもたちの教育の現場での取組なのですけれども、今、答弁の中で学校教育の中でいろいろな手だてを講じている、このように答えていただきました。小学校の6年生の社会科ですとか、中学校では社会の歴史分野、こういうところで取り組んでいるというお答えでした。それで、授業の中でそういうことを取り組んでいるので特別な時間は取ることはできない、こういうお答えだったと思います。私はその教育の中で、平和教育ですとか、いろんな平和教育の中で行っていることが、子どもたちにどれだけきちんとそのことが伝わっているのかどうか、そういうことも必要ではないかというふうに考えます。それで、教育の中で行われたそのことを、子どもたちが、どのように受け止められているのか、そういうことをきちんと明確にしていくという、そういう点でも、絵画展ですとか、作文ですとか、詩だとか、学校の授業の中で、こういうことを表現することで、子どもたちがより一層平和に対する思い、被爆に対する悲しさをどのように実感しているか、そういうことをきちんと明らかにするためにも、さらにこういう取組が必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今お話ありました、子どもたちに対する平和教育の関係でございます。答弁でもお答えしましたように、発達段階に応じて、学習指導要領に基づいて、指導をしているところですけれども、野原議員言われますように、どこまで定着しているか、伝わっているのかということを知る尺度というのが、この平和ということに関してはなかなか難しいかなと思います。ただ、教科の中で、当然、先生方、子どもたちの評価というのはしますので、どれだけ定着しているかというのは、そういった評価の中でやっていっているというふうに思っておりますので、どれだけ子どもたちに伝わっているかというのは、そういう評価の中である程度は判断できるかなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 先生たちが授業の中で、そういうことをきちんと評価していくというお答えだったのですけれども、実際に子どもたちが、それがどのように表現するかということも教育の一環だと思うのですよね。だからそういう意味で、こういう絵画ですとか、詩とか、作文とか、そういうところで表現していくということは、情操教育にもつながりまして、そういう中で、自分、学校の教育の中で習ったことを、自分の中で消化して表現していくということが非常に大事だと思うのですよ。そういう意味でも、点数をつけるものではないですから、それぞれがどのように感じたかということ表現するということで、それがずっとこれから生きていく上で、大きな力になると思うのですよね。そういう意味での、こういう取組も必要ではないかということだったのですけれども、実際にそういう限られた時間の中で工夫して、そういうこともできないのだろうかという提案なのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 子どもたちが学習の中で学んだことを生かして、自分でまたそのことについて表現をしていくと、そういったことについては、今の学習の形態自体が、主体的、対話的で深い学びという形の学習指導要領の改訂に伴いまして、そういうアクティブラーニングの学びになっております。ですので、学んだことを例えば発表する、最後の時間で発表する時間だとか、そういった時間を必ず設けたりしていますので、そういった意味では、子どもたちにしっかり伝わっている。そしてそれに基づいて、子どもたちが自分で感じたことを表現するだとかということも行なわれているところであります。またそれ以外にも、国語とかですと、教科書の中に戦争に関する題材があって、それについての感想文を書いたりですとか、そういったこともありますので、十分、今の学校教育の中では、子どもたちがそういった活動するような仕組みになってございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 学校の中で、そういう取組をされているということでしたら、そういうことを町民にこういう取組しましたよとかと、町内会にこういうお知らせの中で、学校のどういう取組をやっ

ているかとかという通信が来ますよね。そういう中でも、こういう取組をしました、こういう詩がありましたよ、こういう絵画がありましたよという、そういうことも知らせて、実際にそういう詩とか、絵ですとか、そういう取組がされるという状況ができるということであれば、学校の教育の中で、そういうことを町民に知らせていくということも、大事なかなというふうに思うのですけれども、実際に表現する場があるということであれば、その表現されたことを地域に知らせていくということが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） なかなか、学校日より、各公区にお配りをして、こういった活動をしていますよ、子どもたちがこういうことをやっていますよというようなことは、ある程度はお知らせをしているところなのですけれども、細かい授業の中身ですとか、こういう発表があったとか、そこまで書くスペースがないというか、なかなかそこまで細かい部分を地域の皆さんにお知らせするような紙面までは、なかなか用意できないかなというのが現実のところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） なかなか難しいという状況という報告でしたが、幕別町では、子どもの権利条例に基づきまして絵画展や何かしていますよね、子どもの絵とか、そういうもの。そういう形で、年に1回でも、学校現場で取り組んだ平和の取組、詩でも絵画でも作文でもいいのですけれども、そういう平和教育でこういうことを取り組みましたよということで、そういうものを展示するというのも1つの方法かなと思うのですが、実際に子ども権利条例に基づいてやっているわけですから、学校での取組も、実際にそういうことも表現していくことができるのではないかと思うのですが、そういう点はいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田健司） 絵画展のお話、子どもの権利条例の関係、私も前回携わったということなのですが、あれは学校のほうで行ったということではなくて、あくまでも学校を通じて周知させていただいていたということで、むしろ休みの期間等で、保護者の方と一緒に考えていただきながら、絵画を描いていただくとかという取組だったかなというふうに、学校を通じて皆さまのほうには周知させていただいたところがあったと思うのですけれども、そのような取組、学校の授業の中ではなくて、学校としてそういった募集をかけるということは、可能なのかもしれませんけれども、ただ学校教育として、今そのような形で取り組むということは考えていないものでございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 学校教育の中でということでは、ちょっと難しいというご答弁でしたけれども、では学校を通じて家庭の中でもそういうことができるということであれば、1つでも2つでもそういう取組をしていくことが可能ではないかと思いますが、ぜひ家庭との連携の中で取り組んでいくことが、1つの家庭と児童生徒と一緒にになって取り組むということが有効だと思いますので、ぜひそういうことを検討していくことが可能かどうかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ご質問の絵画展の関係につきましては、平和首長会議の取組の中で、そういった事業があるということは承知はしております。ですので、先ほど課長から答弁申し上げましたように、学校を通じて募集をかけるということは、これは可能だというふうに思いますので、今、野原議員おっしゃられるように、家庭の中でそういう子どもと一緒に、そういう平和についての会話をするだとか、そういったことは非常に有意義なことだというふうには考えておりますので、絵画展等を含めて何らかできないかということは、町長部局のほうとも協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） 今、町長部局とというふうに教育長おっしゃったので、ぜひ町長部局とも連携を

して取り組んでいっていただきたいと思います。町長いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 毎年、恒久平和、核廃絶のことをテーマにすることは難しいとは思いますが。ただ、今年の場合、まさにタイムリーな時期にも当たっておりますので、どういう形でできるかということも含めて、やれるのであれば前向きに検討をしなければならないなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） ぜひ検討していただきたいと思って、そのことを再度確認して終わりにしたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時05分まで休憩いたします。

13：52 休憩

14：05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○16番（藤原 孟） 通告のとおり質問いたします。

十勝物流拠点化構想について。

ウクライナ問題を起因として急激に原油等が高騰している状況にあり、物流業界は直接的に影響を受けています。

そうした中、物流業界はドライバーの働き方改革として、2024年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が始まる。これにより、ドライバーの拘束時間が短縮され、労働環境が改善され、人材確保につながることを期待されます。

一方では、片道の輸送で4時間以上を要する場合に影響が生じることから、規制後の対応として中継拠点を確立することが必要となります。業界は、安全・迅速・正確な運行計画を確かなものとするためには、施設建設や車両の駐車場と幹線道路の再整備が必要となることから、以下について伺います。

1点目、物流業界にとって原油高による燃料高騰は死活問題であり、それらに対する支援の考えは。

2点目、運行計画が正確に実施されるために、スムーズな走行が必要であり、幕別市街付近の国道38号線に存在する止若橋交差点、跨線橋の2か所の危険箇所の改善を強く求めるべきでは。

3点目、町内工業団地の土地利用状況は。

4点目、企業誘致に必要な都市計画法に基づいた工業団地を国道38号線沿いに新設すべきでは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「十勝物流拠点化構想について」であります。

本年2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの侵攻は、原油価格の高騰や国際物流の途絶など国内における物流サービスにも影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況であります。このような中、平成30年6月に成立、翌年4月に施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」で定められた時間外労働時間の上限規制について、猶予期間が設けられていた自動車運転の業務に対し、令和6年4月から年間960時間以内とする罰則付き上限規制が適用されることとなり、運送業界にとって大きな影響があります。

こうした中、法整備を受け公益社団法人全日本トラック協会は平成30年12月に「トラック運送業

界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を策定し、働き方改革実現に向けたトラック運送事業者の取組を示しております。

本町における郵便業を含む運送業の事業所数と従業者数は、平成 28 年経済センサスによると、27 事業所、364 人であり、働き方改革に向けてドライバーの人材不足など多くの課題があると認識しており、十勝管内におきましても令和 6 年 4 月に向けて、帯広商工会議所運輸交通部会において、十勝に物流拠点を整備するための動きが始まったところでもあります。

ご質問の 1 点目「物流業界へ原油高による燃料高騰に対する支援の考えは」についてであります。

原油や食料、飼料、肥料原料や半導体材料等多くのエネルギーや原材料を輸入で賄っている我が国において、原油価格の高騰は、運送業のみならず、ほとんどの産業や家計にも大きな影響を及ぼしております。

こうした中、国は、ガソリンなどの価格を抑えるため、石油元売会社に対する補助金を段階的に引き上げ、6 月 16 日以降は 1 リットル当たり 41 円 40 銭としたところではありますが、今日の燃料高騰の影響は、先ほども申し上げましたように、全産業全国民に及んでおりますことから、国が責任を持って対応すべきものと考えております。

ご質問の 2 点目「国道 38 号線の止若橋交差点、跨線橋の 2 か所の危険箇所の改善を強く求めるべきでは」についてであります。

国道 38 号の止若橋及びその東側の道道幕別大樹線の交差点は、昭和 30 年に橋梁が架設され、幅員が狭く老朽化しており、交差点も急カーブになっていることから、過去にトラックが近隣センターに突っ込む事故が発生しております。

幕別跨線橋は、勾配が急なため、冬期間は非常に危険な状態であり、町といたしましても、これらについては改善が必要な箇所として認識しているところでもあります。

また、国道 38 号と道道幕別大樹線の交差点は、冬期の降雪時には当該交差点を起点として渋滞が発生することから、平成 27 年度の帯広都市圏道路交通連携会議において、当該交差点が渋滞ポイントに位置付けられております。

このことから、町ではこれら危険箇所の解消と安全かつ円滑な交通体系確保のため、国道 38 号の中央通と止若通の拡幅等の整備について、主要懸案事項に位置付け、毎年要請活動を行ってきたところでもあります。

現在、国では国道 38 号の整備について、令和 6 年に開通予定となっております道東自動車道の阿寒インターチェンジから釧路西インターチェンジの開通後に、その後の交通量を見極めた上で、道路整備について検討するとの考え方があります。

町といたしましては、バイパス整備の要否に関係なく、現道の止若橋の改修や幕別跨線橋の勾配緩和については必要なものと考えておりますことから、早期実施に向け本年度から整備手法などについて開発局と意見交換を行い、国道 38 号の安全で円滑な交通の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目「町内工業団地の土地利用状況は」についてであります。

本町において幕別町土地開発公社が造成した工業団地は、リバーサイド幕別地区が約 31.9 ヘクタール、札内東工業団地が約 17.6 ヘクタール、明野工業団地が約 28.9 ヘクタールの合計約 78.4 ヘクタールであります。

現在、明野工業団地は全て売却済みであり、リバーサイド幕別地区は約 27.8 ヘクタール、札内東工業団地が約 16.7 ヘクタールが売却済みであり、3 地区の合計の売却面積は約 73.4 ヘクタール、売却率は 93.6%であります。

残地の約 5 ヘクタールにつきましては、太陽光発電用地として約 3 ヘクタール、一時使用地として約 1.2 ヘクタールを貸し付けているため、現在、直ちに販売可能な面積は、リバーサイド幕別地区の 1 区画約 0.6 ヘクタールと札内東工業団地の 4 区画約 0.2 ヘクタールの合計 5 区画約 0.8 ヘクタールとなっております。

ご質問の4点目「企業誘致に必要な都市計画法に基づいた工業団地を国道38号線沿いに新設すべきでは」についてであります。

都市計画区域内における国道38号沿道の土地利用につきましては、幕別市街地、札幌市街地以外は市街化調整区域になっており、都市計画法に基づく工業団地を新設するためには、市街化調整区域を工業系の用途地域として市街化区域に編入する必要があります。

市街化区域編入は、北海道が決定する都市計画であり、産業活動の将来の見通しを「工業フレーム方式」により判断することとなりますが、工業フレームの算出方法は、経済センサスによる工業出荷額から目標年次における工業出荷額を推計し、敷地生産性から製造業の必要敷地面積を算出する方法となっております。

直近の工業フレームで申し上げますと、平成28年経済センサスにおける工業出荷額が約199億円で、この額から推計される令和12年度の工業出荷額は約214億円となり、この推計値から令和12年度における製造業の必要敷地面積を算出すると、現状の工業系用途地域の面積は必要敷地面積より約82ヘクタール多い結果となっております。

これらのことから、工業団地の新設は、現状では困難な状況ではありますが、国道38号沿道の土地利用については、優良農地を保全しつつも、産業の需要動向に対応した新たな土地利用のニーズについては、必要に応じて農業との調整を行った上で、個別に開発許可制度の活用などを検討し、適切な土地利用を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） それでは再質問させていただきます。

燃料対策、これに関しては、これは流通業界というのは、資材高騰だとか燃料高騰ということになると、非常に価格の転嫁が難しい、しづらい業界だと聞いております。全国の平均値で44%ぐらいが価格の転嫁ができるのですが、運輸業界は19.9%と、非常に低い。そういう業界であるということ、まず認識してもらいまして、それにこのコロナとウクライナのこの2つのダブルパンチによって、この業界、前年度から見まして、企業の倒産、また廃業が約6割も増えていると、そういう厳しい経営状態になっていると伺います。

そこで、私は最近新聞で知ったのでありますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを運輸業界にも活用できるのだと。トラック業者も含めて利用できるということを新聞で読みまして、まずいかなる手段を使えばこれが可能なのか。もし支障なければ、まず業界の方もそのことを非常に聞きたがっておりますし、知りたがっておりますので、もし調べて教えていただければと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） いかなる手段をとるというほど、複雑なものではなくて、国から配分額が示されております。今回で言いますと、今使えるお金は1億4千万円ほどあるわけでありましてけれども、これを優先順位を考えた中で、どこにどういうお金の使い方、配分の仕方をすればいいのかということ全体、全分野を視野に入れながら、使う額を決めていくという形になりますので、それを実施計画に反映して、それを国が認めて初めて使えるようになるという形になります。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 本当にダブルパンチといいますか、コロナとウクライナ侵攻、本当に最大級の事故といいますか、業界におきましてはもう経営努力の限界を超えているということを訴えておりました。また、ハイヤー協会もコロナ危険手当、それから燃料助成をしてもらえないかと。本当に各方面でそれを求めています。

ただ、私は非常に今回のことで気になりましたのが、といいますか、興味持ちましたのが、運輸業界の女性の方6名が、十勝トランスポート研究会というのを立ち上げて、何とか北海道ウクライナ避難支援基金に協力できないかということで、三十数万円のお金を出したと。少しでも安心できる日々

を送ってもらいたいと。苦しい経営の中でも、やはり痛みはお互いに分かち合えて、そうすればやはり頑張っている業界の現場の声をくんで、今言う優先順位を少しでも上がる、そういうことを町長自ら指導して進めていけないのかと思います、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今回の原油高騰については、答弁で申し上げましたように、全産業、全家計に対して甚大な影響を与えているわけでありまして。そういう中であって、何を一番優先するかというふうに考えたときに、私はやはり所得の低い方、低所得の方に対して一番、目を向けるべきであろうと。そういう視点の中で、どういう使い方がいいのかということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 業界、企業、これは当然自助努力といいますが、当然、今は日本は企業は非常に内部保留が多いという。それも大体尽きかけて、倒産が進んでいるのではないかなという心配はしております。

それでは、2点目の国道38号線の箇所について伺います。

流通業界というのは、荷主との約束で安全・迅速・正確な運行計画、これを確かなものとして、ドライバーには特に大きなストレスをかからないような運行ルートを選定していると聞きます。それに、今は燃料が高くて燃料費の節約のため、急発進、急停止、アイドリングなど、それらもきめ細かく指導していると、そういうことを聞きまして、残念ながら我が町の2か所の危険箇所、国道38号線にある危険箇所、これは本当に早急に解消していかなければならないのだなと思っております。令和6年、道東自動車道の釧路西インターまでつながれば、いよいよ我が幕別の市街地への、いわゆる止若橋の整備も進めてくれるのではないかと考えており、令和6年が幕別市街の大きな変革の第一歩になれるのではないかな、そう考えますが町長いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、道東道の整備が進んでおりまして、令和6年度には阿寒インターから釧路西インターまでが開通すると。そのことによって、ほぼ道東道の交通量が確定する。それに伴って国道38号の交通量も確定してくるということでありまして、令和6年度が一つの契機になるという認識は、もう随分前から持っておりまして、開建ともそういう打合せをさせてもらってきました。ただ、令和6年度に開通して7年、8年ぐらいの交通量を見ないと、正確な交通量が出ない。では、ちょっと遅すぎるのだと、私はそういう危機感を持っておりまして、それでいずれにしても今の止若橋と幕別跨線橋については、いつまでも永久に持つわけではありませんので、バイパスに関係なく、どういうルート設定がいいのか、どういう整備手法がいいのかということは、今からもう考えていかなければならないだろうということで、今年、開発建設部との幹部クラスとの毎年意見交換があるのですけれども、その中でも申し上げまして、まさに事務レベルからどういったルート選定、どういった整備がいいのか、まずは意見交換をしながら、候補ルートなどをある程度上げていったらどうかなということで、もう早速協議を始めさせてもらおうというふうに思っておりまして、それが案ができ、そして交通量もある程度見通しが立ってきた段階で、もうすぐあまり時間を置けることなく整備に入れるよう、そういうふうに準備進めたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 私は、幕別の市街には帯広等から帰ってくると、必ず止若橋のところで私のナビが声かけてくれます。走行するレーンに注意してください。必ず声をかけてくれます。いつまでもこの国道38号線、止若橋に来たときに声をかけることは何年も続くということがないように、ぜひ町長、今の答弁は要りませんが、開発との協議頑張ってくださいと思います。

それでは、町内の工業団地の土地利用について伺います。

当然、今うちの工業団地の販売というのは、もうかなり進んでいるとは思いますが、一番気になるのは明野工業団地、ここに完売はしているのですが、いわゆる現在事務所として使われている形

態が本当に少ないのではないかと。ぜひ土地所有者と町と協議して、売るなり貸すなり、今、十勝のリース業界はあの地点に非常に目を向けております。何とかいい企業誘致といいますか、それがならないのか、一点伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 明野工業団地につきましては、土地開発公社、当時は振興公社ですかね、造成をして、そして完売をしたということで、一応町からの手は離れたのでありますけれども、ただやはり未利用地なのですよね。売却はしているけれども未利用地がやはり残っていることが、非常に景観上もあまりよろしくはないということがあります。今、お話をいただきました、これまでは土地の所有者との意見交換というのはしてきませんでしたけれども、まずはどういう意向を持っておられるのか、その辺から協議をしていきたいというふうに思いますし、できることなら活用がされるのであれば、それにこしたことはないというふうに思っておりますので、なるべく活用されるような方向で、前向きに検討したいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） うちの工業団地、特に札内東工業団地におきましては、流通業界が15社ぐらい、たしか入っていると思っております。非常に我が幕別に関して、この業界からは注目しており、魅力のある地域だなという事は言われております。全ての道路がローマに通じるではないですが、我が町の道路はいわゆるインターチェンジに、幸福、帯広、音更、それから今度できる長流枝、それと池田。これを考えても、国道38号線、それから国道242号を使いながら、放射線状に我が町はあると思います、いわゆるこの利点を何とかアピールして企業誘致、いわゆる今これから起きようとする中継施設、これを誘致する方法を考えていただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 物流拠点については、帯広商工会議所の部会のほうで、7月ぐらいまでに案を出すなんていうこともお話も聞いていますので、まずどういう方法で議論がなされるか、その辺の情報をいただきながら、果たしてうちの町は、空いているところが拠点になれる適正を持っているのかどうなのかということが、やはり問題になるというふうに思っておりますので、そこはまず情報収集から始めていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） それでは、最後の新しい団地について伺いたいと思っております。

今、町長から答弁ありましたけれども、帯広の商工会議所の運輸交通部会が十勝の拠点化構想ということで、物流拠点化構想という計画を持っていると聞いております。そのことは、いわゆる北見、帯広、室蘭、苫小牧、この地域を意識すると、どうしても4時間以上で新しい規制で走っていけないとなると、当然十勝に中継拠点を置かなければならないということで進んでいるのだろうと思っております。ただ、私は一番気になったのが、幕別の明野の工業周辺に、今レンタル会社が農業機械整備工場として持っている施設があります。この会社が千歳に新しい拠点、北海道を拠点とするのでなくて、まず北海道の中央に5万ヘクタールの敷地を設けて、そしてそこに新しい整備だとかいろんな中央拠点を造るということで、もう工事は着工しているそうです。ぜひこの後、この会社は次の作戦は、十勝は重要拠点の1つであると、はっきり位置付けして、中長期的には十勝への整備拠点工場、これをぜひ設置したいという目標を持っており、我が町に、今、小さい工場ですが実際あるわけですから、このような心わくわくするような情報が入っておりますので、ぜひ企業誘致、これを進める。そのために、やはり大きな工業団地、新しい工業団地になる。ぜひ必要ではないかと私は思いますが、この工業団地を造るとなると、いろんな法律、規制があるのだろうと思っておりますが、まずは全く工業団地を造る見込みが町長にはないのかあるのか、そこからちょっと伺いたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ非常に悲しい話なのですが、市街化区域に編入して工業地域にするということは、もう道がないわけでありまして、ここはもう出荷額で決まってくるので、ありませんので、

答弁でも申し上げましたように、やっぱり1件ごとに対応していくしかないのかな。であれば、これは農業地域ですから、農業との調整が必ず出てきますので、農業の振興上、それが、その立地が非常に役に立つというか、振興上必要であると。そのような組立てができるようであれば、私は可能だというふうに思っておりますので、全く単に流通というか、商業施設を持ってくるとか、そういう場合は無理ですけれども、農業関連の農業を振興するための用地を使うと、用途にするのだよということであれば可能だというふうに思いますので、その辺ちょっと私も情報が分からなくて申し訳ないのですが、今ここで言える話でもないとも思いますので、後ほど情報をいただいて、しっかりと前向きに検討したいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤原議員。

○16番（藤原 孟） 確かに今の都市計画法では、工業フレーム方式という規制がかかっているのだということは認識しておりますが、去年、北海道は切れ目のない交通戦略の高度化というものを作成してまして、2030年度の北海道新幹線開業に向けて、いわゆる北海道運輸連合というそういう組織をつくって進めていこうと。当然、この十勝には中継施設、これが必要なわけですから、いわゆる工業出荷のそういうシステムの方式だけでなく、いわゆる新しい切れ目のない交通戦略、これをつくっていく。10年先を向けてつくっていくということになれば、当然違う施策、違う方針が出てくるのだろうと私は思いますので、ぜひ道とそれから幕別町の技術、それから都市計の皆さんと、情報を集めながら何とか。明野ヶ丘のてっぺんから眺めますと、我が町はもう町よりも何となく工業団地の広い、例えば幕別高校から南側の農協の施設まで見ても、それから明野工業団地から砂利プラント、それから舗装プラント、それと幕別の入り口、家畜市場から入り口まで、もう全て工業団地でないかと。工業団地の用地はいっぱいあるのだから、何とか施設建設させてくれという声、私のところに去年も2件もありました。そういうまちづくりに一見見える町ですからね。この北海道のいわゆる新幹線、2030年といいますけれども、それ以前に私は次なる新しい流通業界の施設が造られてもいい、そういう法律ができてくるのではないかと思いますので、ぜひ努力して研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまで市街化区域を新たにつくるということになると、どうしても農業、農振と都市計画との闘いみたいな感じで、なかなか区域拡大するのが難しかったわけでありましてけれども、そこに持ってきて今、流通の話が出てきましたので、これは1つの武器になるのかどうなのかということも含めて、区域設定ができるか、できる方向で協議をさせてもらえればというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、14時50分まで休憩いたします。

14：38 休憩

14：50 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○2番（小田新紀） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

「オリンピックのまち」としての地方創生の在り方について。

我が町においては、オリンピックをはじめ、トップアスリートが複数種目において輩出されております。人口比率から見ると、国内はもちろん、世界でも珍しいことと言われております。

昨年開催された「東京オリンピック」、今年開催された「北京オリンピック」においても、町内出身選手が出場し、町民の多くが注目したところと感じております。

一時は5名の現役オリンピックが活躍されており、町においては、選手の応援など、現役選手とし

ての彼らを中心とした事業が多く組み込まれておりました。

しかし、その後、ほとんどのオリンピック選手が現役引退を発表されたところでもあります。

まさに、これからが「オリンピックのまち」として、どのようなまちづくりを目指し、推進していくのか、真価が問われるところであると考えます。

2018年度から3年間、国の補助金を活用して推進した「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」においては、スポーツを軸とした「町の活性化」といった、まさに地方創生の目的がありました。

また、昨年度に作成された「第1期スポーツ推進計画」においても「『オリンピックの町・幕別町』を広げよう！」の項目で各種取組が明記されているところでもあります。

こうした世界でも珍しい地域であるという「優位性」や「価値」をどのように認識・評価しているのか。

また、町内外において、どのようなプロモーションや、意識の醸成をしていくのか。単なるスポーツ普及や推進等に終わってしまわないような「まちづくり全般における戦略的な事業」を構築していく必要があると考え、以下の点について伺います。

- 1、「オリンピックのまち」として、オリンピック・パラリンピック精神に基づいた取組は。
- 2、交流人口の拡大に向けた取組は。
- 3、基幹産業の農業をはじめとした産業界との連携によるスポーツツーリズムやスポーツコミッションに向けた動きは。
- 4、学校教育との連携は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「『オリンピックのまち』としての地方創生の在り方について」であります。

国は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、地方創生に向け政府一体となり取組を進めました。

平成26年9月には「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と5か年の目標や施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を12月に制定し、この総合戦略に基づく地方創生事業を支援する「地方創生推進交付金」を創設いたしました。

本町では、この交付金を活用し、平成30年度から令和2年度まで「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を展開したところであり、現在も継続して取り組んでおります。

事業の中では、無作為抽出の町民及び関係団体による「町民と考えるオリンピックの町ワークショップ」を開催し、最終的に提言をいただいた内容や学識者及び町内関係団体との意見交換の内容を盛り込み、スポーツに関する施策を体系化した「第1期幕別町スポーツ推進計画」を令和3年2月に策定したところでもあります。

計画では、基本目標として、1つ目、スポーツを「見る」・「応援する」雰囲気醸成しよう！

2つ目、スポーツを「する」きっかけや新たな広がりをつくろう！

3つ目、社会全体でスポーツを「支える」基盤を整えよう！

4つ目、子どもから高齢者までみんながスポーツをしやすい「環境」をつくろう！

5つ目、「オリンピックの町・幕別町」を広げよう！の5つを掲げたところでもあります。

ご質問の1点目「『オリンピックのまち』として、オリンピック・パラリンピック精神に基づいた取組は」についてであります。

近代オリンピックの父と呼ばれるピエール・ド・クーベルタンは「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を越え、友情・連帯感、フェアプレーの精神をもって理解しあうことで、平和でより良い世界の実現に貢献する」と提唱し、この理念がオリンピックの精神とし

て、今も変わらず受け継がれています。

また、国際パラリンピック委員会は、スポーツを通じ障がいのある人にとってよりよい共生社会を実現することをパラリンピックの理念としています。

幕別町は、これまでオリンピック選手やプロスポーツ選手を多く輩出しており、町民一人ひとりが運動やスポーツを見る・する・楽しむ機会を創り、地域に根差したスポーツコミュニティの確立に向け「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」を展開しております。

これまでの取組や国におけるスポーツ施策を踏まえ、スポーツ交流人口の拡大や経済の活性化につながるよう、町、地域住民、関係機関が一体となって、一歩ずつ着実にスポーツ振興に取り組むため、スポーツ推進計画を策定したところでありますが、例えばパラスポーツについては、基本計画の基本目標2の現状と課題において「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うとともに、年齢や性別、障がい等を問わず、町民がパラスポーツに関心を示し、参画することができる環境整備が必要」としております。

この課題に対応する施策の方向では「パラスポーツ体験イベントを通じて、障がいのあるないに関係なく一緒にスポーツを楽しむ場をつくるなど、共生社会の実現につながるよう努める」としており、今後、ボッチャや車いすラグビーなどの障がい者スポーツの体験会などを考えているところであります。

このほか、過去におきましては、福島選手による陸上や桑井選手によるラグビー、篠原雅人さんによるスピードスケートなど「オリンピック実践教室」を開催したほか、山本選手とのサイクリングイベントを実施しておりますが、今後におきましても、スポーツを通して心身ともに調和のとれた人間を育む観点から、本町出身のオリンピックが学校を訪問する「オリンピック学校訪問事業」に取り組むなど、児童生徒とのふれあいや交流を図る機会を創出してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「交流人口の拡大に向けた取り組みは」についてであります。

スポーツ推進計画の基本目標の1つ目「スポーツを『見る』・『応援する』雰囲気醸成しよう！」の施策の方向の中で、スポーツ合宿や大会の誘致とスポーツ交流人口の拡大を図るところであります。

具体的には、これまで「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の取組として、幕別町観光物産協会や幕別町商工会のほか体育関係団体などで組織する幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会が中心となり、慶應義塾体育会野球部の夏季合宿や大学野球、社会人野球、プロ野球チームが出場する「タンチョウリーグ」のほか「車いすラグビー日本選手権大会予選リーグ」を誘致したところであります。

本年度におきましても、8月2日から8日までの慶應義塾体育会野球部幕別合宿に加え、一般社団法人十勝総合型スポーツクラブフーニとNPO法人幕別札幌内スポーツクラブに協力をいただき、トランポリンのオリンピックの幕別合宿を誘致し、8月10日から14日までの滞在中に、トランポリンの体験教室や東京オリンピック日本代表選手を含むトッププレーヤーによるデモンストレーションのほか、選手との交流イベントなどを計画しているところであります。

今後におきましても、幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会などと連携を図りながら、本町スポーツ施設の優位性や温泉などの観光資源をPRするなど、継続したスポーツ合宿や大会誘致を進めるとともに、官民連携による歓迎ムードの創出や地域に密着した交流活動等を通じて、スポーツ交流人口の拡大に取り組んでまいります。

ご質問の3点目「農業をはじめとした産業界との連携によるスポーツツーリズムやスポーツコミッションに向けた動きは」についてであります。

スポーツツーリズムとは、スポーツを見に行くための旅行及びそれらに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のことであり、国は平成23年に「スポーツツーリズム基本方針」を策定し、29年3月に定めた「第2期スポーツ基本計画」において、スポーツを通じた地域活性化の具体的施策として「スポーツツーリズム」が盛り込まれました。

町は「第1期幕別町スポーツ推進計画」において、スポーツを活用した地方創生として、町の特色

である「農産物」「食」「スポーツ」「エンターテインメント」を融合したイベントを開催し、子どもから高齢者までをターゲットとした集客を推進することと、パークゴルフやサイクリング等の体験型スポーツツーリズムを発展させていくために、スポーツ用具等の環境整備や情報発信の強化を行うとともに、旅行会社や近隣自治体と連携していくこととしています。

こうした中、取組の1つとして本年度、町では民間企業や観光物産協会等、町内外の関係機関等と連携して運動や食生活を通じた全ての世代の健康増進をテーマとしたスポーツ体感イベントを秋に開催すべく準備を進めているところであります。

次に体験型スポーツの推進につきましては、観光物産協会が中心となり、平成28年度から開始している「プラス8プロジェクト」を通じて、主に道外住民を対象とした旅行ツアーや道内小中学校の修学旅行を中心としたパークゴルフ体験を受け入れており、その際には、町内の宿泊施設や飲食店の情報を提供し町内での滞在時間の増を図ることで経済効果の増を図っております。

また、サイクリングに関しては、昨年5月に国のナショナルサイクルルートとして十勝管内を周遊する「トカプチ400」が認定されたことを受け、毎年広報5月号で自転車に関する特集を掲載し情報発信することとしたことに加え、北海道観光振興機構の補助により町内の宿泊施設や観光施設にサイクルスタンドや空気入れ、修理工具などサイクルに関する備品を順次整備しております。

本年4月にトカプチ400のサブルートとして近隣町を含めた周遊ルートを2ルート設定し、北海道TOKACHI サイクルツーリズムルート協議会に応募しているところでありますが、ルートの設定に当たりましては、町内農畜産物を購入できる商店や飲食店などを休憩場所として位置付けるなど、町の特徴である農作物と食を生かした魅力を感じてもらえるコースにしたいと考えております。

次に、スポーツコミッションに向けた動きについてであります。スポーツコミッションとは、地域外から参加者を呼び込む「地域スポーツ大会・イベントの開催」、大規模な「スポーツ大会の誘致」、プロチームや大学などの「スポーツ合宿の誘致」、スポーツと観光を組み合わせた「スポーツツーリズム」、地域住民向けの「地域スポーツクラブの運営」「健康増進・地域交流イベントの開催」などの取組を通じてまちづくりや地域活性化を推進する組織のことであります。

本町では、例えば幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会が窓口となっている慶應義塾体育会野球部の合宿誘致がスポーツコミッションの取組に当たりますが、安定的な経営、安定した組織としての取組には至っていないのが現状であります。

今後のスポーツコミッションの取組については、幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会や町内の総合型地域スポーツクラブ、体育団体、商工会、観光物産協会などからご意見をいただきながら、その可能性について研究してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「学校教育との連携は」についてであります。

現在、学校教育の中では、スポーツに係る外部連携として、子どもたちの体力・運動能力の向上と運動習慣の定着化や、小学校の体育授業の充実を図ることなどを目的に、学校体育授業支援事業を実施し、NPO法人幕別札内スポーツクラブからコーディネーターを派遣いただいているほか、コミュニティ・スクールの取組の中において、体育や総合的な学習の時間などで、スキーやパークゴルフなどの講師として、地域人材の活用が図られているところであります。

また、本年度、高木姉妹が札内北小学校と札内中学校に訪問されたところでありますが、これまでも、オリンピックの学校訪問が行われ、町内の小中学生にオリンピックを身近に感じていただいたところであります。

さらに、国においては「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を掲げ、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることとし、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示したところでありますが、本町においても、将来的に部活動への地域人材の活用が考えられますことから、町校長会とも共通の課題として共有し、それぞれの中学校の事情に応じた今後の部活動の在り方を検討することとしております。

教育委員会といたしましては、現在の学校体育授業支援事業やコミュニティ・スクールなどのほか、

部活動改革に伴う地域人材活用や、日本体育大学との連携事業である「幕別町産農産物を使用したアスリート向けレシピ開発」の学校給食への活用など、「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」と学校教育が、どのように、何が連携できるのかなど、今後さらに、研究してまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、ご答弁に対して質問させていただきます。

令和3年でしょうか、スポーツ推進計画が策定されまして、そこに今の答弁にもありましたけれども、5つありまして、そのうちの5つ目でしょうか。「オリンピックの町・幕別町」を広げようということが、ほかの町のスポーツ推進計画と比較しても、とても特徴のあるものでありますし、幕別町らしいものであり、ただのいわゆるスポーツ振興に終わるような計画ではなくて、さらに発展したものであるというふうに捉えていて、ここはすごく評価しているところであります。その中で、今回の質問におきましても、いわゆるスポーツ振興についてはもちろんオリンピックの町として進めていくということについては、何も否定するものではありませんけれども、もう1個の観点のスポーツによる各種振興、スポーツの振興ではなくて、スポーツを使って、活用して各種いろんな振興をとということについて絞って、質問をさせていただきたいというふうに考えております。そういった部分においても、まちづくりという視点において、スポーツをどう活用していくか、使っていくか、そこに本町においては非常に優位性があるというふうに押さえていますし、地域住民に向けても、また町外のところに向けても発信するに当たって、非常に説得力があるのではないかと。これだけのトップアスリート選手が生まれているということの事実だけで説得力があるというふうに考えおりますので、ここは本当に戦略的にまちづくりに生かしていくべきだというふうに考えています。そういった上でということ質問になります。

まず1点目、オリパラの精神に基づいた取組ということで、ご答弁でオリンピック選手が大分いなくなってきたので、現役選手がいなくなってきたので、これから次のオリンピック選手をつくり出すのだとか、あるいはアスリートを養成していくのだというような答弁ではなくてよかったなというふうに考えております。私自身もこういったオリンピックの町だからこそ、こうしたいいわゆるスポーツを通した共生社会というものをつくっていくのだというような姿勢については、全くもって同感できるところでありますが、こういった町の考え、思いについては十分理解しておりますが、これをどう発信していくかということについて、あるいは地域の人たちにどう感じていってもらえるのか、根付かせていくのか、そういったことについての方策ということについて、現時点で何かありましたらご答弁をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、小田議員から質問ありました、どのようにまちづくりに生かした発信をしていくかということですが、今までスポーツに限らず取り組んできたこと、いろいろとありますが、スポーツを行う中でも、スポーツ以外のことも実際行っておりました。例えば慶應義塾体育会野球部が合宿期間中におきまして学習支援行うとか、そういった取組をしております。スポーツだけではなくて、スポーツ選手に教えてもらうこういった学習支援、かなり有効的だったように印象受けております。そういったところを SNS 等活用しながら情報発信、表に向けてしていくのは当然なのですけれども、あと方策としましては、今は野球しか来ておりません。過去にはパラスポーツで車椅子ラグビーが来ております。そのときに、日本リーグの予選リーグではあったのですけれども、会場の試合の様様をライブ配信するですとか、来場者の方に試合もしながら体験教室を行うですとか、講演も行うと。ちょっとほかにはないような取組だったように思います。地域の資源も有効に活用しながらでありますけれども、やっている事業一つ一つにつきましても、変わった試み、幕別町で行っていると思います。そういったところは、広く周知していきたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） いずれにしても、そういった発信といいますか、オリンピックの町としてスポーツを通して共生社会を実現していくのだというようなご答弁があった部分の思いというのを、具現化していくということを、今後しっかり検討していただきたいということを求めたいと思います。

また、いわゆるパラスポーツということに限らず、障がいあるなしということ関係なく、いわゆる男女の差であったりとか、年齢という部分であったりとか、本当にいわゆる共生社会ですね。誰もがというところにおいての、そういった参加しやすいスポーツであったりとか、あるいは公共施設の改装するときとか、改築するときの手だてであったりとか、あるいはそれこそスポーツという部分によっては、我が町のパークゴルフというの、非常に大きな要素というのが含まれているのかなというふうに思いますが、そういった今ある既存のパラスポーツの何か体験会をやるということだけではなくて、そういったことで幅広く生かしていってもらいたいということについて考えていきたいと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中では、パラスポーツを例には挙げましたけれども、パラスポーツだけでなく、今小田議員が言われるような、ニュースポーツというのでしょうか。一くくりにはできないのかもしれないですけども、いろんなスポーツを含めて、例えば講演会をやるだとか、イベントをやるだとか、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） オリンピック選手の活用という部分においても、学校訪問といったところで、今もやられているということでありますが、そういった中でももちろん競技としての経験とかオリンピックの経験、いろんな経験も発信してもらいたいし、交流してもらいたい、子どもたちに伝えてもらいたいというふうに思うわけですが、そういった選手からそういった精神、オリパラ精神を発信してもらいたいということも、町から促していくということもできるのではないのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） オリンピックの学校訪問事業については、引き続きやっていこうというふうに思っております。うちの応援大使にもなっていていただいているというようなこともありますので、そういったことも含めて、やっぱり子どもたちにはいろんな意味で効果があるというふうに思いますので、そういったことについても考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

交流人口の拡大に向けた取組ということでありますが、第2期幕別町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、十勝幕別への人の流れをつくるということで、オリンピックの町としてスポーツを通じて交流するまちづくりを進めますというようなことが明記されているわけですが、以前総務省の補助金でこのオリンピックの町の補助事業としてやっていた、そして昨年度からでしょうか、補助事業としてはなくなって、町の自主事業ということで、教育委員会のほうで担当するというふうになった際に、予算委員会だったかと思うのですが、私のほうでもちょっと質問させていただきまして、今後この事業に関して、経済的価値を求めていくよりは、どちらかという教育的価値というか、そういったところを求めていくのだろうかというようなことで質問させてもらって、基本的にはそういったスタンスだということ答弁はもらっているのですが、ただこうした創生事業の中でもいろいろと明記打ってから、推進計画のほうにもこうやって明記されている中で、私もその後考えて、やはり一定程度、教育的価値のみならず、幅広くやっぱりまちづくりの中で活用していくべきだよなど。それだけの財産があるだろうなというふうに考えています。まさに交流人口を拡大していくということが必要になっていくわけですが、現在、幕別町のスポーツ合宿誘致実行委員会というところでやっ

ている、そこと連携を図りながら考えていくと、取り組んでいくというふうな答弁がありましたけれども、町としてこうした合宿誘致を含めた交流人口を拡大するに当たって、この町の優位性というものをどのように捉えられているでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 町の優位性、価値といいたいでしょうか、は非常に高いものがあるなというふうに思っております。先ほど来より、小田議員からもお話ありますように、まずは子どもたちの波及としては身近にオリンピックを感じることによって、夢や希望を与えてくれること。それと、町民の波及としては先般のオリンピックにもありましたように、見る、応援するというを通して、一体感の醸成ですとか、町への愛着につながるものだというふうに思います。それと合わせて、経済的などいいたいでしょうか、対外的な効果として、価値として、幕別町の名を広く知らしめていただきましたので、そういったことで大きな効果があるというふうに、大きな価値があるというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） いわゆる人を呼び込むために、我が町としてはどういった強みをプロモーションしていくか。そして、もっと言えばそれをどういった対象を目指していくのか。今、1つの例としては慶應義塾大学の野球部ということがモデル事業としてやられているわけですが、今後どういった対象に、そしてその誘致をしていくことによって、どういうものが見えてくるだろうというふうに考えられているのか。どういった武器を持って呼び込むか。それは誰に対して、そしてその先はどんな将来像が描けるのか。そういったあたりはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 交流人口の関係でありますので、教育委員会といたしましては、現段階ではスポーツを通じて人を呼び込むというようなことで考えておりますので、例えば今の慶應義塾体育会野球部の合宿の誘致もそうですけれども、やはりある程度、スポーツに絞ってということになりますので、そのやっているスポーツによっても違いますし、例えば合宿だけではなくてスポーツの大会ですとか、イベントをやって人を呼び込むというような場合でも、やはりスポーツの大会でも例えばどんな大会をとということもありますし、環境的にそういった大規模な大会をできるのかというような問題もございます。例えば現在であれば、全国規模の大会では、これ毎年来ていますけれども、日本クラブユースサッカー選手権大会アンダー15の大会がうちの運動公園を会場に毎年行われていたりします。その関係では、例えばうちの町内のホテルを利用したりということで、経済的な効果もあるのかなというふうには考えておりますし、2年前には高松宮賜杯の野球大会、2部になりますけれども、そんなことも運動公園の野球場で、予定されていたのですけれども、残念ながらコロナで中止になってしまったというようなこともございます。そういったイベントだとか、スポーツを通じて人を呼び込むということなのですけれども、競技にもよりますでしょうし、そういったことも含めて、まだ緒に就いたばかりと言っては申し訳ないのかもしれないのですけれども、これからということになるかと思えます。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） これから精査していつてということだとは思いますが、慶應大学の成果と課題なんかも踏まえながらということかなというふうに思っておりますが、ただ近いうちに一定程度、狙いを絞るといふか、どうしよう、どうしようというような状況ではなく、やっぱり何か絞って戦略的に狙っていくというようなことが必要かな、そろそろそこを検討していく必要があるのかなというふうには考えます。例えば今、慶應大学の合宿をされていて、私も関わっているところがありますので、それを見て、個人的に感じていることではありますけれども、非常によかったなとまずは思っています。よかったなとは思っているのですけれども、やっぱり実際やってみて、慶應大学生の子たちが単純にプロ野球選手にたくさんなっていくというところもありまして、2年前でしたかね、子どもたちとそれこそ勉強を一緒にやったという、あの中から蓋を開けてみたら5人ぐらいですか。プロ野球選手になっているという実態があると。それをあとから聞くだけでも、子どもたちにとっても、それ

からほかの保護者さんにとっても、何か喜びがあるのかなと思いますし、町民に向けてのアピールにもなるのではないのかなというふうにも考えます。

また、慶應大学という非常に学力の高い学校の生徒さんが来られて、今言ったプロ野球選手になるような生徒さんもいますけれども、ほとんどの方は大企業とか、全国的に散らばって、いろんな企業に行かれると。そういったところに行かれる方に、大学のときにこの幕別町というものを知ってもらって、その後も、どのぐらい可能かどうかちょっと分かりませんが、継続した交流という部分も含めて、そういった企業が、将来的にはそれこそ企業版のふるさと納税とか、そういったことも考えられるかなということ、これは個人的に勝手に考えていることで、そういった部分の将来的な戦略ということもできるのではないかなと。それが、今後幕別町にとって、慶應大学だけがいいのか、それからそういったちょっと大きな部活動とか団体がいいのか、それとももっとも小さい大会、あるいは違う分野を対象に求めていくかということについて、ちょっと話長くなりましたけれども、そういったものを絞っていく必要があるのではないかなというふうにも考えます。今回、それについては答弁はなくて大丈夫ですが、その上で、合宿誘致実行委員会があるわけですが、その在り方というのも町としてどう考えていくのかなというふうに伺いたいところですが、要は今申し上げたそういった考えというのを、合宿誘致実行委員会という外というか、町がやっているのですけれども、地域の方々に中心になって進めてもらっていくのか、やはり町がある程度方向性を持って決めて、そこに対して協力を求めていくのか。もっと言えば、その実行委員会に決定権や実行権というのをもっともっとあるようにしていくのか、そういったあたりの見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 質問が交流人口の部分ではあると思うのですが、次の質問にもちょっと関わってくるのかなんていうふうには思っておりますけれども、やはりこういった外から人を呼び込むということについては、ある程度安定した中で、継続してやっていくということになれば、やはりこれ町だけでは難しい部分があるかと思えます。環境整備ですとか、そういった面については、当然これ町がやらなければならないことだというふうには思いますが、どうしても人のつながり、人脈ですとか、そういった面だとか、あとはアイデアだとかという、どうしても我々頭が固いものですから、なかなかいい発想も出てこないというようなところもあったり、そんなこともありますので、やはり民間のお力をお借りしなければならないということで、やっぱり民間の方々と密接に連携しながらやっていかなければならないというふうにも考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） おっしゃるとおり、密接に連携していくべきだと思いますけれども、その権限というかそういったものの、今、教育長ご答弁されて、継続的にこれをやっていくのかどうかということの判断というの、今まさに考えるべき時期ではないかなということも求めています。

先ほど教育長おっしゃったとおり、3番目の質問に大分かかってしまっている、もう3番目のほうにも合わせて移っていきたいというふうにも思います。

それこそ、3番目の質問のところ確立してくれば、(2)の質問も解消されるのかなというように気はするわけですが、いわゆるスポーツツーリズムやスポーツコミッションといったことになりませんが、今ご答弁の中で幾つか事例を挙げていただきまして、これまでの実績、これから目指そうとされている取組ということについてご紹介ありまして、特に商工観光課のほうで積極的に動いていらっしゃるということも、最近とてもよく見えています。また、最近ではSNSの発信もされているということで、いろいろとこれからどうなっていくかまだまだあれですが、仕掛けられているなということについては把握しているところであります。その上で、こういうふうにも今推進しているわけですが、その中で今見えている少なからずの成果かもしれませんが、成果あるいは推進している中での課題、こういったことが解決されていければ、もっともっとこの取組がよりよく推進させていくのではないかなというふうにも、町のほうで把握されている部分について、もし

ありましたらご答弁お願いします。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） スポーツツーリズムにつきましては、観光物産協会が町内での滞在時間を延長する目的として、これまで実施してきました。特にスポーツの分、幕別町、パークゴルフ発祥の町でありますので、平成29年度から、コロナ禍で若干減ってはきている部分がございますけれども、過去5年間で実績で言いますと、パークゴルフの活用につきましては、修学旅行で6回525名、あと民間旅行会社と連携した取組として、16回585名など、この5年間で27回の1,151名がパークゴルフを体験しているところでございます。また、これに伴う経済効果としましては、我々もただ単にパークゴルフのやってもらうだけではなく、実際に宿泊を町内の宿泊施設にしてもらうとか、昼食を町内で取っていただくとか、そういった効果も含めると、過去5年間の経済効果としては、460万円の効果があつたところでございます。以上です。

課題ですね。失礼いたしました。今後の課題につきましては、今はパークゴルフを中心にやっているのですけれども、どうしても屋外の取組であるものでありますので、特に雨天時の対応ですとか、あと実際にボランティアに活動してもらってはいるのですけれども、人の手配の部分につきましても、これから出てくると考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 今のご答弁伺いまして、失礼ながら結構効果あつたのだなというふうには実は思っています。金額的に言えば、町を動かすようなものとか、何か大きく変えるようなものではないかもしれませんが、ある程度効果というのは見られているのかなというふうに思いますが、今後、逆に言えば、現時点で単純なちょっと経済的な、数字的な効果なので、いろいろと総合的に考えるとあれかもしれませんけれども、今後、今の段階でこのぐらいの効果であれば、今後ということに関しては、もっともっと大きな可能性を秘めているのではないかなというふうには推測されるわけですが、まさにいわゆるオリンピックの町という中での説得力ある発信の中で、そういった効果、期待できるのではないかな。もっともっと町として、重点を置いていいのではないかなというふうには考えるわけですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） このところのパークゴルフを核とした誘致、取組については、どちらかというところ、今、課長が一生懸命やって成り立っているみたいなどころがあつて、これは本当に誰かを雇ってやるとなると、恐らく赤字というか、そういう形になりますので、今この3番のところにありますような、スポーツコミッション、これが確立されて、そこもある程度儲けを持ちながら、物販なども含めて成り立っていけば、非常にいいなというふうには思っております。

それで、パークゴルフ、今ありましたけれども、幕別町の持ち味はやっぱりつい最近まで5人の現役のオリンピック選手がいたということでもありますので、ところが現役の間は活動できないのですね。競技に専念をしてもらわなければならないのでできなかった。今ちょうど旬といいますか、高木菜那さんなどは最近あっちこっちにマスコミに出ていますけれども、今まさに彼女もいろんなところで仕事をしたい、顔を売りたいという思いもありますし、ちょうどオリンピックが終わった旬の時期でもありますので、できることなら彼女であったり、山本幸平選手も第一線を退いていますので、それで桑井亜乃さんはまた別の目的で、今、次のパリオリンピック目指していますけれども、本当に今は彼女たちに活躍してもらえる、町から言うと活用できると、利用できる、そういう時期にさしかかっているなというふうには思いますので、具体的な戦略は今直ちに言えるものはありませんけれども、しっかり彼女たちを活躍してもらいながら、パークゴルフも含めて、あるいはスポーツに限らず観光でいうと、マレーシアからもスキー場を活用して、もう本当に雪の中で戯れているというそんなこともありましたので、通年を通した中で、スポーツコミッションなるものが、ある程度形づくられて、そこが事業主体になってやっていただくのが、将来的に私は一番いい形なのかなというふうには思っている

ところであります。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） まさにスポーツコミッション、答弁の中でも、現状には組織としては安定していないという部分もありますし、本当におっしゃるとおり、課長が一生懸命やられている中で成り立っているというのも実態だというふうに感じております。ただ、そこにやはりどうしても財源をつけないと、最初は一定程度投資というような形になるのかなというふうには思うわけですが、現状実際の職員の方が一生懸命やられている中でも、そこに人件費というのは発生されているわけで、その分の仕事が民間に投資をすることによって、また実際のほうでも違う、さらに豊かな仕事ができるというような考え方もあるのかなというふうに思います。そういった部分で、最初どこのスポーツコミッションもやはり財源の部分において、課題を持っている中で、今すぐこうだという答弁はないかというふうに思うのですが、そこで町としてもちょっと繰り返すようではあるけれども、投資という観点の中で、そこにお金をつけていくと、予算立てしていくというようなことについて求めているというふうには思います。もしご答弁があれば。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、全く形がありませんので、今予算をつけるのかというお話はできませんけれども、まず可能性として本当にスポーツコミッションというものができるとかどうなのか。特に私は、もう既にあるNPO法人が中心になっていくのかなという思いも持っておりますので、そこがならないと、なかなか任意の団体ではうまく立ち上がっていかないと思いますので、NPO法人ともしっかりと話をさせていただく中で、この事業が成り立っていくのかどうなのか。そこは十分詰めさせていただきたいというふうに思います。それで形になった段階では、そこは予算もしっかりとつけるような形になっていくのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 町とスポーツコミッションということに関しては、かなり経済的な部分に関わったりとか、まちづくりの部分に関わったりするので、そういったところのメンバーに組み込まれている方は、やっぱり金融機関の方が入っていらっしゃるのか、あるいは大学の先生であったりとか、それから本当に専門家。場合によっては地域おこし協力隊というような方々がやられているような事例もたくさんありますので、そういった本当にその道のプロというところに託していくということが必要なというふうに思います。

質問に移りますが、そういった今後、スポーツコミッションでなくていいのですが、そういった招致実行委員会であったりとか、そういった部分であったり、あるいは自治体職員の皆さんも当然関わっていくわけなのですが、そういったところで今現在教育委員会という部分が、スポーツ庁の事業というところもあるかと思うのですが、教育委員会がこのオリンピックの町創生事業について関わっているところがあるわけですが、町の中での部署として、今後それがふさわしいのかどうかというところについて、検討をされる可能性があるのか、あるいはやっぱり教育委員会ということになるのか、そういったあたりのお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはスポーツだとか文化については、北海道庁などは知事部局でやっているという、そんな例もありますし、結構スポーツ振興を町長部局でやっている、市長部局でやっているという例もあるやに聞いております。ただ、今現状を見ますと、あるいは当面の事業を見ますと、私は今の体制でしっかりと取り組んでいけるのだろうなと。あとは人員をどう配置するかということだけであって、どっちにしなければいけないとか、そういう話はないなと。現状で当面やっていくべきかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） まさにどこかの部署のみがやるというようなことではないというふうに私も思います。本当にこの事業の中としては、行政的な意義としては、スポーツ振興というのはもちろんのこ

と、健康増進による医療費抑制といった、ちょっと保健課に関わるような部分もあるでしょうし、もちろん経済的なものには商工観光課政策推進といったあたり、それから十勝で言えばもう食ということは欠かせないわけですし、うちの町では農業というのは欠かせないところですので、農林課あたりというところも必要になってくる。そのあたりの横断的な仕組みづくりであったりとか、取組であったりとか、共有と、そういったところは強く必要かなというふうに思いますが、そのあたりのビジョン、もしございましたらご答弁をお願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ビジョンと言えるような、そんな立派なものではなくて、ここはしっかり横の連携取って仕事するのはこれはごく当たり前のことでありますので、それは命令権者、最終は町長ということになりましようけれども、やっぱり権限を持つ者がしっかり横の連携を取りながら、1つのプロジェクト的なことに取り組んでいく。これはもう今までもそうですし、今後のスポーツ振興においても、確かに農林課であったり商工観光課であったり関わってきますけれども、これはもう連携しながら、プロジェクト的な会議というか、推進体をつくれれば、私は全く問題ないのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） それでは、4つ目の質問に移ります。

学校教育との連携はということで、ご答弁ありましたことについては、何も否定するものではありませんが、最初に申し上げたとおり、スポーツ振興とか、そういったことではなくて、1番から3番までご答弁いただいたことに関わって、その中で学校教育との連携、例えば共生社会という部分であれば、そこを学校と町と一体になってやっていく。あるいは町を知る、町をアピールするという部分で、去年までですと、札内東中ですかね。修学旅行のプロモーションというようなことでアピールしてもらったりとか、そういった取組もあったわけですが、そういった部分の観点から、何かお考えございますでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校教育との関係では、今、小田議員言われましたように、1番から3番までの質問の中で、スポーツを通じたということが前提だというふうに考えておりますので、できれば特に部活動なんかの関係については、スポーツコミッションというか、そういったような町の、それは外向きにもそうですし、内向きにもそういった事業をやっていただけるような組織ができれば、それをスポーツコミッションと言うかは別にしまして、そういう組織ができれば、例えば部活動の関係については、そのスポーツコミッションの組織から講師を派遣していただくとか、そこでスポーツクラブとかも運営していれば、そこに子どもたちが行って部活動をやるだとか、というようなこともあろうかと思えます。そういった受皿になっていただくというようなこともあると思えます。そういったことをやるに当たっては、やっぱり組織の安定ということもありますから、何らかの報酬なり何なりという収入も必要になろうかとは思いますが、そういうような仕組みが出来上がれば、学校とそういった組織がつながることによって、学校のほうにもどんどん入っていけるような状況にもなりますでしょうし、連携も図っていくことができるようになるというふうに考えておりますので、何かそのような仕組みが出来上がればいいなというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） そうですね。そういった中で、何かそういった組織と連携していくということについては十分分かりますが、教育委員会として、学校教育に押しつけるわけではないのですけれども、授業の中に入れるとか、そういうことではないのですけれども、オリンピックの町という理念の中で、それに関わるような学び、子どもたちにとって、学校の先生にとっても理解できるような、そういった学びというのを促していく。例示を挙げながらとか、そういった取組というのでも、東中さんの取組もそうですけれども、そういったことも一つ紹介していくというようなことでの質問であるのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） これ戻ってしまうのですけれども、やっぱりオリンピックの学校訪問事業ですか、そういった事業等を活用しながら町の特色も含めて、学習をしていけるといふふうに思っておりますし、またオリンピックの関係でいえば、例えば教科書にも高木姉妹のことが載っているというようなこともありますので、そういったことも含めて、広く子どもたちにそういったことを理解して、そしてふるさとに愛着を持つようになっていただけたらなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 小田議員。

○2番（小田新紀） 分かりました。

いずれにしても、幕別の制定します「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」からスポーツ推進計画、そういったところで、最初にも申し上げたとおり、オリンピックの町として幕別を広げていこう、知ってもらおうというようなことは明記は、ほかの町でもそれに近いことが書かれていることはあるのですけれども、それはちょっと形上書かれているというようなものも見え隠れするわけで、我が町については、それを実行できる材料がものすごくあるというふうに考えます。そういった人材や財産がたくさんある中で、その手を使ってまちづくりをしていく。それがもっとも町民にとっても、そしてつくっていく行政の職員の皆さんにとっても、ものすごくわくわくするような事業であったりとか、まちづくりの取組であったら、なおいいのではないかなというふうに思います。最後にそういった新しい取組なので、若い職員の皆さんのアイデアをどんどん生かされるような、そういったシステムとか取組にしていただきたいというふうに感じるわけですが、最後その部分についてご答弁お願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これまでも若い力をなるべく活用してという思いでやってきました。これに限ってということではありません。やはりしっかり下から突き上げてくるような、そういうアイデアがあることによって、職員も町も活性化するというふうに思いますので、そういう配慮も十分しながら進めていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、16時00分まで休憩いたします。

15:49 休憩

16:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1番目、スキー場の運営について

町は白銀台、明野ヶ丘スキー場を運営しているが、近年の温暖化で降雪時期が遅れることが多く、12月中にオープンできない状況が続いている。

2か所のスキー場は、規模は小さいものの、初心者、ファミリー、シニア、学校授業など幅広い層に利用され、地域経済、冬の観光資源としても重要な施設である。

また、忠類ナウマン全道そり大会は十勝の冬の風物詩であり、来年40年の節目を迎える。

今後も多くの人々が利用し笑顔と歓声で楽しく利用できるスキー場の運営について、以下の点について伺う。

①町は2か所のスキー場をどのように運営し、どのようなスキー場にしていくのか。

②少ない降雪でも、ゲレンデの一部（緩斜面・そりコース）をオープンできるようにするためのコース整備は。

③リフトを利用できない幼児・初心者が安全に斜面を登り、滑ることができるスノーエスカレーターの導入を。

④白銀台スキー場ロッジ2階休憩所は、スキー靴を脱いで利用しなければならず、使い勝手が非常に悪い。現在使われていない屋上オープンスペースの有効利用の考えは。

⑤スキー場の夏場の利用と、白銀台宿泊ロッジの改修を含めた今後の考えについて。

2番目、光ファイバー網整備完了後の有効活用と自治体DXについて

光回線網整備工事が本年7月に完了し、幕別町全域で光回線サービスを利用することが可能になる。

コロナ禍をきっかけにデジタル環境は急激に変化し、様々なデジタル化やリモートによるコミュニケーションも一気に進んだ。

しかし、高齢化等により、デジタルの恩恵を受けられないなどの情報格差（デジタル・デバイド）も問題となっている。

高速情報通信網が整備された今後の活用について、以下の点について伺う。

①高速インターネットを町としてどのような分野で活用し、町の振興、活性化につなげようとしているのか。

②光回線サービスの電話勧誘が予想され、トラブルの多発も懸念されるが、町としての防止策は。

③多くの高齢者はIT機器を使いこなせない。年齢によるデジタル・デバイドを解消する方策は。

④国では「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現に向け、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、地方行政のデジタル化を推進している。この自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する上で、早急な具体的推進計画（ロードマップ）作成が必要と考えるが、いかがか。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「スキー場の運営について」であります。

明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場は、そのゲレンデの延長や形状などからファミリーゲレンデとして、主にスキーやスノーボードの初心者やファミリー層、シニア層に慣れ親しんでいただいているほか、町内の小中学生の授業やスキー学校などの活動に利用されております。

また、新型コロナウイルス感染症の発生前は、国内外からのツアーにそり遊びや雪との触れ合いなどに利用されるなど、観光スポットとしても利用されているスキー場であります。

近年は、積雪不足により営業開始日が遅れ、平成24年度から令和3年度までの直近10年間のうち、12月中にオープンできた年は、明野ヶ丘スキー場は平成24年度と28年度の2回、白銀台スキー場は平成24年度と27年度から29年度の3年間の合計4回となっております。

また、毎年2月に白銀台スキー場で開催される「忠類ナウマン全道そり大会」は、ダンボール製のそりで速さとデザインのユニークさを競う独特の内容として、十勝管内外から多くの方が参加するなど十勝の冬の風物詩の一つとなっており、コロナ禍の直近2年間におきましても、地域住民の熱意とイベント内容の創意工夫により開催を継続するなど、本町になくしてはならないイベントとなっております。

ご質問の1点目「町は2か所のスキー場をどのように運営し、どのようなスキー場にしていくのか」についてであります。

スキー場を運営するに当たりましては、リフト等の索道施設の管理について鉄道事業法に定める索道技術管理者を確保することや、安全に運転するためのリフト等の保守と定期的な更新など、設備維持に要する費用の確保のほか、冬期間における一定の降雪があることなどの自然条件を満たす必要がありますが、近年は一刻も早く滑りたいと願うスキーヤーや子どもたちのニーズに応えることが2か所とも厳しい状況にあり、特に明野ヶ丘スキー場については平成25年度と30年度は雪不足のためオ

オープンが叶いませんでした。

しかしながら、明野ヶ丘スキー場は、東十勝唯一のスキー場として、幕別スキー学校によるスキー教室が開校され町外からの生徒が通っているほか、白銀台スキー場は、昭和6年に南十勝唯一のスキー場として開設され、46年にリフトが設置されてからは、町内外のスキー愛好家や小中学校のスキー授業、各種スキー大会に利用されるなど、2か所のスキー場は、それも楽しめるファミリーゲレンデとして多くの方に親しまれてきました。

また、白銀台スキー場では、忠類ナウマン全道そり大会が開催されるなど、冬の忠類地域のスポーツ・レクリエーション文化の発信地・拠点として、南十勝や日高管内の方々を中心に利用されており、忠類地域にとっては、通年観光を支える貴重な観光資源となっております。

しかし、両スキー場とも現状の規模や設備をもって大規模な集客を見込むことは不可能でありますので、当面はファミリーゲレンデとして最大限活用を図りながら、リフトの大規模更新の時期を目途に余暇活動やレジャーの嗜好に沿ったスキー場の在り方を見出してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「少ない降雪でもゲレンデの一部をオープン出来るようにするためのコース整備は」についてであります。

少ない降雪に対応する手法として、少雪のゲレンデをサポートするための人工のスノーマットがありますが、これは特殊樹脂で製造されたものであり、ゲレンデに敷くことで雪が少なくても高い滑走性を発揮するものとして、道内の一部のスキー場においても活用されております。

しかしながら、スノーマットの導入に要する費用は、仮に、明野ヶ丘スキー場で長さ300m、幅30mにわたり整備した場合は約8,500万円、白銀台スキー場で700m、幅30mにわたり整備した場合は約2億円を要するなど高額であるほか、設置についても、明野ヶ丘スキー場では5人で18日間ほど要するものであることから導入は難しいものと考えております。

また、現在そりコースにつきましては、利用できる状況になった時点でそりコースに限定してオープンしておりますことから、引き続き状況に応じた柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目「幼児・初心者の安全面に配慮して、スノーエスカレーターの導入を」についてであります。

スノーエスカレーターとは、ベルトコンベアのような段差のないエスカレーターで、ただ立っているだけでゲレンデを上ることができるものであり、屋根付きのものもあるなど、降雪時も安全に移動できる設備であります。角度の緩やかなところでしか利用できないため、緩斜面や初心者用ゲレンデに設置されているものがほとんどであります。

こうしたことから、例えば、明野ヶ丘スキー場の緩斜面にスノーエスカレーターを導入した場合、60mで約3千万円を要するなど高額であるため、現状におきましては、費用対効果の観点からもスノーエスカレーターの導入については考えておりません。

ご質問の4点目「白銀台スキー場ロッジ2階休憩所の使い勝手が非常に悪い、また、屋上オープンスペースの有効利用の考えは」についてであります。

白銀台スキー場ロッジ2階の休憩所は、小中学校のスキー授業や各種スキー大会などの各種団体利用の際に、スキー靴を脱いで休憩できるスペースとして利用されております。

また、屋上オープンスペースにつきましては、現在のところ管理目的以外に立入ることはなく、一般の方の利用を想定していないエリアとなっております。

ご質問にあります、休憩所の使い勝手や屋上オープンスペースの利用に関して、これまで意見や要望を直接お聞きしたことはありませんが、現状においてどのような問題が生じているのか、利用ニーズがあるのかなど、利用者やスキー協会などの関係団体と意見交換をさせていただきたいと考えております。

ご質問の5点目「スキー場の夏場の利用と白銀台宿泊ロッジの改修を含めた今後の考えについて」であります。

現在、明野ヶ丘スキー場につきましては、町都市公園条例で定める明野ヶ丘公園の一部として、ス

キーのオフシーズンはスキー場入口のゲートを解放しており、サイクリングを楽しむ方やグラススキーをする方、芝生でファミリーがピクニックを楽しむ姿が見られるなど、公園内にあるパークゴルフ場やサイクリングロード、展望タワーを備える町のシンボル「ピラ・リ」と一体となって利用されております。

また、白銀台スキー場につきましては、自然に咲く野草が豊富なことから散策路としての利用や、平成 27 年度から令和元年度までは、東北北海道自転車競技連盟主催のマウンテンバイクのレース会場としても利用されております。

スキー場の夏場の利用につきましては、このような情報を観光物産協会のホームページや SNS を通し多くの人に認知してもらうことで、引き続き現状の利用を進めていくとともに、民間の方からはスキー場の斜面を使った音楽のイベント会場として提案されたこともあるほか、他町ではオフロード自転車のコースとして活用するなどの例もありますことから、このような可能性も含め、まずは住民会議において検討していただきたいと考えております。

また、昭和 56 年に建築した宿泊ロッジ 5 棟は、これまでトイレの水洗化や床暖房、ユニットバスへの改修などを行ってきたところであり、現時点におきましては、具体的な改修は予定しておりませんが、過去 10 年間を見ても、年間平均 1,273 人、1 棟当たり 255 人の利用となっておりますので、必要性も含め活用方法について、夏のスキー場の活用と併せ、住民会議において検討していただきたいと考えております。

次に「光ファイバー網整備完了後の有効活用と自治体 DX について」であります。

本町においては、令和 2 年度から国の補助事業である高度無線環境整備推進事業を活用し、東日本電信電話株式会社が実施主体となる民設民営方式により、町内の光回線未整備地域を対象に整備工事を進めてまいりましたが、本年 7 月 14 日に整備工事が完了し、7 月 20 日から光回線サービスの提供が開始される予定となりました。

この間、光回線未整備地域にお住まいの住民や法人等からは、500 件、607 回線の申込みがなされ、今後は、このように利用開始を待ち望まれている方々をはじめ、町内全域で光回線による高速・大容量の無線通信を活用した様々な取組が期待されるところであります。

ご質問の 1 点目「高速インターネットをどのような分野で活用し、町の振興、活性化につなげようとしているのか」についてであります。

町内全域で光回線による高速情報通信基盤が整備されることにより、現在の既整備地域と未整備地域間の通信速度等格差の是正が図られ、今後、公共施設や教育環境等における行政サービスの向上をはじめ、農業、観光など様々な分野における活用が期待されるところであります。

公共施設では、本年度、ナウマン象記念館でオンライン授業やイベント開催のための Wi-Fi 環境を整備するとともに、農業研修生の学習機会の創出や生活の利便性向上を図るべく、農業担い手支援センターの宿泊棟と和室にインターネット環境を整備することとしており、今後においても施設の用途や利用状況のほか、他の自治体の先進事例などを参考に、公共施設における効果的な活用について研究してまいりたいと考えております。

さらには、現在、行政情報を提供するために役場庁舎と公共施設をつないでいる光回線網は、国の補助事業を活用し平成 17 年度及び 18 年度に公設で整備したものでありますが、将来、更新の際には、今回の民設民営方式で整備しました光回線網を活用することで、更新費用及び更新後の維持管理経費の節減が図られるものと考えております。

教育分野では、GIGA スクール構想において 1 人 1 台の学習用端末を配置しておりますが、光回線未整備地域内の糠内、古舞、明倫小学校並びに糠内中学校の 4 校においても、学校や自宅等における端末の活用について、既整備地域内の学校との格差が解消されることとなります。

また、農業分野では、光回線網に Wi-Fi 環境を整備することで、GPS による自動操舵システムを搭載したトラクター等農業機械の普及のほか、衛星データを利用した可変施肥マップによる栽培管理などにおいて必要な情報が圃場など場所を問わず利用することができるようになるなど、ICT 等の先端

技術を駆使したスマート農業の更なる導入促進が図られるものと期待をしているところであります。

このほか、観光分野では、働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症の影響等により、企業や個人の働き方が大きく変化しており、在宅勤務やサテライトオフィスなど施設利用型テレワークのほか、観光地におけるワーケーションなど、様々な働き方に取り組む企業等が増える中、光回線網の整備により、農村エリアを含む町内全域において高速で安定したインターネット環境を提供することが可能となります。

現在、町では、北海道経済連合会や一般社団法人日本旅行業協会などで構成する「北海道型ワーケーション推進協議会」と連携し、町の情報発信やワーケーションの誘致に向けた研究を進めているところであります。

今回の町内全域における光回線網の整備は、住民生活の利便性向上はもちろん、産業分野における活用が促進されることで、生産性の向上等による産業の成長や、新たな企業立地、起業に向けた土台が整ったものと捉えており、今後は、空港への近接性や、豊かな自然環境に加え、定住対策や子育て支援策など、本町の優位性を積極的に発信することにより、関係人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「増加が予想される光回線サービスの電話勧誘によるトラブルの防止策は」についてであります。

本町においては、町のホームページとSNSを活用し、光回線網整備工事の完了予定日についてのお知らせと併せて、光回線サービスに関する電話勧誘トラブルが増えていることや契約に当たっては十分に契約内容を確認していただくよう注意喚起を行っております。

また、町消費生活センターでは、これまでも「自分の思っていた契約内容と違っていた」や「解約をしたいが連絡先がわからない」あるいは「解約を申し出ると高額な違約金を請求された」といった光回線の契約に関する相談が寄せられ、専門の相談員が問題解決に向けたアドバイスや相手先との交渉を行った事例があります。

こうしたトラブルを未然に防ぐため、今後も引き続き町の広報紙やホームページ、チラシなどで啓発するとともに、トラブルが発生した場合には、速やかに町消費生活センターや国の消費者ホットライン188（イヤヤ）に相談していただくよう周知してまいります。

ご質問の3点目「IT機器を使いこなせない高齢者へのデジタル・デバイドを解消する方策は」についてであります。

国が国家戦略等を掲げてデジタル化に取り組んだことにより、光ファイバー等ブロードバンドの整備は大きく進展し、本町においても、本年7月の光回線の整備工事の完了により、情報インフラの高速化が実現し、町内全域で光回線サービスの利用が可能となる一方で、高齢者世代の方が、デジタル情報の恩恵を受けることができない、いわゆるデジタル・デバイドの問題も社会問題として取り上げられております。

2020年に内閣府が行った「情報通信機器の利活用に関する世論調査」によりますと、スマートフォン等の利用状況において、70歳以上の方の約半数が「利用していない」と回答しており、その理由は「自分の生活には必要ないと思っている」が52.3%、「どのように使えば良いかわからない」が42.4%、「必要があれば家族に任せればよいと思っている」が39.7%の順に多く、情報通信機器が実際の日常生活に必要不可欠なものとはなっていないことが伺えます。

多くの高齢者は、生命や財産に係る必要不可欠な情報は、身近なテレビやラジオのほか、防災行政無線や広報紙により得ているものと考えられますが、自ら積極的に情報を得ようとする方や、趣味や教養を拓げる目的で、IT機器の活用を始める方も増えてくると考えられます。

この調査結果から、本町においてもスマートフォンなど情報通信機器が日常的に不可欠なものと考えていない高齢者世代が一定数いると考えられますことから、こうした方々に対しましては、引き続き、必要不可欠な情報が行き届くよう、防災無線や広報紙等を活用し周知しなければならないものと考えております。

一方で、どのように使えばよいか分からないという高齢者も少なからずいると考えられますので、今後、ニーズに応じて対応してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目「自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する上で、早急な具体的推進計画（ロードマップ）作成が必要と考えるが、いかがか」についてであります。

令和2年12月に総務省が策定した「自治体 DX 推進計画」には、自治体に取り組むべき重点取組事項として、「自治体の行政手続のオンライン化」「自治体の情報システムの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及促進」「自治体の AI・RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の利用促進」「テレワークの推進」「セキュリティ対策の徹底」の6項目が掲げられており、令和3年7月には、自治体 DX 推進手順書が示されたことから、現在、この手順書を参考に取組を進めているところであります。

この重点取組事項のうち、目標時期が設定されている「自治体の行政手続のオンライン化」については、令和4年度末までに、全自治体で児童手当に係る認定請求や現況届など、子育て関係の手続をマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう、情報基盤の整備が求められていることから、本町においても、本年度中に自庁システムの改修を行うこととしております。

また、「自治体の情報システムの標準化・共通化」については、令和7年度末が目標時期とされており、自治体の基幹業務である戸籍や国民健康保険に関する事務などの17事務について、国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行することが求められております。

現在、国から示されている標準仕様は、住民基本台帳に関する事務や介護保険に関する事務など6事務であり、このうち住民基本台帳に関する事務を先行し、現行の自庁システムと標準仕様との差異等を確認しているところであり、今後においても、残りの11事務に係る標準仕様が示され次第、順次同様の確認作業を進めてまいります。

今後、この確認作業を経て、国が定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に向けた具体的な検討開始から運用に至るまでには相当の期間を要すると捉えており、また、AIなどのデジタル技術による業務効率化の検討などを併せて行う必要があるため、早期に全庁的かつ組織横断的な推進体制を構築し、計画的に進めていかなければならないと考えております。

このため、本町におきましては、本年度、北海道が専門的知識を有するアドバイザーを確保し、情報システムの標準化・共通化や自治体 DX の推進などについて、市町村の取組が円滑に進められるよう助言や支援を行う「地域デジタル化促進支援事業」による支援対象市町村として決定を受けております。

国からは、個別の DX の取組を進めるに当たって、先行自治体の事例として、基本方針や取組内容、スケジュール、推進体制などを盛り込んだ DX 推進計画を策定した上で進めることも手法の一つとして紹介されておりますが、本町といたしましては、国から示された手順書やガイドラインを参考にすることで、円滑に作業が進められるものと考えておりますことから、具体的推進計画の作成は予定しておりません。

しかしながら、特に「自治体の情報システムの標準化・共通化」は、令和7年度末が目標年度とされ、先ほど申し上げました17事務に係るシステムの標準化に向けた比較分析作業などの工程表を喫緊に作成しなければならないと考えており、推進体制も含め、今後、北海道からの指導・助言をいただきながら、取組を進めてまいります。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

(16:30 芳滝議員退席)

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、スキー場の関係ですけれども、なかなかいい答弁がいただけなかったので、ちょっと再質問、難しいのですけれども。

町長の答弁にもありましたように、2つのスキー場はもう歴史的に古いと。そして、明野ヶ丘スキ

一場においては、役場 OB の方々も積極的に参加されて、スキー協会、スキー学校を立ち上げて、近隣町村の子どもたちのスキー振興に当たっているところでありまして、白銀台スキー場も小さいながら南十勝唯一の歴史あるスキー場として、現在に至っているところでもあります。

忠類村史をまた見て、歴史的に忠類の白銀台スキー場はいつオープンしたのかということが書いてありましたので、読んでみましたら、一説には昭和8年となっているのです。しかし、元帯広市長の随筆集の「味なき味」というところの文の一文に「スキー大会」というところの記述がありまして、白銀台で昭和5年に十勝のスキー大会が北海タイムズの主催で開かれたと、これが第一回であるというふうに記憶していると記載されておりました。面白いのは、その会場に、日高山脈をスキーで荒らしていた、その当時の山スキーの北大の猛者だった坂本直行氏がその大会に来られているという歴史の記述を見まして、ああ、そういう歴史あるのだと改めて白銀台スキー場の歴史を感じたところでもあります。ですから、オープンというのは、総合すると、昭和5年には整備されていないスキー場だったのですけれども、昭和8年に整備されてスキー大会等が開かれるようになったという歴史でありました。

町の第6期総合計画の中には「特色ある産業で住まいる」ということで「地域性あふれる観光の発信」、その中で、現状と課題の中でスキー場がありまして、パークゴルフをはじめ、ナウマン象記念館、キャンプ場、宿泊温泉施設、スキー場など、一年を通じて楽しめる観光資源があり、美しい自然環境のもと、ゆったりとした時間を過ごすことができると。観光交流の面で、潜在的な可能性を秘めていると。その施策の方向性としては、「スキー場を活用した冬のアウトドア観光資源を目指す」というふうになってございます。

今回「地方公営企業の抜本的な改革の取組状況」というところがありまして、「幕別町観光施設の事業経営戦略」というものが令和3年の3月に策定されて、計画期間が令和2年度から令和11年度というところで計画が載ってございました。これは、形式的な計画かも分からないのですが、現在の経営状況」というところで、白銀台スキー場は、近年の降雪不足による営業期間が短いと。ほぼ全期間稼働した平成29年度を除いて低く推移している。これは、町長答弁にあったとおりでございます。

「計画やその執行予算の状況を見ながら、適宜、整備改革の見直しや更新を行い、効率的な設置更新に努力するとともに、夏季期間の有効期間及び近隣宿泊施設や飲食店などのスタンプラリー等、推進事業の強化により集客あるいは売上げを目指す」と。収支計画のうち「財源についての説明」の中で「関係団体及び飲食店の町内事業者と連携した誘客促進を行い、利用量の増進を図る」。

もう一つ、要するに、観光施設、近隣の飲食店関係と連携を図って誘客を進めるという方向性なのですが、今回、いろんな誘客を図る対策があって「得々プラン」というものをスキー場でやっています、これは、忠類地域魅力発信事業で行っているわけなのですが、その中の実行委員会組織で、イベント部会、食の充実部会、花と環境部会というふうにあるのです。

食の充実部会では「食べて滑って得々プラン」、リフト券の半額割引、スタンプラリーということで、飲食店の誘客、地域経済に貢献するというところで行ってございますけれども、今回、その予算が140万円に減らされた。その中で、このイベント「食べて滑って得々プラン」というのがなくなったということなのですが、今回、コロナ禍で経済の影響に、特に飲食店に与える影響が大きい中で、このタイミングでの事業の打ち切りというのはどういう経緯だったのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（谷口英将） 「得々プラン」は、平成28年度から実施をしているものでありまして、忠類のスキー場、3時間券、5時間券の販売が一番多いものでございます。地域の飲食店で飲食していただいた場合、その利用券を半額で助成しますよというものであります。

今回、予算がゼロということなのですが、一定程度、誘客に効果があったということと、また、制度の中身が減免が主になっている制度なものですので、この1年間、その事業の在り方について

て様々な関係機関と意見を聞きながら、次年度に向けて方向は見いだしていこうということで、今回については、予算がとりあえずゼロという形になっているものであります。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 実行委員会形式でやっているもので、いろいろ手弁当で協力されている実行委員会でありますから、予算がゼロベースというのは、ちょっと、なぜだろうという。その経緯を聞いていない状況でその報告があったようなので、その辺もう少し説明があったほうがよかったのかなと、ちょっと乱暴なのかなという気がしております。

それにしても、地域経済の振興ということでは、それは必要なことだと思うので、続けていってほしいのですけれども、先ほど言った、観光施設の事業計画戦略の中にも、そういうふうにスタンプラリーという形で載せてある以上、これは続けていくべきだと考えるのですけれども、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（笹原敏文） 先ほど課長からの説明もありましたように、当初は、28年スタートした時点では、ご当地メニューですとかB級グルメ、そうしたものの開発といいますか、そういうふうなものがないのかというような、そういう当初のスタートであったように聞いております。その後、今おっしゃいました、スタンプラリーの事業に変化していったということなのですけれども、近年度では、商工会ですとかでも、同じようなスタンプラリーを行っているという、類似事業が取り組まれているような状況もあるというのと、この事業費の中とは別の外側で、町の減免制度を用いて行っていたという状況にありまして、本来ですと、減免部分もその事業費の中で賄うですとかという、そういうような制度であればふさわしかったのかなというふうに思っているのですけれども、そのような経過もありまして、いま一度、事業の中身を考えてみようという一年にしたいというふうに考えています。

これまで、実行委員会、既に4月に開催した後、ご協力をいただいていた飲食店の方々にも、再度、状況の説明ですとか、今後に向けた取組についての協力依頼ですとかというのをお話しさせていただいておりまして、今年度、どういった形で実施できるのかを現在検討している最中でございます。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、2番目の「少ない降雪でもグレンデの一部をオープンできるようにするためのコース整備」なのですけれども、自分の考えていたのは、こんな予算のかかることではなくて、そり大会のコースをやっているところの、あそこは水はけが悪いものですから、何とか少ない雪が降った状況で、そりコースのオープンができないものかと。スノーマット、道内には2億円ぐらいかけてやっているとこはあるのですけれども、そこまでの施設は要らないのかなと思っておりました。

雪が降ってもオープンできないというのは、リフトが上まで行って、下まで雪が繋がっていないから下りてこられないのであって、下が緩斜面に雪がある状態のある年もあったのですよね。実際的に、子どもたちとか、小さい子どもを連れて来られた親御さんたちが、そりを持って滑りに来ている状況もありますし。さらには、緩斜面、自分でスキーを履いて滑っている方もいらっしゃいます。スキー場がリフト稼働によってオープンするという考えではなくて、スキー場の一部だけでもオープンできれば、人が来るのではないかという考えなのだと思います。

ホームページを見てみますと、明野ヶ丘スキー場の令和4年度なのですけれども、スキー場がオープンしていないのですけれども、そりコースはオープンしていますと。白銀台スキー場は、そりコースのオープンというのは一切出ていなかったのですよね。ですから、白銀台スキー場もそりコースをオープンしていますよというぐらいの整備ができればいいなと思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） どういう基準になったらオープンするとかという具体的なものはありませんけれども、少なくとも、ある程度、そりが滑れるような降雪があり、雪を少し集めてでもオープンできる

のであれば、そこは柔軟な対応が必要なのかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 私もそう思うのですよね。

特に、明野も白銀台もそうなのですけれども、ある程度降雪があっても、風で飛ばされてなくなると。平成26年に藤原議員が質問して「防風対策、柵」ということの要望あったのですけれども、検討するという形で答弁あったのですけれども、それ以下進んでいないと。

そのオープンの基準が、雪があって、スキー場が全部オープンして、リフトが動くようになったらオープンの考え方ではなくて、一部でも滑れたらオープンしますということで考えていただきたいと思うのですけれども、それと関連して、次の3番目の「スノーエスカレーター」なのです。その緩斜面をスノーエスカレーターを設置して行くと。設置費用が、60メートルで3千万円ですか。私が調べたところでは、40メートルで1,600万円という、何メートルからでもできるというところもあったのですけれども。

先ほど、議場から議場まで歩いてみたのです。そしたら、20歩ぐらいなのです。ここ、20歩で、大人の歩数で大体一步数が70センチから80センチとして、14メートルか15メートル。これ間違っていたら、すみませんけれども。十分に、これぐらいあっても、スノーエスカレーター設置、いいのではないと思うのですけれども、その可能性についてお聞きしたい。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、根本の問題として、やはり雪があってスキー場をオープンするのが当たり前であって、根本はやはり雪が降ること、雪が足りないのだったら、人工降雪機で雪を入れるということが私は基本だと思うのです。どうも、そこだけ、エスカレーターを布設して利用できるというのは、ちょっと本筋からずれているのかなという気がしてしょうがないわけですね。それだったら、そこだけでもオープンしてずっとやりましょうかみたいな、それでいいのですかみたいなことにもなりかねないわけで、やっぱり、スキー場はきちっと、忠類であれば、リフト下りてから800メートルぐらい滑れるわけで、そこがまずオープンする。でも、全部オープンするまで雪が降らないので、少し集めてでも初心者コースのほうをオープンさせるとか、そういう柔軟な対応をしてやっていくことが必要であって、そこにあってスノーエスカレーターを設置するとか、マットを置くというのは、これ、通年で例えば利用できるような形で、非常に多くの方に利用されるのであればいいのですけれども、なかなかちょっと根本的な問題からずれているような感じがしておりまして、基本はやっぱり、雪が降る、あるいは雪が少ないのであれば、降雪機でまくという、そういう中でオープンをなるべく早くさせていくということになるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 私もそう思うのです。それで、28年に一般質問で人工降雪機というのも要望しました。2億3千万円。そのほかに、水の施設が要ると。それ含めましたら、相当な金額になって、費用対効果で無理だと。

本当はそれがいいのですけれども、小さいスキー場では、例えば、大きいリゾート地や何かのスキー場では、コースがいっぱいあるから、全面オープンという格好でなくてもいいわけですね。一部、第二リフト、第五リフト、オープンとか。そういうところがざらにあるわけですから。

だけれども、白銀台、明野だったら、もうリフト1本しかない。それでどうやって誘客するかとなったら、初心者あるいは基礎スキー、緩斜面の基礎スキーもあるのですけれども、そういうことで誘客すると。スキー場関係者といろいろ話して、自分も関係しているのですけれども、どうやったら人を呼べるかということのを常に考えているわけなのですよね。

今回、食堂の事業者も変わりました。食堂事業者は、今年は12月20日から営業します。スキー場オープンしていないのに営業しても、これは利用はないのですけれども、できるだけオープン、先ほどから言っているように、一部の緩斜面を利用することによってお客さんが来るわけですから、私はこの誘客というのは、リフトを利用する方だけがスキー場の利用者ではなくて、スキー場に來られる

方、この方も含めたリフト利用者を増やすことが必要だと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本当に忠類の方々は、連携しながら何とか地域振興のためにということで、そういう思いを持ってやっていただいていること、これもう十分私は分かっているわけで。スキー場に関してもそうですし。例えば、国道縁の花壇「花いっぱい運動」なんかについても、もちろんそうですし。アルコを応援する会もありますし、本当に地域のために一生懸命やっているというのは、重々分かっておりますけれども。難しいのは、今の状況を考えたときに、スキー・スノーボード人口というのは、ピークのときに1,800万人いたのが、もう430万人ぐらいしかいなくなっているんですね。これ、一つの時代の流れですので、そこで無理に人を呼ぶということをどこまでやれるか、やり切れるかということも、実は冷静になって考えなければならぬわけですし、そういう住民のレジャーに対する思考というのは、随分様変わりをしてきていますので、そこを十分踏まえた中で、できる範囲のことをやっていくということがやはり基本になるのかなというふうに思います。

ですから、一生懸命やっていることは分かりますし、なるべくならば叶えてあげたいという気持ちは持っていますけれども、ではそれは無制限に何でもかんでもできるかということではありませんので、そこは十分、どういう形がいいのかということは、後の質問でも住民会議のお話をさせていただきましたけれども、住民会議もそうですし、一生懸命やっているのは公区長の連絡協議会もそうですし、それと、任意の手づくりのまちの方々もそうですので、そういった方々のお話を聞きながら、どういう形がいいのかということの一つの方向性を出していきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） スキー場の話だけで終わってしまいそうなので、ぜひスキー場に関しては、小さい施設ですけども、有効利用できるように、さらには、利用客が増えるようにいろいろ対策を講じていただきたいと思います。

それでは、インターネット回線のほうに移らせてもらいますけれども、この中で特に、今回、4月、インターネット回線、光回線の開通予定だったのが、7月20日からということで、3か月落ちということで、全町これで開通になると。今まで不自由していた方々にとっては、本当に朗報なことだと思っております。

その中で、いろいろ利用される、観光、農業、あと教育 GIGA については、GIGA スクール構想ということで、通じていなかった古舞、明倫、糠内の学校が開通すると。本当にいいことだと思っております。

この分野の中で、一つ質問したいのは、高齢者の福祉に対する利用なのですけれども、孤立しがちな高齢者の見守りや相談の支援にこういう ICT を活用することも検討するべきではないかと考えるのですけれども、その点を一点お願いします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 想定外でありまして、どういう形で使えばいいのか具体的に思いつかないのですよね。つまり、個々の高齢者宅に機械器具というか、パソコンであったり、スマホであったりがある初めてうまく回るわけでありまして、それを、高齢者がなかなか機械を、パソコンをいじれない中で、どうやってスムーズにそれを使っていくのかなというのは、ちょっと私は想像できなかったものですから、もし具体的な例があれば、お話いただければありがたいと思いますけれども。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 私も具体的な例は想定していませんけれども、高齢者に関することは、これ必要なのではないかと。例えば、認知に関する方で、靴に GPS を取り付けて、調べると。そういうこともあります。分野が、教育分野、農業分野、観光分野だけでしたので、その可能性についてどんな考えがあるか聞いたわけでありまして、これもいろいろ研究されてやっていただきたいと思います。

次に、関連するのですけれども、デジタル・デバインド、高齢者の IT 機器を使えないという問題ですけれども、これは、かなり前からある要望なのです。答弁でも「ほとんど利用していない」、あとは「デバイスに興味がない」とか、あと「デバイスの使い方が分からない」と、そういう方々が多いということなのですけれども、このデジタル・デバインドに関して、町では今までどのような対策を取っていたのか。例えば、デジタル・デバイスの利便性を知ってもらう講習会とか、そういうことは今まで行っていたのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（宇野和哉） 基本的に、町の主催等による、例えば高齢者のスマホ教室ですとか、そういったものは行っておりませんが、携帯のキャリアさんですとか、例えば、社会福祉協議会、それから、高齢者に対する生涯学習講座等で、スマートフォンの講習会・講座などは適宜行われていると思いますので、そういったものを活用していただいて、必要な情報を得ていただきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） デジタル・デバインドに関しまして、デジタル推進委員という企画があるそうなのですけれども、町でデジタル推進委員を活用するという考えはあるかどうかをお聞きします。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のところは考えておりません。高齢者のデジタル・デバインドというのは、非常に厄介だとか、意識のある方は、興味を持って講習会なり何なりに足を運んで、知識を吸収し、これ使えるなと思って実際に運用していくと。ところが、アンケートにあるように、全く自分の生活には無関係で、別になくても困らないし、死ぬわけではないしという人は、幾らたっても使わないと思うのです。ですから、何か自分が生活する上で、これは有効に使えるよというものがあれば、そこはそういう講習の機会を通して、少し習いながら取り入れてみようというふうになってきますので、そこを必要ない人に無理くりあなた使いなさい、便利なものだよということではできないものですから、そこはやはり、これだけ便利にございますよという情報の提供はしっかりやらなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 高齢者に興味を持ってもらうことが一番大切だと思ひまして、GIGA スクール構想はあるのだから、小学生に高齢者に教えるとか、そういうことも考えられるのではないかと思うのですけれども、時間がなくなりまして、これで終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

17:00 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和4年第2回幕別町議会定例会
(令和4年6月21日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18 中橋友子 1 石川康弘 2 小田新紀
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（5人）
- 日程第3 議案第56号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第57号 土地改良事業計画の策定について
- 日程第5 議案第58号 幕別町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第6 議案第59号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第7 議案第60号 幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

会議録

令和4年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年6月21日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月21日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (17名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 6 若山和幸
7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子 11 田口廣之
12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文 16 藤原 孟
- 6 欠席議員
5 小島智恵
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 選挙管理委員会委員長 難波勝美
企 画 総 務 部 長 山端広和(選挙管理委員会事務局長) 住 民 生 活 部 長 寺田 治
住 民 生 活 部 長 樫木良美 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 川瀬吉治 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博(選挙管理委員会書記長) 地 域 振 興 課 長 谷口英将(選挙管理委員会書記長)
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 農 林 課 長 高橋修二
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎 学 校 教 育 課 長 西田建司
防 災 環 境 課 長 井上一成 防 災 環 境 課 参 事 山岸伸雄
こ ど も 課 長 平井幸彦 保 健 課 長 宇野和哉
福 祉 課 長 亀田貴仁 都 市 計 画 課 長 河村伸二
税 務 課 長 古山悌二 農 林 課 参 事 廣瀬康友
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
18 中橋友子 1 石川康弘 2 小田新紀

議事の経過

(令和4年6月21日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番中橋議員、1番石川議員、2番小田議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（萬谷 司） 5番小島議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告をいたします。

○議長（寺林俊幸） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、石川康弘議員の発言を許します。

石川康弘議員。

○1番（石川康弘） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は、平成21年に総務省が創設した制度です。総務省のホームページには、地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であるとされています。

令和3年度の時点で全国に6,015人の隊員が活躍しており、政府はこの隊員数を令和6年度に8,000人に増やすという目標を掲げており、この目標に向け、地域おこし協力隊等の強化を行うこととしています。

幕別町においても、現在3名の隊員が活動中です。この制度により本町においても、地域おこしの向上を目指し、より活発な地域協力活動による地域力の維持・強化を図るとともに、より一層の移住・定住促進に取り組むべきと考えます。

ついては、以下の点について伺います。

1、本町が協力隊の制度を活用する目的は。

- 2、今年度の協力隊員の募集状況は。
- 3、おためし地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン制度の活用は。
- 4、退任後の移住、定住のための相談、話し合い体制は。
- 5、定住・定着の準備時間を就業時間内に取り組み考えは。
- 6、地域の活性化のために、この制度をさらに強化する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 石川議員のご質問にお答えいたします。

「地域おこし協力隊について」であります。

地域おこし協力隊は、都市部の住民が過疎地域等におおむね1年以上3年以下の期間、地場製品の開発や農林水産業への従事等の地域活動を行い、地域の課題解決に取り組みながら、地域に定住・定着を図る取組として平成21年度に創設されました。

本町におきましては、令和元年5月から任用を始め、現在は幕別地域で1名、忠類地域で2名の合計3名の隊員が、ふるさと寄附や観光振興、地域振興などの分野で活動しているところであります。

ご質問の1点目「本町が協力隊の制度を活用する目的は」についてであります。

地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の支援など地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であります。

この制度は、自治体にとっては、地域外からの新しい、斬新な視点で地域の魅力を引き出し、今までにない柔軟な地域おこし策の提言や実施のお手伝いをしてもらえるとともに、定住につながることで、人口増による活性化が促進されるといったメリットがあると言われております。

こうしたことから、本町においても、地域おこし協力隊は単なる地方財政措置を活用した職員の補填等ではなく、まちづくりに対する外部視点による新しいアイデア等を期待するとともに、地域協力活動を行いながら、定住・定着することにより地域の活性化に資することを目的として活用しているものであります。

ご質問の2点目「今年度の協力隊員の募集状況は」についてであります。

今年度の地域おこし協力隊につきましては、昨年度から継続して幕別地域で1名、忠類地域で2名の隊員を任用するとともに、新たに、商工分野で商工会における電子地域通貨導入支援等に係る業務として2名、農業分野で町営牧場での飼養管理及び町内畜産農家への支援等に係る業務として1名、計3名の隊員を募集しているところであります。

現在までの新規隊員3名の募集状況であります。町ホームページをはじめ公共職業安定所など5つの媒体を通じて募集を行っており、商工分野では5名から応募がありましたが、1名は公共職業訓練所に入所するとして辞退をしたことから、現在、残りの4名について、今月、面接による審査を行う予定としております。

また、農業分野では2名の方から問合せがあったところでありますが、1名は別の就職先が決定し、1名は募集内容の詳細を説明後に連絡がないといった状況となっておりますことから、現在、本町の隊員としても採用実績があり、多数の登録者を有する大手有料媒体による募集広告の準備をしているところであり、整い次第、新たに募集をかける予定としております。

ご質問の3点目、「おためし地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン制度の活用は」についてであります。

国では、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」において、令和6年度までに隊員の数を8,000人まで増やすことを目標に掲げる中、平成31年度に、受入れ地域・受入れ自治体・隊員の三者のミスマッチを防ぐため、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入れ地域とのマッチングを図ることを目的に、2泊3日以上体験プログラムを実施する「おためし地域おこし協力隊」を創設しております。

さらには、令和3年度に、多様な選択肢により隊員の確保、増員につなげようと、2週間から3か月の期間で、具体的に地域おこし協力隊と同様の地域協力活動に従事してもらう「地域おこし協力隊インターン制度」を新たに創設し、応募者の裾野を拡大したところであります。

「地域おこし協力隊インターン制度」は、「おためし地域おこし協力隊」のような短期間では、実際の活動や生活がイメージしにくいとの意見等を踏まえ、期間を拡大したものでありますが、いずれの制度も、実際に赴任してみて、「思い描いた仕事と違った」「生活環境が合わない」などといったミスマッチによる任用期間終了前の退職等を防ぐことを目的に創設されたものであります。

本町においては、採用に当たりミスマッチが起こることのないよう、募集に際しては業務内容等を明確に提示するとともに、採用後は各種研修等の受講や人的ネットワーク構築のための地域住民や関係団体及び他地域の隊員等との交流機会の提供のほか、町職員と隊員相互の情報交換や活動報告の場を毎月設けるなど、隊員が孤立することなく業務に携わることができる環境づくりに努めているところであります。

さらには、任用期間終了後における起業・就職等や定住に向けた準備のため、地域おこし協力隊員の意向を踏まえ、副業の許可等についても柔軟に対応するなどサポート体制の充実を図っております。

こうしたことから、本町におきましては、これまでに任用した4名の隊員のうち、任期の途中で家族の介護のため退職された方が1名おりますが、ミスマッチを理由に退職した隊員はおりませんことから、現時点において両制度を導入する予定はありませんが、今後におきましては、必要に応じ他の自治体の事例等を参考に、制度について研究をしまいたいと考えております。

ご質問の4点目「退任後の移住、定住のための相談、話し合い体制は」と、ご質問の5点目「定住・定着の準備時間を就業時間内に取り組み考えは」については、関連がありますので、併せて答弁させていただきます。

地域おこし協力隊の任用期間は、幕別町地域おこし協力隊要綱第3条の規定により、最初の任用を開始する日から3年を超えて行うことができないとしており、隊員はこの最大3年間の任用期間中に、活動と並行して、任期終了後の地域での起業・就職等、また定住に向けた準備を進めていくこととなります。

こうしたことから、町としましては、任用時に町の概要や担当する業務内容の説明をはじめ、任期終了後の就業の意向確認など幅広く話し合うオリエンテーションを実施しているほか、日々の活動内容をまとめた日報の報告や日頃の打合せ時、また毎月実施している隊員との意見交換の場等において、当初に思い描いていた起業や就職などのシナリオと、実際に活動する中での現状とのずれや課題等の情報を常に共有し、隊員の意向を確認しながら、適宜必要なサポートを行っているところであります。

さらには、就業時間内外を問わず、起業等及び定住に向けた具体的な活動についても積極的に勧められているところであり、商工観光課配属の隊員が、本年4月から一般社団法人が運営する様々な業種や地域の人が集う広域連携型の人材交流と学びの場である「とちかち熱中小学校」へ参加することで、隊員活動の幅を広げるとともに、特産品開発支援を通して、起業等に向け農業者など様々な人とのつながり、関係づくりに努めているところであります。

また、地域振興課配属の隊員の1人は、現在担当している道の駅・忠類におけるコンシェルジュ活動を任期終了後も継続することができないかなど、実際の隊員としての活動を通じて、定住等に向けた準備を行っているところであり、今後におきましても、全ての隊員が本町での定住につながるよう、地域や関係機関等とも連携を図りながら、適宜必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目「地域の活性化のために、この制度をさらに強化する考えは」についてであります。

本町においては、現在、まちづくりに対する外部視点による新しいアイデア等を期待し、地域振興・商工観光分野において3名の隊員を任用しており、さらに本年度、商工及び農業分野において3名の隊員を募集しているところであります。

今後におきましても、引き続き定住による地域の活性化といった効果を考慮しつつ、地域の課題解決に向け、あらゆる分野において、地域おこし協力隊の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

す。

以上で、石川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） それでは、再質問させていただきます。

この件につきましては、昨年12月の一般質問でも内山議員、谷口議員がされていまして、多少重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、1番目でございますが、この制度の活用の目的でございますけれども、これは答弁のとおりでございますけれども、私がここで言いたかったのは、あくまでこれは移住、定住が目的であるということをやっぴり念頭に置いて、全てのことについて行っていく必要があるということで、その強調をするためにこの質問をしたわけでございますけれども、それについては答弁はよろしいでございますけれども。

2番目の、今年度の協力隊員の募集状況ですけれども、私もホームページを見ましたけれども、1番目の答えでも、町長は「地域おこし協力隊は単なる地方財政措置を活用した職員の補填等ではない」というふうにお答えになっております。私もそのとおりだと思いますけれども、今回の募集を見ると、どうも何かちょっとそれに近いような感じを受けるわけでございます。ちょっと読んでみますけれども、特にこの畜産推進の募集ですね。活動概要でございますけれども「町営牧場での牛等の飼養に関する業務」、2つ目として「町営牧場での草地管理及び給水設備等の施設管理、機械の操縦、維持管理に関する業務」「酪農ヘルパー組合における町内畜産農家への支援活動」、4つ目として「畜産経営に関する専門的技術や知識の習得に関する活動」「その他、町の産業振興に取り組むための活動」としてあります。これを見る限り、ちょっとインパクトが足りないのかなと思うのです。隊員として来るからには、自分の人生を変える大きな起点となるべきでございますから、この辺についても夢と希望を与えるような、そういう文言をもっと書いて、現実にそのことが、その本人にとってなし得るような文章であるべきかなというふうに考えます。どうしてもこれを見ると、単なる人員の募集というそんな感じに捉えざるを得ません。その辺についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） その考え方につきましては、答弁で申し上げたとおり、単なる職員の補填ではないことは、これは間違いのないわけでありまして、ただ、募集に当たっては、どんな言葉でお誘いをするかというのは、なかなかテクニックとしては難しいなというふうに思います。初めからハードルを高くしてしまうと、なかなか来てくれないわけでありまして、まずは我々の思いとしては、町営牧場なり、農業者との触れ合いを通して、将来、新規参入を目指してもらい、あるいは酪農ヘルパーのほうに行くとか、そういういろんな可能性があるわけなので、まずは牛に親しんでもらう、畜産業務に慣れ親しんでもらう中で裾野を広げてもらう。あまりハードルを高くしないほうがいいのではないのかなと、そんな思いがそこにはありまして、そこはいろいろ受け取り方はあると思います。あまりばら色のことを書いても、なかなか現実というのは難しいものでありますので、その訴え方については、さらに工夫をする必要はあるのかなというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） そのとおりだと思いますけれども、面接のときにその辺のことは十分お話しされるのだというふうに思いますけれども、まずはこれを見て応募するわけですから、その中身については面接のときに十分お話しすれば、それは足りることだと思うのです。まずは、その募集の文書を見て「あ、この町って何か夢がありそうだな」「何か希望が持てそうだな」というので、取りあえず来て面接を受けるわけですから、後からではちょっと、応募がなかなか難しいのかなと思います。その辺のインパクトをやっぴりもうちょっと工夫されたらいいのかなというふうに感じました。

それから、予算委員会でもちょっとお話ありましたけれども、募集の時期ですね。予算の作成の関係から、どうしても募集が遅くなる。先ほど申し上げましたように、募集をしてくる人たちは人生を

変えるために思い切った決断をして来るわけです。そういった中では、やはり一般的にも、やはり採用する半年、またはそれ以上の期間が必要と考えます。この点について、できないという理由も聞きましたけれども、できないよりもやっぱりできる方法をやはり考えていくべきですね。こちらサイドで考えるのか、相手サイドで考えるのか、そのことをよく考えると、私たちはやはり来ていただくわけですから、向こうがどのような準備をされるのか、そこを十分に考えて募集時期を改善していく必要があるかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そうですね。町側の必要とするタイミングと、来てもらう方のタイミングが多少のずれがあるのではないかと、そんなようなお話だというふうに思います。確かに、そのことはあるのかというふうに思います。というのは、お話にありましたように、予算をあらかじめ何人か分組んでおくようなことをすればいいのでしょうかけれども、予算というのはやっぱり年間必要なものを、額を組むという、そういう考え方が原則になっておりますので、いつ起こってもいいから予算を取っておくかというのはなかなかできないものですから、そこはなるべく時期がうまく合うよう、合致するような形で予算をあらかじめ各課において必要な事業、事務、人員というものを把握した上で、予算に間に合うような形での対応をすべきだというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ぜひそのように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど移住、定住が原則だというふうな話をいたしましたけれども、私は、応募する中で非常に不安も多々あるのだと思いますね。近隣から応募してくる場合はさほどそういうプレッシャーもないのかもしれないけれども、遠くから、特に本州からそういう形で応募してくる場合は、非常に将来についての不安も多々あるかと思うのですね。そんな中で、タイミングをどういう形で移住、定住ができるのか、またその可能性、またはそのポストを用意してもいいかもしれませんけれども、そこまでやはり考えて、そのこととセットにして募集、また面接をしたらどうかというふうに思うのですね。いかにその不安を解消して、最長3年間、この幕別町で暮らしていただけるか、そのことについて十分配慮する必要があるのかなというふうに思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そのことは十分承知しているつもりであります。現に、今来られている方もおりますし、他町村にいられている方もおります。そういった方がどういう気持ちで来ているのかということも十分お伺いしながら、希望がかなうような、すんなりと入ってこられるような、そういう形を取っていかねばならないなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ぜひそういうことについても、理解してもらっていただきたいというふうに思います。

それから、おためし地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン制度の活用についてですが、これについては町の考えでよろしいかというふうに思いますが、これについて、当然面接のときにこういう制度があるということは説明されるのでしょうか、されたのでしょうか、今までも。お聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 面接に当たっては、通常の採用ということで面接をしておりますので、その際におためし地域おこし協力隊ですとかインターン制度の説明については、こちらのほうからはしておりません。その制度自体がもともと私どもの町にはないということもございますので、説明はしておりません。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） ということは、これからもするつもりはないということですね、それでよろしいでしょうか。はい、分かりました。

それから、5番目ですけれども、移住、定住の準備時間を就業時間内に取り組む考えはでございますけれども、任期内に移住、定住するための時間がうまく取れるのかどうかということに関しては、非常に私たちも、また来られている方も非常に一番不安なことかなと思うのですね。この幕別町においては、自由にさせていただいているという話をお伺いしましたので、その辺についてはできているのかなというふうに思いますけれども、ある町では、例えば1年目は3対7で、3を移住、定住するための努力時間として使うとか、2年目は5対5で、半々でその時間を使うとか、さらに3年目は逆に7・3で移住、定住のための努力期間というか、そういう時間を取っていただいているところもあるようですけれども、自由にされるのも一番いいように思いますけれども、逆にそういう期間を設けてあげるといふほうが、隊員にとっては活動しやすいのかなというふうに考えますが、その辺は当然相手もあることですから、その点は十分配慮しながらお話しする必要はあると思いますけれども、その辺については今までそのような隊員との面接の中で、活動の中の面接の中で、そういう考えというのはなかったのか、相手からもそういうことがあったのかなかったのか、その辺のことについても、ちょっと分かればご答弁いただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（谷口英将） 忠類の2人の隊員のケースで申し上げますと、答弁でも申し上げましたとおり、今現在1名の隊員は週末、道の駅にコンシェルジュとして配置をしております。本人の希望、地域団体からの要望があつてそういうふうにしておりまして、ご本人は年齢的にももう60を過ぎておりますので、生活費自体は多少、家賃程度を払えればいかなという考えで、引き続き退任後も道の駅でそういった活動ができればいいなということで、実際の今の隊員としての活動と、退任後の活動に合わせた形で、今、活動を行っていただいているところです。

もう一人の隊員につきましては、今年度2年目になるのですけれども、昨年1年間は特に忠類地域をよく知るために、忠類地域をくまなく歩き回っていたような状況なのですけれども、今年度につきましては今もご指摘があつたように、これから自分がどうしていくのか、そういったことも踏まえて、十勝管内をいろいろ出歩いたり、他の自治体の協力隊との意見交換をしながら、活動の中で自分の業務と併せた退任後の在り方も、一緒に取り組んでいるという状況であります。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 商工観光課に今現在来ている1名に対しましては、任用時にオリエンテーションを実施して、その中で当然業務のこともお話しはするのですけれども、3年という期間がやはり短いものですので、自分の将来を見据えた取組というのをその時点で既に聞いております。今回、この事業の取組、内容が本人の希望に結構合致しているものですから、私の方からは、基本5日間のうち1日ぐらいは、これに費やす取組もしてもいいですよとお話はさせてもらっています。また、本人に対しても毎月、そしてあと半年ごとに面談というか意見交換をしながら、常に隊員さんの意見を聞きながら取組を進めているところでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 今までの町の非常に努力が実りつつあるのかなというふうに答弁で感じる事ができました。ただ、これから募集を今しておられる方、なかなか応募が難しい状況に見受けられます。全体的にこの制度について、だんだんちょっと、募集がなかなか、ある程度、最初はぐーっと多分人数は増えたのでしょけれども、だんだん横ばいになっていっているのかなと、そんなような気もするわけですが、そんな中において募集する手法というのはよく考えていかなければいけないし、今答弁いただいたようなフォローといいますか、その辺が十分に行われていけば、そういうこともクリアできるのかなというふうに思います。今インターネットの時代ですから、多分それぞれの隊員相互、全国的にいろんなSNSの活用で状況というのは、それぞれの町の情報というのはお互いに交換されているのだと思うのですね。そういった中で、町の取組、また隊員に対するフォロー、その辺が十分にできるかできないかということは、大きな問題なのかなというふうに思います。今、大体一人ひ

とり毎月1度の面接というか、形で意見交換をしているのでしょうか。その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 隊員に対しましては、大体月末にその月の活動報告、そして翌月やる内容の確認、そして今、地域住民とのコミュニティの中で不安に思っていることだとか、将来に対する心配事などを意見交換、毎月行っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 月に1度ということでございますけれども、私としてはもう少し、例えば2週間に一遍とか、もう少し回数を増やしたほうが、将来の不安を解消するためにはもっと増やした方がいいのかなというふうに感じていますが、答弁はよろしいですけれども、ぜひ相手の状況を踏まえながら、時には1週間に1回だとか、そういったことも必要になってくることもあるかもしれませんので、行政側としてはどうしても、例えば月に1回なら1回と決めてしまうので、これはあまりいい方法ではないと思うのです。常にやっぱり相手の状況を踏まえながら、この人にとっては1週間に1回がいいのか、月1回がいいのか、2週間に1回がいいのか、その辺も踏まえてやはり対応していく必要があるのかなというふうに感じます。そういうものも含めて、これからのことに生かしていただきたいというふうに考えております。

それから、6番目でございますが「地域の活性化のために、この制度をさらに強化する考えは」でございますけれども、去年の12月に町長が内山議員の質問に答えたときに、たしか芽室町の美生地区でしたか、のことについて答弁をされておりました。そのときに町民の方は一緒に面接をしたような話をちらっとお伺いいたしました。そういう形というのは本当に素晴らしいことだなというふうにすると思うのです。やはりこの制度については、行政と隊員ではなくて、やはり地域の人たちにどれだけ理解をしていただいて、その隊員とともに、行政と隊員と地域と、この3つの歯車がきちっと合っていないと、なかなかどちらが欠けてもうまくいかないのかなと。特にやはり地域と隊員との理解し、受け入れるという、そういう姿勢が必要になってくるかなというふうに思います。

この質問は、実はこの町の活性化について常に出てくるのは、本町が非常に空洞化している、あと忠類についてもそういう話が出てくるのですけれども、本町にも学校等がある地域が幾つかございます。そんな中で、特に本町と忠類地区の間にある糠内地域、あそこには小学校、中学校あるいは駐在所、郵便局、JAの支所、あとお寺、神社、いろんな設備が、インフラ整備がされているわけですが、ただ、人も減少して非常にちょっと眠りかけているような町かなというふうには、非常に残念に思っているのですけれども。ただ、環境的には非常にいろんなものがそろっていて、非常に可能性がある地域だなというふうに感じています。なかなか忠類と合併してから、以前は南幕別ということで糠内、駒島地域が、非常にいろんなところで出てきたわけですが、最近忠類との合併以降、すっかり鳴りを潜めているような、そんな感じに聞こえるのですけれども、この地域についても、ぜひこの協力隊を有効活用する価値は私は十分にあるのかなと。さらに、あの地域については空港からも非常に近いというそういう利点もございます。そういったことも含めて、そういうことができるし、していただきたいというふうに思うものですが、その辺の考えについてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 地域を指定して入れるという方法も考え方もあるとは思いますが。ただそれは、地域課題があってそれを解決する、新たな発想で解決する、活性化を図るという場合に限られているふうに思います。地域おこし協力隊を入れればいいのかではなくて、まちづくりの中で新たな風を入れる、新たな発想を入れることによって、そこの活性化につなげていくということが目的であります。そして、なおさらその後は3年間終われば住んでいただく、定着してもらえばなおさらいいなということでもありますので、入れることが目的ではないということは、重々分かっていたいただきたいと思うわけです。

糠内、南幕は決して石川議員がおっしゃるようなことはないとは思ってまして、これは前からずっとそうですが、南幕の公区長連絡協議会というものがあまして、年に1度は必ずお話を聞かせていただいて意見交換もしているわけですから、地域課題については、そういう中でどうしていかうかというコミュニケーションが図られているというふうに思っていますので、決してなごりにしている、そんなことではないわけでありまして、全町見た中で、どこにどんな地域課題があつて、それにどう対応していくかということは、やっているつもりでありまして、その中で地域おこし協力隊が必要であれば、そこでそのお力をお借りするというふうに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 私もそのとおりだと思いますし、町長が今おっしゃったように、こちらもそのようなつもりで質問したわけではないのですけれども、決してそうではないというふうに、ちょっと誤解させる言い方もあったかもしれませんが、一番は先ほど芽室町の美生の話もありました。また、私時々皆さんにお話しすることあるのですけれども、九州の鹿児島県の柳谷地区、通称やねだんというところですが、これも数年前に随分メディアで取り上げられて、多くの自治体の職員がそこに研修へ行っているという話を伺っておりますけれども、芽室町でも、そのリーダーである豊重さんといいましたか、彼を呼んで講演をやったりしているわけですが、私はもちろん町長が言われたように、心配しているのは地域がそれについてどのように取り組んでいるのか、それによって隊員を入れることができるのかどうかということ、必要になってくると思うのですけれども、まずその辺ですよね。

先ほど説明したやねだんの関係で、豊重さんのような、彼はUターンして地元に戻ってリーダーシップを発揮した方なのですけれども、そういう強いリーダーがどこにでもなかなかぽんと出てくるわけでもないですし、その辺の情勢を待つことも必要でしょうけれども、何かそういうことを町がしていないというわけではなくて、そういう投げかけ、起爆剤といいますか、地域の人たちがこうしようという、そういうふうに気持ちが醸成されていくような仕掛けを、町のほうからしていただければいいのかなと。例えば出前講座もその一つかなというふうに思います。そういった努力をぜひしていただきたいなというふうに感じていますので、答弁はよろしいのですけれども、そのことも含めていただきたいなというふうに思っています。

それから最後に、一つですけれども、町長は今まで防災マネージャーだとか、それから福祉にもそういう専門員を置いてきました。私はこれからの時代、本町の空洞化もあります、空き家の問題もこれからはどんどん出てくるのだと思うのです。もちろん人口減少も、これはなかなか防ぐことはできないのだと思うのです。そういった中で、私は町にそういった、先ほどお話ししましたようなポストの人員を配置して、それに対応していく。多分これから業務どんどん増えてくると思うのです。例えば商工観光課だとか、そのほかの部署でこのことについても取り組んでいくとなると、かなり人員に無理がかかるのかな、職員に無理がかかるのかなというふうに考えます。一番は、やはりそういう専門家を置くということを、今までも町長がやってきたように、これからのこの件についても、そういったことも考えていく必要があるのかなと、将来的にそんな感じもしますけれども、その辺の考えは何か持っていらっしゃったら、答弁をお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それが、質問の趣旨がよく理解できなかったわけなのですけれども、専門性というのは確かに必要なのです。ただ、それはじかに置くことも必要な場合もありますし、それをやってしまうと、その業務をずっとやっていたらならないわけですね、職員として。それが果たしてどうなのか、この規模の町であればということがあります。ですから、そこは一旦は退職をして、なお非常に専門性を有していて得難い人材であれば、再任用みたいな形で、あるいは会計年度任用職員のような形で雇うという方法もありましょうし、あまりにも専門的過ぎるとそこは業務委託ということもありますので、そこはその場所場所、その業務によって、必要に応じた最適な形での任用であつ

たり委託をするべきだというふうに思っていますので、今後出てきた課題に対しては、そういう姿勢の中で対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 石川議員。

○1番（石川康弘） 私が一番言いたかったところは、そこなのですけれども、ぜひそのことも踏まえながら、多分地域おこし協力隊員が3年過ぎた後に、そういった形で残られる方も出てくるかもしれませんし、そのことも念頭に置いてやられたらいいのかなというふうに思います。

先ほど申しましたように、これから人口減もありますし、そういう空洞化、空き家対策とかいろいろな問題が、これから人口減ることによって、そういった問題がたくさん出てくるのだと思うのですね。それに対応するのは、そのときを待ってからではなくて、やはりその前にやはりそういうことに対する準備をしていく必要はあるのかなというふうに考えていますので、その辺も配慮しながらお願いをしたいなというふうに思いまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、石川康弘議員の質問を終わります。

この際、11時00分まで休憩いたします。

10:47 休憩

（千葉議員退席）

11:00 再開

（11:01 千葉議員着席）

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○12番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

旭川での女子中学生いじめ問題を重く受け止めて。

平成23年に滋賀県大津市で中学2年生が凄惨ないじめによって自殺するという事件が起きました。事件当初、学校や大津市教育委員会がいじめを認めませんでした。後に隠蔽や責任逃れをしたことが発覚し大きな社会問題となり、この事件を契機として平成25年、国は「いじめ防止対策推進法」を制定し、同年さらに「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

北海道は平成26年4月に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行するとともに、同年8月に「北海道いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めました。

幕別町は平成22年4月、子どもにとって大切な権利を明らかにするとともに、子どもの権利を保障する「幕別町子どもの権利に関する条例」を制定しました。さらに「いじめ防止対策推進法」の制定を受けて、同法第12条の規定に基づき、平成26年10月「幕別町いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に向けた取組を進めています。

その後、国による「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定及び北海道の「北海道いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、平成30年8月「幕別町いじめ防止基本方針」が改定されました。

かけがえのない存在である児童生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止対策を推進していくことは幕別町にとって重要な課題です。

ついては以下の点について伺います。

1、幕別町内の小中学校における「いじめ重大事態となる可能性があったいじめ認知件数」は。

2、「幕別町いじめ防止対策推進委員会条例」では、幕別町教育委員会は「いじめ防止対策推進委員会委員」「いじめ防止対策推進委員会調査委員」を委嘱することができるかとされています。各委員の選定の基準はどのようなものでしょうか。

3、旭川市では、市内の女子中学生が凍死体で発見された問題を受けて「旭川市いじめ防止基本方

針」を今年3月に改定しています。命に関わる重要な方針であるため、常に見直しが求められるものと言えます。「幕別町いじめ防止基本方針」のさらなる改定を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「旭川での女子中学生いじめ問題を重く受け止めて」についてであります。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、決して許されるものではないと考えております。

国においては「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成29年3月に、学校等において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について一層実効性のある取組が推進されるよう「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行ったところであり、教育委員会といたしましても、国及び北海道の関係方針等を踏まえ、26年10月に策定した「幕別町いじめ防止基本方針」について、30年8月に改定を行ったところであります。

ご質問の1点目「町内小中学校における「いじめ重大事態となる可能性のあったいじめ認知件数」は」についてであります。

いじめの早期発見は、適正かつ迅速ないじめ対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気づく力を高め、僅かな兆候であっても見逃すことなく、早い段階から積極的に実態把握に努めることが必要であると考えております。

いじめの発見につきましては、学校における発見や通報、児童生徒からの相談を受ける場合、ネットパトロール、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置・派遣によるものなど様々な方法がありますが、年2回、全児童生徒を対象に、北海道教育委員会が実施する「いじめアンケート調査」を有効に活用し、いじめの認知に努めているところであります。

また「いじめアンケート調査」に合わせて、各学校で認知したいじめの内容及び認知したいじめの問題への対応状況調査を年3回実施するとともに、いじめの問題の未然防止、早期発見・早期解消のための各学校における取組状況の調査を年2回実施しているところであります。

直近3年間の町内小中学校における認知件数につきましては、令和元年度に小学校2校2件、中学校1校1件、2年度に小学校1校8件、中学校1校1件、3年度に小学校4校19件、中学校1校9件と、いじめの認知件数は年々増加している傾向にあります。

いじめの認知件数が増加した理由としては、文部科学省から示される「いじめの認知に関する考え方」において「けんかやふざけ合いに見える行為であっても、いじめの初期段階として捉え、学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげること」とされていることや、平成29年度の「いじめアンケート調査」から「いじめられたことがある」の設問を「嫌な思いをしたことがある」に変更したこと、積極的な認知の重要性が浸透してきたことなどで、認知件数が増加したものと考えております。

いじめの認知内容といたしましては、小学校では「冷やかされたり、からかわれる」「悪口を言われたり、嫌なことを言われる」「仲間外れや集団による無視をされる」などで、中学校では「冷やかされたり、からかわれる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」というものであります。

これまでは「いじめ防止対策推進法」に規定する「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある」や「いじめにより相当の期間、学校を休むことを余儀なくされている疑いがある」と認められる重大事態の発生はありませんでしたが、全てのケースが重大事態の発生につながる可能性があるものと捉え、いじめの積極的な認知とその解消に努めているところであります。

ご質問の2点目「『幕別町いじめ防止対策推進委員会条例』で定める『いじめ防止対策推進委員会

委員』『いじめ防止対策推進委員会調査委員』の選定の基準は」についてであります。

「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、平成 26 年 12 月に「幕別町いじめ防止対策推進委員会条例」を施行し、教育委員会に幕別町いじめ防止対策推進委員会を設置しており、所掌事項として、「幕別町いじめ防止基本方針」に基づく町立小中学校における、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処の対策を実効的に行うための調査研究及び審議、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととしております。

推進委員会は、委員 5 人以内をもって組織することとし、いじめの防止等に関し専門的な知識及び経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者からとなっており、現在は、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、民生委員児童委員、社会教育委員からそれぞれ 1 名ずつ、4 名の委員に対し 2 年間の任期で教育委員会が委嘱しております。

また、いじめ防止対策推進委員会調査委員は、推進委員会の所掌事項を遂行するため必要があるときは、推進委員会に調査委員を置くことができるもので、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者からとなっており、校長会及び教頭会から各 1 名と、学園ごとに教職員 1 名の計 7 名の調査委員を毎年選任し、教育委員会が委嘱しております。

ご質問の 3 点目「幕別町いじめ防止基本方針」のさらなる改定を検討すべきと考えるがいかがか」についてであります。

本町では、「いじめ防止対策法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」「北海道いじめ防止基本方針」、さらには「幕別町子どもの権利に関する条例」を踏まえ、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、共通認識の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年 10 月に「幕別町いじめ防止基本方針」を策定し、取組を進めてまいりました。

基本方針では、いじめの防止等の対策に関する基本理念、いじめの定義、いじめの理解、いじめの解消、いじめの防止等に関する基本的な考え方や、町が実施する主な施策として、町いじめ防止基本方針の策定と組織の設置や、教育委員会が取り組む主な施策、学校が実施する主な施策として、学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置や、学校におけるいじめの防止等に関する取組を具体的に示しております。

また、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされるといった、いわゆる重大事態への対処につきましては、教育委員会が主体となり、幕別町いじめ防止対策推進委員会が、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、問題解決と再発防止のために必要な措置を講じること、加えて、町長は必要に応じて、附属機関を設け、教育委員会の調査結果について調査を行うことができるとしております。

この基本方針により、いじめへの対応につきましては、学校や教育委員会にいじめと思われる情報が入ったときは、少し様子を見るといった対応を取ることなく、直ちに關係する児童生徒との面談による実態の調査を行っております。

さらに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に考え、組織的に迅速な問題解決に向けた対応に努めるとともに、いじめが発生した際は、保護者の心情に対する共感的な理解に努め、保護者の理解と協力を得ながら、学校と一体となったいじめの対応に努めております。

「幕別町いじめ防止基本方針」については、平成 30 年 8 月に、インターネット上でのいじめについてや、発達障がいや外国人等の特に配慮を必要とする児童生徒への適切な支援の追記、いじめの解消についての定義の追記、けんかやふざけ合いの場合でも、背景にある事情を調査した上で、いじめか否かの判断をし、人間関係を修復していく力を身につけるためのフォローについての追記など、国及び北海道の關係方針に合わせて改定を行ったところであります。

こうしたことから、直ちに改定する事由はないものと考えておりますが、今後も必要に応じて、適宜、見直しを行い、かけがえのない存在である児童生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策を推進してまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

ご答弁については、私はあまり文言を多く並べなかったのですが、丁寧な答弁が一つ一つあったのではないかなという認識をしています。そして、この改定された幕別町の「いじめ防止基本方針」については、大変いい意義を持っているものだ、これが実践されるならば幕別町のいじめの問題はかなり、どうしても起きるものだと思いますけれども、早期に解決され、子どもの将来にも影響がない、そんな形で過ごせるものなのではないかなというふうに、推察もできるのではないかなというふうに思っています。

それは一つ置いておいて、ネットですけれども、全国のいじめの自殺に関する状況をちょっと調べてみました。平成の30年間で、いじめが原因で自殺した未成年の学生、60件ありました。そのうち小学生は2件、中学生は45件、圧倒的に中学生が多い。小学校の2件の中には、北海道空知管内の自治体の例もございました。身近なところでも起きている。そしてこの旭川のことなど、そんなようなことがあります。

このうちやはり気になるのは、随分な件数で学校や所管する教育委員会が事件発生時において、いじめがあったということ認めない例がある。それから中には隠蔽に係るそういうところがある、そんなことが報道されてしまったりします。今、この60件と申しあげましたけれども、この件数はあくまでも氷山の一角で、自殺によって大きな後遺症を与えてしまう、そんなことになってしまうような生徒さんもいただろうし、そこまで至らなくても、随分な数がこの背景にはあるのではないかなということも推察されることから、先ほどなかなかの基本方針を申しあげましたけれども、このことが正しく実践されることが重要なのではないかなというふうに思っているところです。

旭川の例でありますけれども、これはほかの自治体のことですが、2年前の中学校入学当時から始められたいじめ、そして昨年2月に凍死体で発見されて、その後5月に第三者委員会がつくられるわけですが、いまだにそのことが第三者委員会最終的な報告が出ない。3月に出た中間報告では、6種類のいじめの実態が報告されましたけれども、今日の朝の新聞報道では、昨年11月に856人の亡くなった生徒が在籍していた小中学校の児童生徒にアンケートを取った結果、回答数は250だったけれども、やはりそこでもいじめがあったということが書かれている。そのことが今年3月の第三者委員会の中間報告では何も盛り込まれていなくて、多くの人たちがきつと思ったことになるのではないかなと思うのだけれども、教育委員会や学校管理者に、このいじめの問題は解決することは非常に難しいことなのだろうと、そういうふうな印象を持っているところで。私は今日の質問の中で、幕別町の教育委員会はそういう教育委員会ではないと、そういう学校ではないのだということをしっかり認識して、晴れやかな気分を終えたいなというふうに思っているところです。

答弁については、とっても丁寧なもので、再質問で聞きたいなと思ったことが随分と盛られています。いじめの件数が増えているのだと、令和3年度については、特に多い件数が出されています。その多くなった理由が、いじめの認知の仕方が違うのだということでの話がありました。私はこの認知の仕方というのは、いじめ問題を解決するに当たっては、大きな肝だと思うのです。というのは、初回の質問でした大津の事件も、旭川の事件も、教育委員会としては認知していないのですよね。認知していない中にそういうのがあって、この認知するかどうかの問題がとっても大きな肝だと思うのです。その中では、幕別町は基本方針の改定に伴って、しっかりとやっているなということは示されたところであります。

そこでちょっとこここのところでは、何点かお聞きしたいと思うのです。どんな傾向のいじめが多くなっているのでしょうか。それから、アンケート等のことがありましたけれども、どんな方法でこの認知を発見しているのでしょうか。まずはこの2つ、お答えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） いじめの傾向ということでありまして。こちら答弁のほうにありますよ

うに、小学校のほうでは、冷やかされたり、からかわれたり、悪口を言われたり、嫌なことを言われる、あと、仲間外れや集団による無視をされるなどで、中学校では冷やかされたり、からかわれる、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりというものが、主立ったものでありますけれども、アンケートにありますように、いずれにしても、いじめられたことがあるということではなく、嫌な思いをしたことがあるというような押さえから、このようなものが、傾向が分かったというものでございます。

あといじめの発見の方法ということなのですが、令和3年度の状況で申しますと、答弁のとおり小学校4校19件、全てが年2回の6月、11月に実施される北海道教育委員会のいじめアンケート調査によるもので、中学校1校9件につきましては、4件がいじめアンケート調査によるもの、そして4件が生徒本人からの訴えによるもの、残る1件が他の生徒からの情報によるものというものであります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） いじめの発見の仕方については、やや安心したものがありません。年2回のアンケートの中で見つけるのかな、それではあまりにも期間が空き過ぎる。そうではなくて、生徒自身から相談があったもの、それから何よりも、また後で述べさせていただきますけれども、いじめを見ている、いじめの現場を見た生徒がどんな対応をするかということが、これはとっても重要なのだというふうに思うのです。そこで一緒に加わるのか、無視するのか、そういうことで、このいじめの問題、随分と変わってくるのだと思うのです。そういったことが幕別町の教育現場の中で、件数として上がってきているということは安心はしました。このことが、私はもっと件数が上がってくることは仕方のないことだと思うのです。積極的に生徒がいじめというものがどういうものであるのか、いじめを見たらどうすればいいのか、そのことについて理解をするような教育現場であってほしいなというふうに思っているところです。

それで、この新聞報道に限らず、いろんな報道の中で気になっていることは、このいじめが起きるということが、教育委員会や学校管理者にとって、またその担任にとって、関係する教員にとって、不利益を被るから隠蔽をするのだというような報道もされたりもします。こういったことというのは、実際どうなのでしょう、あり得ることなのでしょう。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） いじめがその学校で起きたということに関して、それがその学校や先生方の評判に悪い影響を与えるというようなことはございません。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それを聞いて安心しました。そのことによって、いじめがあったものを隠蔽しようというようなことになることにつながっているとしたら、それは大変な問題だからであります。いろんな調査をするといじめが発見される一番多いのは、アンケートだということが明らかにされているところでもあります。学校の現場の中でそうやって見つけることが、繰り返しになるのですけれども、大事なのだということは再度発言させていただきたいと思います。そして学校教員にも、将来にも影響するようなことがないということであるならば、学校教員の方々にも積極的な学校長、教育委員会に対する報告も上がってきて、そんなふうになることを望みたいところです。

上がってきた件数について、この認知というのは結局教育委員会が認知したという件数でしょうか。決算資料や教育委員会の報告書の中には、認知した件数が何件ということの報告があるのですけれども、誰が認知した件数ということになってくるのでしょうか。付度という言葉を使ってしまうけれども、これは件数に上げないでおこうなどというようなことはあたりもするのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 認知の件数、どちらが判断ということなのですが、やはりまずは学校のほうでそういったアンケート、児童生徒からのお話であったり、そういういろんな中から発見されたものを学校の中で必ず、学校組織の中でこれが認知するべきかどうかと、いじめの定義ありま

すけれども、そういったところから判断させていただくというところでもあります。当然その中には、何ていったらいいのでしょうか、本当にふざけ合っただけのケースというのもアンケート調査の中にはあって、アンケート調査で出ているもの全てが認知につながっていないというものでもございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 全てではないということの答弁がございました。基本方針の中に、そして今回の答弁の中にも、全ての悪ふざけ等の行為が重大ないじめにつながる、そういう可能性を持っているのだということで、対応するのだということの中では、全てではない、要するに外した部分が、本当にそれでよかったのかどうなのかの検証もちゃんとしていただきたいと思いますのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 具体的なアンケートで答えた件数と認知の差というのは、ちょっと今こちらのほうで数字もございませんし、どの割合でということはありませんけれども、まず冒頭でお話ししているいじめの基本方針、こちらのほうについては、学校のほうでも学校の基本方針を策定しております。そしてさらに学校組織も立ち上げて、そちらのほうでの対応ということを徹底しておりますので、決してそういった部分見逃さずに、一人で、先生が発見した場合も一人で抱え込まず、直ちに校長にも報告するというような基本方針になっておりますので、その点に対応が徹底されているというふうに、こちらのほうとしては理解しているところです。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 各学校ごとにいじめ防止基本方針があるのだということは、この町の基本方針の中に書かれています。そのことに対してちゃんと実践されているというふうにお聞きしたいのですけれども、それでよろしかったですね。それと併せて、各学校での基本方針の教員への徹底がどのようになされているかということでは、どんな状況であるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） それぞれの学校での実践という部分ですけれども、教員の徹底の部分等含めてのお話になろうかと思うのですけれども、それぞれ学校ごとに基本方針ありますよというお話ししましたが、学校の経営計画、年度当初に策定して、教育委員会にも提出いただくもの、そういったものについては、当然、学校内で皆さま、教職員の中で徹底されていると。それはいじめだけでなく環境問題に関わるものとか、いろんなものが学校の経営計画の中にうたわれてくるのですけれども、その中に今言たいじめの基本方針、対策組織でどういうふうに通じるのだという部分、徹底されたものが記載されておまして、教職員への徹底が図られているというふうに理解しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） これまでは、いじめの発見、早期発見についての質問を続けさせていただいたつもりでありました。

次に2つ目、条例で定める各委員の選定の基準ということでお尋ねしました。いじめの発見後の対応についてお尋ねしたいなというふうに思うのです。先ほども言いましたけれども、学校教員には、教育管理者には、教育委員会には、という言葉で世間一般の表現をさせていただきましたけれども、私は同じ立場の人が集まると、やはり考える方向というのが近い角度になる。もちろんそれは個人のいろいろな経験の中で、全く一緒ではないのだけれども、全く同じ職種で固めてしまうと、方向性がある程度定まってしまう。そういったことが社会的にも言われることなのだというふうに思っています。

ですから、ここでお聞きしたいのは、そういうことになっていないほうが当然いいわけで、そうなっているかなということが確認でありました。いじめ防止対策推進委員会委員については、ご答弁によるといろんな職種の方が混じっていらっしゃる、そういった点では今の問題についてはクリアにな

っている、そのことが分かりました。

調査委員のところです。調査委員がどんな調査をして、このいじめ防止対策推進委員会委員に上げてくるかが大変重要だというふうに思うものですから、ここも一つ大事なポイント、肝の部分になってくるのだというふうに思います。教育委員会はこの答弁の中で、校長会だとか、学校教諭のところ、各学園の教員とかというところの答弁があったところでありました。これは、この形が一番だというふうに認識されての采配なのでしょうか。私が、今指摘している、同じ方向を向きやすいのではないかという、そういうことについては大丈夫なのかなということが思いとしてあります。いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） いじめ防止推進委員会調査委員のお話ということなのですが、こちらのほうも答弁にありましたように、条例上「学識経験者その他教育委員会が適当と認める者から」ということになっておりまして、特にこの場では第三者をもって充てるということは規定されていないものでございます。また、学校ごとということなのですが、各学校の教職員ということで委嘱させていただいております。そちらのほうについては、考え方としては元にありますいじめ防止対策推進委員会、谷口議員もおっしゃったように、それぞれのいろんな職種の方、言ってみれば第三者ばかりというような組織になっていますので、それに基づいた調査を行うものというところでは、学識経験者、逆に学校の事情をよく分かっている校長会、教頭会、それからそれぞれの学校の教職員、そういった方を選定しているということで、調査についてはより具体的に調査が行えるものということで、教職員のほうを選定しているものでございます。

なお、今時点ではそのような方たちになっていますけれども、もちろん調査が行われるような事案が発生した場合には、当然、その当事者の学校の教職員も当たる場合もあるかと思っておりますので、そういったことでいけば、その都度、調査が行われるときには委員を加えるだとか、そういった対応も十分考えられるのかなというふうに思っております。

さらに今の任期については1年間という調査委員の任期がありますので、その辺については随時よりよい形で委嘱することが可能なのかなというふうに考えているところです。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今の答弁は理解しました。1年ごと任期の中で、まだそういった調査委員会が活動するような事案が発生していないから、一応今の形はあるけれども、でも起きたときにはいろんなことを想定して、いろんな役割の人を入れると、そういう腹積もりであるということを確認させていただいていいですね。分かりました。

教育委員会の中には、教育委員会の会議の中で、こういう立場の方もいらっしゃいます。学校教育推進員、この皆さんは、このいじめ問題については何か果たす役割があるのかどうなのかということをお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 学校教育推進員につきましては、現在3名配置しておりますけれども、学校における教育課程、学校指導、その他学校教育に係る専門的事項に関する指導及び助言を行うことを目的ということで、こちらの教育のほうでいいますと指導主事、そういった役割を担っていただいているということになりまして、学校が行ういじめの対処についても、校長及び教員に助言、そして指導を行うなど重要な役割を担っていただいているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 大変重要な役割を担っていただいている、そのことは理解いたします。私がここで、またちょっと疑問に思ったことは、この3名の皆さん、立派な実績を持っていらっしゃる学校の校長先生を経験された方がこの任、役割に就いていらっしゃいますか。そうですね。そういうことになってくることが、逆に同じ方向を向いてしまいやすいのではないかという懸念があります。その辺では、あくまでもその先生方の個人の問題ですが、教育委員会としては安心できる方にお任

せしているのだというふうに胸を張っていただける、そういう方々でありますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校教育推進員ですけれども、議員おっしゃられるように、学校長を退職した職員が今3名配置しておりますけれども、もともとは学校の教員ということもありますけれども、今現在はあくまでも先ほど課長言いましたように、指導主事というような仕事を立場を替えてやっただいておりますので、これはもう学校とはまた一線を画した立場ということになります。あくまでも教育委員会の職員、指導主事というような立場で職務を全うしていただいておりますので、その辺については、人物的にもそういったことも、しっかりと理解をした中で採用をいたしているところがあります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） その答弁で理解させていただきたいというふうに思います。

3つ目になります。このいじめ防止基本方針の変更、さらなる改定のことでお尋ねをしたところがあります。今、幕別町にある基本方針とほぼほぼ同じものが、この旭川の事例の中でも、旭川にもあったにも関わらず、旭川のような問題が起きてしまったわけでありまして。それで言うと、基本方針がうまく機能しなかったのかなというようなことなどが推察されるわけでありましてけれども、この基本方針を、旭川市のほうでは今年3月にこの一件があって改定をしました。初回の質問でも書きましたように、命に関わる重大な問題ということの中では、ずっとそれで維持するというそういうものではなく、いろんな社会現象の中で変えていくことというのは重大なのだと思うのです。

改定された旭川のと幕別町を見比べてみました。基本的な章立ては一緒なのです。「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」ということがあって、総論のようなものですね、いじめとはどうだ、重大事態とはどうだ、それから次にいじめの防止等のための対策の内容に関する事項ということで、市がやる取組、そして学校が実施する取組なのです。幕別町はここまでで、そしてその後には重大事態に対する対応の仕方という、そういうことの基本方針の章立てになっています。

改定された旭川市のところと言うと、ここでもう一つ加わっていて、児童生徒が主体となって実施するいじめ防止等の取組ということが一つ章立てになっています。要は、市や自治体や教育委員会、それから学校が実施するだけではなくて、さらに子どもが主体となってやるものなのだと。学校いじめ防止基本方針、これはさっきも言いましたように各学校にありますものね。その児童生徒版がそれぞれの学校にあって、そしていじめとは何か、児童生徒が理解すること、いじめを生み出さないために、自分たちができること、いじめを受けた、見た、聞いた、相談されたときに自分たちにできること、そういったことなど、先ほども言いましたけれども、自分たちがいじめを生み出さないために、何をやるかということが明らかにされていて、そして見たときにはどういう対応をしたらいいのか、どこの相談窓口にそのことを言ったらいいのかということが、はっきりと記されているところがあります。そういったところでは、大変参考になるものがあるのかなというふうに思っておりました。ちょっとご覧になってください。

そして、その旭川市の基本方針改定版のはじめにのところで、ちょっと読ませていただきます。「なお、本基本方針については、対策委員会による再発防止策などの提言の内容や、令和5年度からの施行を予定している「(仮称)いじめ防止条例」等を踏まえ、今後、全面改定を行うものであることを申し添えます。」という言葉も添えられている。要は、もう今つくったばかりだけれども、来年できるいじめ条例と併せて全面改定をするのだという取組になっている。ですから、今、幕別町はいじめに関する大きな問題がなくて、すぐに動かすものではないということの答弁でしたけれども、やっぱりこれは前向きに考える中身があるのだと思うのです。その点についていかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 参考になるお話でありました。ただ、答弁の中でも申し上げましたけれども、うちの町の基本方針については、国、道のガイドライン、方針に沿った中で改定をしております、今、議員おっしゃられました、旭川の内容については、参考になるのはこれは間違いのないというふう

には思いますけれども、実際の対応として、学校の中で子どもたちに対する指導ですとか、そういったことで子どもたちが自分たちでいじめについて考えるのだとか、そういった活動というのは、学校の中で実際にもう既に対応しているというか、そういう場面も設けたりもしておりますので、改めて方針なり、条例でうたうところまでは、まだそこまでは至っていないかな、必要だということまで至っていないかなというようなことで考えております。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 教育長のお考えは分かりました。参考にはなるということが言葉でありましたけれども、私が今言った、ご紹介した中身については、戻られた後も一応目を通していただいて、そして私の言葉で不十分な部分は多々あったと思いますから、そしてよその自治体のものが必ずいいのだということでも、そんな理解も私もしておりませんし、検討の材料の一つにさせていただいて、もちろんほかの自治体のものもさせていただいて、よりいじめ防止につながる基本方針を、さらに発展させていきたいなというふうに思います。

最後に感想になりますけれども、心晴れやかな青い空をというふうなことでありましたけれども、ちょっとくすぶっているところはあります、少し雲が残っている。これからのやり取りの中で、またこの雲が少しでも薄れるような、そんなことになるような議論をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時00分まで休憩いたします。

11:46 休憩

13:00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8番（荒貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

少人数学級の実現で、きめ細やかな教育環境をであります。

2021年4月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が施行されました。

この法律は、小学校における現行の学級人数の上限である1クラス40人を、2025年度までに順次35人学級に移行するものです。新型コロナウイルス対策のための休校から学校を再開した際、学校で行われた「分散登校」は一時的で特別な措置でしたが、20人以下学級を体験するきっかけとなりました。

そこでは「発言や活躍の機会が増えた」「じっくり話が聞いてもらえた」「大声を出さなくても過ごせた」などの声が上がリ、長年求められてきた少人数学級の運動と結びつき、政府・文部科学省を動かしました。

少人数学級を全学年にとの要望は、PTAや教職員組合、全国市町村長会、全国知事会などからの長い間の念願でありました。

今後は、小中学校、高校での30人学級の実現が急がれます。

教育の主人公は子どもたちです。いじめや不登校などの教育現場は課題も多く、全ての子どもたちの個人の尊厳が何よりも大切にされなければなりません。

一人ひとりに配慮したきめ細かな教育環境をつくる立場から、国の少人数学級の実施を待つことなく独自に少人数学級を推し進めていくことが必要と考え、以下について伺います。

1、現在の学級編制について。

①現在 35 人を超える学級数は。また、30 人学級にした場合の対象学級は。

②子どもの実態から見る少人数学級の必要性について、町の認識は。

③教育条件の整備こそ町の役割、独自に少人数学級の拡大を。

2、学級数と教員数は義務標準法で定められている標準定数により決められています。一定規模以上でないと学級担任教員以外の教員が確保できない仕組みです。教職員を増やし、教育予算を増やすことはもちろんのこと、標準定数を見直すよう国に求めること。

3、特別支援教育について

①コロナの影響から登校ができなくなった子どもたちが出ていると聞いています、現状は。

②通常学級と特別支援学級、クラス分けは同一で 42 人のクラスが出ています、改善を。

③教職員、特別支援教育支援員の研修体制は。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「少人数学級の実現できめ細やかな教育環境を」についてであります。

公立の小中学校の学級編制につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる「義務標準法」により定められておりますが、国は、令和 3 年の改正により、公立の小学校の学級編制の標準を、現行の第 2 学年以上 40 人を 35 人に、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間かけて、段階的に引き下げる措置を講じたところであります。

ご質問の 1 点目「現在の学級編制について」であります。

公立の小中学校の学級編制につきましては、前段で申し上げたとおり「義務標準法」により定められておりますが、北海道では、小学校の発達の段階に応じた基本的な生活習慣や学習に関する基礎・基本の確実な定着、学校生活の円滑な適応などを図るとともに、中学校第 1 学年における初等教育から中等教育への継続する学習のための基礎的学力の向上を図ることを目的として、平成 16 年度から「少人数学級実践研究事業」を実施しております。

令和 4 年度は、小学校第 4 学年で 1 学級当たりの児童が 35 人を超える学校、第 5 学年で基準学級数が 1 学級で 1 学級当たりの児童が 35 人を超える学校、さらには、中学校第 1 学年で 2 学級以上で 1 学級当たりの生徒数が 35 人を超える学校が対象で、本町では札内中学校の第 1 学年が、義務標準法による 3 学級から 4 学級で編制しているところであります。

1 つ目の「35 人を超えている学級数は」についてですが、はじめに、令和 4 年 5 月 1 日現在の町内小中学校の通常学級数は、小学校 9 校 58 学級、中学校 5 校 24 学級で、1 学級当たり 35 人を超える学級の本数は、小中学校合計で 3 校 8 学級であります。

小学校につきましては、1 校 3 学級で、札内南小学校の第 5 学年が、3 学級の編制で 1 学級当たり 39 人または 40 人の在籍となっており、中学校では、2 校 5 学級で、札内中学校の第 3 学年が、3 学級編制で 1 学級当たり 38 人または 39 人の在籍、札内東中学校の第 2 学年が、2 学級編制で 1 学級当たり 39 人の在籍となっているところであります。

また「30 人学級にした場合の対象学級は」については、本年度の児童生徒数を基に、町内全ての小中学校において 30 人以下学級を基準として学級編制をいたしますと、小学校では 2 校で 4 学級の増、中学校も同じく 2 校で 4 学級の増となります。

2 つ目の「子どもの実態から見る少人数学級の必要性について、町の認識は」及び 3 つ目の「教育条件の整備こそ町の役割、独自に少人数学級の拡大を」についてであります。

少人数学級は、受け持つ児童数が少ないことから、担任が一人ひとりに目が届きやすく、学力・学習意欲の向上を支援しやすい、さらに特別な指導や支援が必要な子どもに適切な対応ができるなど、個に応じたきめ細かな教育を行うことは、子どもたちの学力並びに体力を高めることに有効であると考えているところであります。

しかしながら、町独自で少人数学級の配置を行うことにつきましては、教員の独自採用や教室の確

保等の課題もあり、現時点では実施は難しいことから、特別支援教育支援員の配置など、本町独自の支援策により児童生徒へのきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目「教職員を増やし、教育予算を増やすことはもちろんのこと、義務標準法で規定する標準定数を見直すよう国に求めること」についてであります。

本町では、個に応じたきめ細かな指導を進めるために、毎年、学校の意向を踏まえながら、教育課程や指導方法の改善等に取り組む指導方法工夫改善や、児童生徒の状況に応じた学習指導を行う児童生徒支援など、北海道教育委員会の加配措置を受け配置しているところであり、本年度は小中学校8校に18人の教職員が加配されております。

また、小中一貫教育による中学校教員の小学校への乗り入れ授業など、学校独自にティーム・ティーチングを行うほか、町単独により、小中学校9校に、特別支援教育支援員を43人配置しているところであり、通常学級における生活や学習に特別な配慮を要する子どもたちの支援などを行っております。

しかしながら、教育委員会といたしましては、国が教育予算を拡充し教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、子どもたちの豊かな学びにもつながるものと考えておりますことから、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会、十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通して、引き続き道に要望するとともに、国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目「特別支援教育について」であります。

特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うことを理念とし、平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校等において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援を行っているところであります。

1つ目の「コロナの影響から登校ができなくなった子どもたちが出ていると聞いている、現状は」についてであります。

現状において、例えば、同居家族に高齢者がいるなどの事情があって、新型コロナウイルス感染症への感染の不安などから、児童生徒本人あるいは保護者の意向により、欠席した児童生徒が複数いることを確認しているところであります。

しかしながら、そのことをきっかけにして長期間、または継続して不登校になるケースはなく、各学校におきましては、登校日には、毎日、該当する家庭と連絡を取り合い、必要に応じて、タブレット端末を使用したオンライン学習や学習プリントなどにより、家庭でも学習ができるよう取り組んでおります。

今なお、新型コロナウイルス感染症に警戒が必要な状況下にあります。教育委員会といたしましては、今後も同様のケースがある場合には、寄り添った対応を行い、持続的に児童生徒の教育を受ける権利などを保障するとともに、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、円滑な学校運営に努めてまいります。

2つ目の「通常学級と特別支援学級、クラス分けは同一で42人のクラスが出ている、改善を」についてであります。

義務標準法による令和4年度の通常学級については、小学校第1学年から第3学年までの学級編制の標準は35人で、それ以外では40人、特別支援学級は8人となっており、特別支援学級に在籍する児童生徒は、通常学級との重複在籍にはならず、通常学級の定数には含まれないものであります。

また、通常学級と特別支援学級に係る教職員につきましては、北海道教育委員会が決定しております小学校及び中学校の県費負担教職員定数配置基準により算定され、おのおのの学級に教員が配置されるものであります。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、一部の授業や給食などの時間に自分の在籍する学級を離れ、通常学級に入って児童生徒と交流したり、学んだりする「交流及び共同学習」を行っているところで

ありますが、その際に、一部の学校において、40人を超える場合があることは認識をいたしております。

しかしながら、学校における障がいのある児童生徒との交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えております。

そうしたことから、今後におきましても、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等の狙いの達成を目的とする共同学習の側面を考慮しながら、効果的な教育活動を推進してまいりたいと考えております。

3つ目の「教職員、特別支援教育支援員の研修体制は」についてであります。

教職員の研修につきましては、これまでも、十勝教育研修センターでの研修をはじめ、十勝特別支援教育振興協議会など各種団体による研修会や研究会、養護学校等による研修会への参加、町内においては、教育研究所や自立支援協議会こども支援部会における研修会、さらには、各学校での校内研修会などに参加しているところであります。

また、特別支援教育支援員につきましては、年1回、夏季休業期間中の7月に研修会を開催し、町臨床心理士などの講話や日頃の業務で感じていることなどの情報交流を行い、資質の向上に努めているところでありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は中止し、3年度は3か所の会場に分散してリモート開催としたところであります。

今後も引き続き、積極的に各種研修に参加できる環境づくりに努め、特別支援教育を担う教職員の資質と専門性の向上を図るとともに、各学校における校内研修の充実により、教職員全体の特別支援教育に対する理解をはじめ、障がいに対する知識、指導方法や実践的な指導技術の向上を図ってまいります。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） それでは再質問させていただきます。

学級編制の標準を計画的に一律に引き下げられたのは、昭和55年以来もう40年ぶりのことであります。当時は50人学級から40人学級になりました。少人数学級への実現は、教育現場からの長きにわたり強い要望の一つでもあります。先ほどお話しましたが、全国知事会や市長会、町村会からも緊急提言がありました。500を超える地方議会からの意見書も多く声が上がり、政府に届けられ、法改正に向かいました。

法案が成立した際、当時の文部科学大臣が参議院の委員会で、今後のさらなる取組を展望としてこのように語っています。「将来を担う子どもたちへの投資ということは、これは誰もが認めていただける、そういう意味で取りあえず35人への第一歩と踏み出しました。やはりそれは少人数学級にしたほうが、子どもたちの学びがよくなるよね、学校が楽しくなるよね、子どもたちが明るくなったよね、様々な評価を皆さんでしていただき、その評価を中学校高校へとつなげていくことが必要だと思っています」ということで、発言がありました。この発言にもあるように、最終ではなくて第一歩として取り組んだことが述べられています。

文部科学省は、昨年度の予算要求で30人以下学級を求める予算要望を行いました。今回は本当に大きな一歩でもありました。教育長は、今回の文科省の予算要望に対して、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 少人数学級の関係で、文科省の予算要望ですけれども、30人学級をとということで、議員おっしゃられますように、今回の令和3年の改正につきましては、40年ぶりの少人数学級、40人から35人ということで、学年全体を動かすのは、本当に40年ぶりということですので、非常に長い間待たされたかなというようなところはありますし、また、議員言われるように、第一歩

であるということですので、引き続き少人数学級については、国として取り組んでいただい
よう、私たちも望んでおりますので、そういった意味では、文科省の予算要求については順当なとい
ましようか、正当な要求であろうというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 本当にすごく大きな一歩でありましたし、何よりも今までは35人学級を求めていた
のです。35人学級を国に対して予算要望して、毎回それを財務省はなかなか受け入れてもらえなかつ
た。しかし今回は30人学級、いわゆる35人ではなくて、もっと少人数にすることが文科省としても
必要だというふうな認識だったわけなのです。やはりこうした一歩一歩積み重ねていくことが、何よ
りも大切だということを私はすごく認識しましたし、教育長もそのように認識していただいたという
ことは、大変よかったかなと思っています。

特に、少人数学級を独自で実施している自治体はすごく多いです。今、教育長は国でやっていただ
きたいという、こういうお話でありましたが、本当に全国を見てもごく一部しかやっていないという
状況で、多くは何らかの形で実施していました。当然幕別町も道の支援を受けて、加配を受けて、小
学校2年生3年生、中学校1年生と実施しているわけではありますが、特に秋田県では19年前から
30人学級をというふうに動き出しています。宮城県でも30人学級に今回新たに打ち出しました。教
員を800人順次採用するという報道がされています。30人学級を契機として、子どもたちと教員との
新しい学びや、効果のある教育支援の開発、浸透、その前提条件となる働き方改革を県、市町村、学
校でビジョンを共有し連携を図るとしております。

また、秋田県は19年前から実施しているわけではありますが、実施した最初の意味として、子ども
の自己肯定感を向上する。そして不登校の減少を考えた上で、少人数学級が必要だということで実施
しています。特にこうしたことから、全国にも広がって、いろいろな町や町村が実施してきます。や
はりこれは自治体が戦略を持っていくことが大切というふうに話していました。やはり町も教育行政、
ビジョンを明確に取り組むことについて必要ではないかと思うのですが、教育長はどのようにお考え
でしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、秋田県、宮城県等の御紹介もありましたけれども、恐らく平成16年に義務
教育国庫負担制度の改革の一環としまして、総額裁量制度というものができまして、その中である程
度自治体の届けに裁量を持たせて、教職員の負担を今までは国庫が2分の1だったものを3分の1に
というその流れの中で、ある程度都道府県に裁量を持たせて、その範囲の中で各都道府県に配分され
た国庫交付金の中の裁量で、ある程度教職員を多めに採用するということが可能になったというよ
うなことがありますので、そういった各県でのそれぞれの取組が始まったのかなと思っています。

北海道においても、先ほど答弁の中で申し上げましたとおり、実践研究事業をやっておりますので、
そういった意味では、それぞれの都道府県が努力をしているのだろうなというふうにも思います。

市町村においても、そういう動きは見られるところではありますけれども、我が町としては、現段
階ではなかなか器の関係ですとか、教職員の採用の関係だとかもありますことから、そういった流れ
であることは理解はしておりますけれども、我が町としては取り組むことについては、現段階では難
しいかなというふうには考えています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 今、お話したとおり全国的にも少人数学級、今お話した少人数指導、ティーム・
ティーチングもそうですが、実施している自治体、すごく多くなってまいりました。当然教育効果だ
けではなくて、子どもの成長にも大変有効であると。教員の時間の確保にも大変重要であると。諸課
題解決に向けて担任の先生が一人ひとりに目が届き、きめ細やかな教育を行うことができるというこ
とで、効果が大きいからこそ、多額の予算がかかると分かっているながら、全国的にも独自財源を用い
て実施しているのではないのでしょうか。教育長はその辺については難しいというようなお話でもあり
ましたが、全国的には広がっている、その辺を考えて、ぜひ幕別町としても実施の時期に来たのでは

ないかと思っています。

視点を変えて少し違うお尋ねをしたいと思うのですが、多様性についてであります。

教員の方から児童生徒の成長についてお話を聞きました。当然、幕別町でも少人数学級になっていないところは、先ほどご答弁をいただいたとおり、ごく一部なのです。僕のところは35人以下学級で実現できているというようなことがあります。それは地域の状況にもよりますが、やはり幕別としてももう少し頑張れば少人数ができるというような状況であります。多くの予算ではなくて、そういったことから、実際にやっている先生たちからですと、先生の話からお聞きしたのですが、生徒会活動や委員会活動で、やはり全ての子どもたちに関わってほしいというようなお話をしておりました。

35人以上になると半数の子どもたちが、一切関わることなく終えるそうです。向いている子どもが行えばいいという声もありますが、やはりやらざるを得ない状況になったときに、子どもたちが新たな一面を発揮するのだそうです。それこそ本当に成長だと言えるのですが、よく問題を起こすような子どもや、不器用な子どもたちや、面倒くさがり屋の子どもたちも、役割をこなそうと頑張るのですという話をしていました。子どもたち同士がお互いを深く知って、一人ひとりの個性をみんなで認識して、協力して進んでいますという話をしていました。やはりこれは小さいクラスではないとなかなか難しいというお話もありました。

特に多様性という、単純に出会う人の数を増やすとかではなくて、他者の理解を多く重ねて、その重ねた数だけ育まれているというふうには私は感じています。いろいろな好きとか嫌いという話もありますけれども、やはりいろいろな人たちと交流を持って、集団の中で自分が出せる空間を1年を通して生み出すことが、すごく大切ですという話をしていました。こうした状況を見ても、少人数学級こそできるというふうには思っていますが、それをできる学校とできない学校があることについて、教育長はどのように認識されますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 確かに現状において、少人数学級に結果的になっている学校と、なっていない学校があるのは、これは事実であります。少人数というの、35人をベースに考えた場合ですけれども、なっている学校となっていない学校があるというのは事実ではありますけれども、少人数学級、これは有効であるということは、私もそう思います。しかしながら、本町で独自で実施しております、北海道教育委員会の加配を受けて、ある程度の数を受けていますので、それに加えて町独自で実施しております特別支援教育支援員、これは自信を持って言えるのですけれども、我が町は管内でもトップの人数を配置しているのではないかなと思っております。そういったことで、町独自の特別支援教育支援員と、北海道からの加配をもって、ティーム・ティーチングという形で一つの教室、人数は多くはなるのですけれども、一つの教室の中でやっています。

先ほども申しあげましたように、少人数学級、効果があるのは理解しておりますけれども、ではティーム・ティーチングと比べた場合、その効果はどうなのだろうということを考えた場合に、過去においては東京都教育委員会の調査なのですけれども、少人数学級とTT（ティーム・ティーチング）を比較した結果においては、先生方からのお話では、肯定的な回答の割合というのは、大きな差は見られなかったというような調査結果もあります。

ちょっと長くなりますけれども、少人数学級とTTを比較したときに、どうなのだろうかということなのですけれども、例えば40人学級があるとしたら、その40人の中に10人の特別の配慮が必要な子どもがいるとしたら、今、うちの町はTTをやっていますので、その40人を一つのクラスの中で、2人の先生で、TTで見ているという形になります。その際にはTTで入った補助の先生については、特別な配慮を必要とする子ども10人を中心に見ます。10人を見ている。残りの30人は主となる先生が見ています。30人と10人です。それを2つに少人数学級ということで分けた場合に、20人20人の学級になります。そうしたときに、例えばその10人を一つのクラスに寄せたとすれば、片方のクラスには特別な配慮を必要とする子どもはいないので、そこの学級についてはメリットはあると思います。ただ、もう一つのクラスについては、20人のうち10人が特別な配慮を必要とする子どもがいるとい

うこととなりますので、そこを1人で、1人の先生が見なければならぬということとなりますので、そういったことを考えると、かえってTTで指導を行うことによって、きめ細かな指導ができるということがありますので、そういった場合もありますので、一概に少人数学級がいいということではないというふうに思います。

そのようなこともありますので、本町については、そういったTTを活用しながら、引き続ききめ細かな指導に努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 特別支援教育には、3つ目の項目だったので、そちらのほうでお話ししようかなと思ったのですが、教育長が熱く語られたので、ぜひ私も熱く語っていきなというふうに思います。

現状、特別支援教育の状況ですと、例えば小学校5年生がそうですよという話がありました。41、42、42の学級編制であります。そのうち特別支援の子どもたちが8人で、約3人です。要は39、39、38なのです、実際は。子どもたちで、支援が必要な子が2、3、3みたいな形で配置されています。

要は、実際に支援が必要な子どもたちがそんなに多いわけではないのです。やっぱり子どもの数が実際に多いのです。40人という中で、さらに支援が必要な子どもたちが入ってくる。限られた教室の中で、42の机があるという時点でも大変なのに、さらに子どもたちがたくさんいるという状況が大変です。

今、教育長がティーム・ティーチングの話をされましたが、先ほどあかしの先生と、私たちはよく話すのですが、いわゆる特別支援の先生です。要は道から派遣されている先生は、その学校の学年に配置されるのですけれども、大体3クラスでも1人なのです。あとはそれこそ教育長が町独自でやっていただいた支援員が3人とか4人、高学年になると2人か3人、2人いればいいかなというところなのですけれども、やはり低学年にすごく多く配置されるので、そういうところが入ってきます。

現状的に支援が必要な子たちは、やっぱり本当にいろいろなものを抱えています。それこそ情緒、身体、精神、いろいろなものを抱えて、本当に付きっきりにならなければいけない状況があると言います。だからこそ幕別町が、今の教員配置では難しいということで、わざわざ支援員というのを、小学校も中学校も40人配置していただいている。だからこそ幕別の小学校は支援体制が手厚いんですね。帯広だったらそこは先生、道からの職員1人もしくは市から補助でさらに1人というような形でやっている。そういうところから、本当に幕別は手厚いんですねという話をされています。

現状をお話ししたいのですが、要は38人、36人、子どもたちが40人学級の場合、先生が見ます。支援が必要だという子どもたちは、支援が必要な子どもたちしかほぼ見られないのです。要はほかに手が出るほどというような状況には、実際にはなっていないのです。

例えばですけれども、一つのクラスで結構強い障がいがある子どもがいたら、やはり交流教室にすることが困難です。それこそ1日そういう専門のところにはいなくては行けないと。そうなってくるとそもそもティーム・ティーチングにはならないのです。先生がいないのですから。ずっとそちらに張り付かなければいけない。さらにそこに高学年になってくると、全体で43人ですから、1つの学校でも5人か6人、南小は8人か9人ぐらいだと思います。それは低学年にすごく支援員を配置して、やっぱり小さい子どもたちをきめ細やかに見えています。5年生になってくると1人か2人、それこそ入るか入らないか。その子に付きっきりになると、逆に支援が必要な子たちは交流教室にいるのにもかかわらず放置されている、これが現状なのです。

だからこそ、少人数学級にして、幕別町がやっていただくのは分かるのですけれども、もっとその人数を分けて、支援体制が手厚かったら、さらにいいのですという話を、私は今回提案させていただいているのです。

現状的には、やはり体制がすごく大変なので、そういったことをやはり現場の状況をもっと見ていただきたいなと思います。かといって、では全部の学校がこういう状況かといえば、多分違うと思

ます。それこそ小さい学校や1クラスの学校であったら、1人の支援員さんがいれば全然大丈夫ですよと、うちの学校は問題なくゆったりと過ごすことができますよと、それはそもそも学級の人数が少ないのです。だからそもそも落ち着く環境ができています。

しかし、南小の場合は、大人数で随時来てしまいました。小学校1年生からずっと来てしまいました。落ち着く環境がずっとなかったのです。だからこそ5年生になって、いまだに騒いでいる子たちがいて、今大変ですという話もありました。

本当に子どもたちの教育の課程にはすごく大切なのですと、先生たちが今すごく多忙な状況の中で、それこそ子どもたちのためとあって、自分の子どもたちを放置しない状態で頑張っているらしいです。そういった中で、もう既に限界に来ている状況にあるのです。だからこそ町としても、ぜひそういったことに取り組んでほしいということで、今回訴えさせていただきました。

話が半分それてしまいましたので、戻していききたいと思うのですが。

教育長が主体的で対話的な学び、深い学びを、アクティブ・ラーニングを今の教育目標として持っていくというお話は何度もお聞きいたしました。その中で、私は教育長がよく深い学びを話すと、今の学級編制でできるのかなと、よくずっと思っていました。いわゆる疑問に思っていたわけなのです。なぜかという、先ほど話したとおり大規模校ですごく難しいというような現状があります。できないわけではないのですが、大変なのです。

私、この前、小学校6年生の子どもたちの参観日に行って、ちょっとびっくりしたのですけれども、修学旅行の報告をタブレットで行っていました。今はICTなのだと思いながら、そのとき見ていたのですが、全員が発表するまでに2つの時間、いわゆる2こま、45分が2回ないとできない状況でありました。1人2分ぐらいの発言だったと思うのですが、1人2分でも40人いたら80分かかるのです。35人でも70分かかって、結局一つの1時間授業では、発表すらそもそもできない状況にあるのです。いわゆる教育長が言われている主体的、自ら発言しそこで対話、いわゆるその問題をどのように議論していいものを持ってきて、それを深い学びにつなげていくというようなことが、そもそも今の教育現場ではしんどいなというのが、私のすごく率直な意見です。

こうしたことから、現状はこういう状態ですというようなことは、現場からお話があったのかなのか、お聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 現場からのお話、常に荒議員も現場を見てということ、私たちも心がけて学校のほうに行き、そういった御意見、お話を聞くようにはしているところですが、恐らく、今、南小にいらっしゃる先生たち、いろいろな思いはあるとは思いますが、直接そこで、今、荒議員がおっしゃったようなことというのは、お話はありません。

本当に、今、実は現状として非常に厳しいのが、小学校でいうと南小学校だけなのかなと。しかも今、いろいろ35人、30人だといふところの35人でいくと、本当に5年生だけ、実はそれ以外というのは、通常学級でいうと90人を切っておりまして、3クラスに分けていますので、今30人以下の学級になっているのです。ただ、ご存じのように、南小学校空き教室がない状況にあります。さらに特別支援の学級数によっては、もっと厳しくなる場合もあったりということで、本当に箱自体が、今のところ限界なのかなといふところの現状もある中で、先生、教員の皆さまも、その部分をご理解いただきながら、そういった発言がないのかなといふふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 学校の先生方はきっと校長先生を中心に、すごく頑張ってもらっているのだろうなといふふうに私も思っています。だからこそ、幕別町としてもこうした状況をやはり認識していただいて、細かくとは言えませんが、気にかけてぜひ見ていただきたいといふふうに思っています。

教員の増員についてのお話もいただきました。

近隣の町村での、音更町でも実施されています。そこもティーム・ティーチングの実施で行ってお

ります。2022年、要は国が35人にしますよといった状況で、音更町が30人学級、低学年だけですけどもやりますということで打ち出しました。やはりやっているところは、もっと必要だなということが隣町でも認識されているのです。やはり全部が全部の学校ができるかどうかは分かりません。音更町だってやっぱり大人数の学校があります。鈴蘭小ですとか、音更小学校、大きい小学校があります。それでもやはりやっぴいこうという姿勢がここで取られるのかと思います。

芽室町でも、第5期芽室町総合計画にも、少人数学級の実施と特別支援教育の充実が、今回新たに盛り込まれたところでもあります。そうしたことから、近隣の町がこうしたことを実施することによってすごく評価がされているのです。そういった幕別はどうなのか、特に5年生どうなのというような声が寄せられています。本当に全部の学年というわけではないのです。本当に一部の学年、本当にその学年だけが大変な状況があります。そうしたことも私は幕別町が少人数学級に向けて、制度の充実を議論するタイミングに、今、私は来ているのではないかと思うのですが、教育長どうですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ほかの町は低学年だけというようなことで、時代の流れとしては、そういう流れでしょうし、やはり一番必要なのは、少人数学級が必要なのは小学校低学年かなというところは、私も同じ考えではありますけれども、ただ先ほど来から申し上げていますように、うちの町ではまずは教員の配置ということに加えて、教室の器が足りないというようなことがあり、いっぱいであるという、一部の学校ですけれども、そういうことがあるということで、将来的に子どもの数が減る、出生数が減ってくるというようなことがあるので、いずれは可能になるとは思いますけれども、ただ通常学級だけのことを考えれば、そうなのかもしれないのですけれども、傾向としては特別支援に係る子どもたちの数が増えている傾向にございますので、特別支援の学級が増える可能性もあるというようなことですから、その辺は十分見極めながらということになりますので、現状としては近々にはちょっと難しいところがあるのかなというふうには考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 私はやはり今が議論のタイミング、実施できる、やれないというお話がありますけれども、本当にこれがどれだけ子どもたちにとって、よりよいものなのかという議論はやっていくべきではないのかなというふうに思っているところで、ぜひその思いについて伝えたいと思います。

次に移ります。教員の増員についてであります。

お答えでは、定数について国に働きかけるというお答えでありました。教員の多忙化については、いろいろな議員の方々が、それこそ今は大変な状況にありますとお話をする中で、幕別町としても事務の補助員の方を廃止するとか、国の制度、英語の指導員をどうしていくのかとありますけれども、そういったことで取り組んだ経過があります。

この10年を見ただけでも、がんの教育やプログラミング教育、キャリア教育、道徳の教科化や、小学校の英語、学習指導要領の改訂から、その評価の指定のやり方、OJT、ICTとすごく増えています。先生方が「ビルド・アンド・ビルド」だと言っております。スクラップがないという話をされておりました。その中で、先生たちはそういった状況の中でも、子どもたちのために何かできないかといって取り組んでいます。

文部科学省が2022年1月に発表した調査結果が出ています。ご存じかもしれませんが、全国の公立の学校で、教員が不足している、足りていないという状況です。全国の公立学校で1,897校、2,558人教員が足りませんと。5月末現在でも2,000人足りませんと。北海道では、教職員の働き方改革が成功していない表れではないかと思うのです。要は成り手がいないのです。教員の多忙化から全くなりたいと思う人たちがいない。もしくは教員の採用した時期や、教員が採用できなかった時期もありますけれども、やはりなかなかそういった次の担い手がいないということが、私はすごく懸念しています。

北海道においても、小学校で13校、中学校で18校、教員不足だということで報道がありました。教員配置基準から見て、幕別町において教員が不足しているということはないのか、確認だけさせて

ください。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 町内小中学校における教職員の配置数ということですが、先ほど答弁にもありましたが、適正に配置された上で、さらに加配で配置されているということになっております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） 要はよく言われているのが、産休に入った先生とか、いわゆる臨時職員でやっているというところで不足しているというようなこともありましたので、やはりなかなかそれこそ音更町も教員を自分たちで少人数学級でやるので、人数を集めているというような状況があるものですから、本当に教員を目指している人たちは、いろいろな取組で何とか現場で働きたいという思いで、いろいろなことをやっている町村に集まるという傾向があるのだと思います。そういったところから、幕別町はどうなっているのかなということで確認させていただきました。幕別町は教員定数については問題がないということで、理解したところであります。

特別支援教育についてお聞きしたいと思います。回答の中には、コロナになって学校に通えないということがなかったというふうに認識しているというお話がありました。結構いわゆる支援が必要な子どもたちというのは、一番影響が出たのではないかなというふうに思っています。やはり自分の居場所から先生との関係、友人との関係ということで、すごく苦勞したりとか、いろいろなことがあったりという話を聞いた中で、少し学校に行けなくなったというような話もありました。でもやはり学校の先生たちが、何とかいろいろな状況を改善するために、それこそ幕別町におけるまっく・ぎ・まっくの活用、行動ですとか、それこそ不登校の先生たちを支える支援の方たちがいろいろ対応していただいて、もしかしたら報告のようなどころまでいかなかったのかなというふうに思って、理解したいと思います。

先ほどお話しした1学級の定数についてですが、先ほどもありましたが、現状ではこの学校を変えていく必要があるのだと思います。今、教育長は教員の確保や人数というお話がありました。現在南小では、今まで4学級であったところが今回3学級になったので、1つをもう一度支援学級に戻したという経緯があります。やれないことは実はないのです。1つ、今まで教室だったところを、支援教室に戻したわけなのです。どういった状況がいいのかについては、やはり現場と相談して方向性を決めなければいけないと思うのですが、過去に支援教室、いわゆるわくわく教室という放課後に勉強がなかなかついてこられない子どもたちのために教室があったのですけれども、そこを今支援教室にして、支援教室だったところを教室にして。今は5年生の学級数が3クラスになったので、また支援教室に戻したという話がありました。

学校側に放課後の授業のときに、教室は今どうしているのですかと言いましたら、そこがないのですというお話をされておりました。やはり今は状況にないですけれども、空き教室というか、今の使っている教室を使って、上の学級に行ったり下の学級に行ったりと、いろいろな方法で教室を利用していますという話がありました。やはり学校教室については、いろいろな方法を持てば何とかなったりするのです。そういった方向性や可能性について、ぜひ諦めないで何とか方法がないかなということ、ぜひ検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 詳しいお話、ありがとうございます。

南小学校の関係につきましては、引き続き、児童数の推移あるいは特別支援学級との関係等々も含めて、精査をさせていただきながら、可能なものかどうかも含めて、今後において検討してまいりたいというふうには思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） ぜひ可能性だけについても、検討していただければと思います。

あとは支援員の研修についてです。研修については、コロナ禍で結構できなかったというお話もあ

りましたが、回答の中では、コロナ禍でも何とかリモートの問題ですとか、いろいろな方向を交えて行ってきましたというお答えがありましたので、受け止めておきたいと思います。

もう一つ確認したいのが、交流及び共同学習、いわゆる支援がある子どもたちが、通常学級に来て授業を行う。私はこれはすごく大切なことだと思いますし、むしろこれが標準になるべきだと思います。だからこそ、40人を超える状況であった中で、支援の子どもたちがその中で3人とか4人で、だから40人超えてしまうのではなくて、みんな合わせて40人の枠内に入れる、みんな合わせて35人の枠に入れるということ、私は考えていく必要があると思います。

やっている自治体もあります。大阪の枚方市では、特別支援学級在籍児童を含めて1学級35人ということで、市独自でやっています。それを今後5年生、6年生にも拡大していきますということでやっています。

いろいろな取組があるのだと思います。インクルーシブ、共生社会、そういったところで、どこに視点を置くのかという意味で、私はすごく大切な取組だと思います。特に先ほどもお話ししましたが、支援がある子どもたちが、通常学級に来るとお客さんなのです。いわゆる同じ教室で授業を受けているのですが、支援の子で発言をしたり、手を挙げたり、直接先生に聞くというようなところまで行かないのです。なぜかという、今まで支援がある子どもたちは、ほぼマンツーマンでやっている中で、急にそういったところに入って、急に発言となってもなかなか難しいですよね。特に子どもによっては恥ずかしいとか、なかなかできないとか、それでも学校に来てそういったことを1つずつやっている子どもたちにとっても、やはりこういう通常学級がまず前提にあって、そこからいわゆる取り出し授業というような形をすることのほうが、理にかなっているというか、私は子どもたちのために、子どもたち同士が成長し合うためには、そちらのほうが私はいいのではないかと考えています。

教育長は別で考えて、必要なときには交流学习を踏まえて、いろいろな交流を深めるという話がありましたが、私はどちらかというと通常学級がメインであって、取り出し授業ということで、なかなかできないところに行くということも考えていくべきではないかと思っています。当然全ての子どもたちがそうなるわけではありませんので、そこはその状況に応じて取り組むことは絶対的に必要だと思いますが、教育長はどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 特別支援学級に在籍する子どもについては、障がいの種別ですとか、あるいはその程度と申しましょうか、個々の子どもたちの状況によって変わってくるかと思いますが、基本的には先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、特別支援学級に在籍する子どもについては、児童生徒については、2分の1以上をその学級で在籍すること、学習することに、学ぶことにはなっておりますので、それについては、各学校から提出されてくる教育課程編成届においても確認はしておりますけれども、そういった中で学校にも指導はしておりますし、引き続きそういった指導も含めてやっていかなければならないというふうに思いますけれども、ただ運用の中で、交流学习が多くなるというような場合はあるかと思いますが、それは先ほど言ったように、やはりその子その子の個々の状況に応じて変わってくるというふうに思いますので、その辺はより効果的な学習活動ができるように、学校とも共有をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒貴賀） もう少し学級についてお話をいただいたので、その声を紹介したいのですが、実態として40人学級ですらないよねという話がありました。支援が必要な子どもたちが多いのに、全然目が届いていないよねという話もありました。クラスが人数が多くて分からないところがあっても、どんどん進んでしまうのです。せめて子どものペースに合った授業もしてほしいというような声もありました。

やはりこれは支援のある子どもたちの話を聞いただけではありますけれども、やはり全体的にはこういった傾向があるのではないかと思います。だからこそ後れを取ってきたり、なかなか授業についていけないという子どもたちが増えているのかなという状況があります。

今後におきましても子どもたちのため、そして何よりも今後の教育が大きく移り変わる中で、本当に子どもたちに必要なものを、子どもたち自身が考えられるような状況をつくってほしい。いわゆる子どもたちは全ての状況に従うしかないのです。特にそういった中で、子どもがどうありたいのかというのを、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後にお聞きして終わります。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 何よりもやっぱり子どもたちの健やかな成長ということが第一でございますので、それぞれの子どもたちにきめ細かな対応ができるように、引き続き努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、14時05分まで休憩いたします。

13:57 休憩

14:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1点目、近年の選挙投票率低下と若者の選挙離れについて。

選挙の投票率低下は本町のみならず全国的にも低下の一途をたどっています。特に若年層の投票率の低下が著しく、2016年(平成28年)7月の参院選挙から選挙年齢が「18歳以上」に引き下げられましたが、国政選挙の年代別投票率は2021年(令和3年)10月に行われた衆議院選挙では、10代が43.21%、20代が36.5%、30代が47.12%であり、全年代の投票率は55.93%となっています。

また、2019年(令和元年)7月参院選では、10代が32.28%、20代が30.96%、30代が38.78%、全年代の投票率は48.80%です。いずれの選挙でも他の年代と比べ、若年層の投票率は低い水準にとどまっています。

今夏、参院選が予定されていますが、本町として投票率の低下、若年層の投票率が懸念される所所あります。

若者の政治離れなど、全国的に投票率の低下が問題視されている中、行政も今までの結果を検証し、投票率を上げる手だてを講ずる必要があるのではないかと感じる所所あります。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

①近年の国政選挙での本町の有権者数、投票者数、投票率、そして10代、20代のみ有権者数、投票者数、投票率は。

②投票率向上に向けての行政としての具体的な取組が行われているのか。

③今までの国政選挙や地方選挙において、投票率についてどのように分析をしているのか。

④今後、高齢化する有権者にとって投票しやすい環境づくりが必要と考えるが、その対策は。また、若い有権者の投票率向上に向けての啓発活動、対策の考えは。

⑤今後、教育現場での主権者教育の取組の在り方は。

2点目、小中学校施設の整備について。

学校施設の老朽化が進む中で、子どもたちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策は喫緊の課題です。

国では、2050年のカーボンニュートラルの実現を目指し、地域における脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進するため、文部科学省は学校施設整備事業として「持続可能な教育環境の整備」を推進していますが、本町の教育現場の環境整備の進捗状況をお伺いいたします。

- ①学校施設の老朽化対策について。
 - ②避難所としての防災機能強化については。
 - ③脱炭素化に向けた施設整備について。
- 以上であります。

○議長（寺林俊幸） 難波選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（難波勝美） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、選挙管理委員会と町、教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目の1つ目から4つ目までにつきまして、答弁させていただきます。

「近年の選挙投票率低下と若者の選挙離れについて」であります。

平成27年6月の公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上へと引き下げられ、28年の参議院議員選挙から適用されましたが、総務省が公表している国政選挙の調査結果では、全国的に若年層の投票率が低い水準にとどまっている状況にある中で、幕別町でも同様の傾向がありますので、幕別町選挙管理委員会といたしましては、若年層に重きを置いて、政治や選挙に関心を寄せるよう啓発活動に努めているところであります。

ご質問の1点目「近年の国政選挙での本町有権者数、投票者数、投票率は、また10代、20代のみの有権者数、投票者数、投票率は」についてであります。

近年の国政選挙といたしまして、平成29年、令和元年及び3年に行われた各選挙における本町での投票の状況について、20代以上の年代における数値は把握しておりませんので、これを除いて申し上げますと、平成29年の衆議院議員総選挙小選挙区では、選挙当日の有権者数は2万2,832人、投票者数は1万5,019人、投票率は65.78%で、10代における選挙当日の有権者数は538人、投票者数は224人、投票率は41.64%であります。

次に、令和元年の参議院議員通常選挙選挙区では、選挙当日の有権者数は2万2,642人、投票者数は1万3,167人、投票率は58.15%で、10代における選挙当日の有権者数は526人、投票者数は133人、投票率は25.29%であります。

次に、令和3年の衆議院議員総選挙小選挙区では、選挙当日の有権者数は2万2,320人、投票者数は1万4,973人、投票率は67.08%で、10代における選挙当日の有権者数は442人、投票者数は191人、投票率は43.21%であります。

ご質問の2点目「投票率向上に向けて行政としての具体的な取組が行われているのか」についてであります。

投票率向上の取組といたしましては、選挙時においては、町の広報紙やホームページによる啓発をはじめ、役場庁舎、支所、出張所での啓発看板の設置、町内事業所へのポスター掲示を実施しているほか、広報車による広報活動や大型スーパーなどにおける街頭啓発を行っております。

また、平成31年からは、期日前投票の期間中、コミュニティバスの活用に取り組みとともに、昨年の衆議院議員総選挙時からは、新たな取組として、町の防災行政無線やSNSによる啓発を実施したところであります。

通常時の取組といたしましては、成人式における新成人に向けてのパンフレットの配布を通し、投票の方法や選挙制度に関する理解を深めていただき、選挙の大切さや投票の参加を呼びかけているほか、小中学校や高校における主権者教育や、選挙管理委員会が町内の高校や特別支援学校に出向き、模擬投票などの出前講座を行っており、今後も引き続き、有権者一人ひとりが選挙に関心をもち、投票していただけるよう取り組んでまいります。

ご質問の3点目「今までの国政選挙や地方選挙において投票率についてどのように分析しているのか」についてであります。

現在までの約10年間で行われた国政選挙のうち、衆議院議員総選挙小選挙区における本町の投票率は、平成24年は63.60%、26年は62.43%、29年は65.78%、令和3年は67.08%であり、参議院議員通常選挙選挙区では、平成25年は57.49%、28年は59.20%、令和元年は58.15%であります。

また、地方選挙のうち、北海道知事選挙における本町の投票率は、平成 23 年は 60.61%、27 年は 65.45%、31 年は 65.88%であり、町長選挙では、平成 23 年は 68.78%、27 年は 68.48%、31 年は 61.95%であり、町議会議員選挙についても町長選挙とほぼ同様の傾向となっております。

投票率については、その時々社会情勢や政治的課題、有権者の意識等、様々な要因で変動することも考えられますが、本町における投票率の推移を見ますと、国政選挙及び地方選挙のうち北海道知事選挙では、直近の選挙が約 10 年前の選挙を上回っており、投票率が向上しております。

その一方で、地方選挙のうち町長選挙、町議会議員選挙では、直近の選挙が約 10 年前の選挙と比較しますと、低下している状況にあるとともに、全国的な傾向にあるように、本町におきましても、先ほどの答弁で申し上げたとおり、全年代と比べますと若年層の投票率が低く、若年層の政治離れが投票率に表れているものと捉えております。

ご質問の 4 点目「今後、高齢化する有権者にとって投票しやすい環境づくりに向けた対策は、また、若い有権者の投票率向上に向けての啓発活動、対策の考えは」についてであります。

有権者にとって投票しやすい環境づくりといたしましては、期日前投票所を役場本庁舎、札内コミュニティプラザ及び忠類コミュニティセンターの 3 か所に設置し、有権者の利便性の向上と投票機会の確保に努めているとともに、高齢者の移動手段の支援策として、平成 31 年の北海道知事選挙時からは、期日前投票におけるコミュニティバスの利用を無料としており、今後も引き続き、実施してまいります。

また、高齢者の中には、コロナ禍において、外出して人と接することに不安を抱える方がおりますことから、投票所においては、マスクの着用や咳エチケット、周囲の人との距離の確保、アルコール消毒液の設置や換気の実施など、感染防止対策を徹底し、安心して投票ができる環境の整備に努めてまいります。

次に、若い有権者の投票率向上に向けての啓発活動といたしましては、昨年の衆議院議員総選挙時から新たに実施しました町の防災行政無線と SNS よる啓発が有効な手段であると考えており、今後も期日前投票の開始日や最終日、選挙当日などの適当な時期に、複数回にわたり実施してまいります。

また、政治・選挙に対する関心を高めるためには、先ほど申し上げましたように主権者教育が重要であり、町内の高校において、町議会と連携し、仮想の選挙を想定した模擬投票を実施したほか、町内の特別支援学校においても、選挙に関する出前講座を開催しているところであり、さらに、商工会を通じて加入事業者等で働く若年層の方々に投票を呼びかけていただくなど、今後も若い有権者の投票率向上に努めてまいります。

以上で、岡本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、選挙管理委員会と町、教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の 1 点目の 5 つ目と、2 点目の 1 つ目と 3 つ目につきまして、答弁をさせていただきます。

ご質問の 5 点目「今後、教育現場での主権者教育の取組の在り方は」についてであります。

町内の高校や特別支援学校における主権者教育は、主に公民において、我が国の民主政治や議会の仕組み、主権者としての政治参加の在り方などを学んでいるほか、総合的な探究の時間などにおいて、地域の課題を取り上げたり、先ほどの出前講座や模擬投票を実施するなど、実践的な学習に取り組んでいるとお聞きしております。

小中学校における主権者教育につきましては、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任感を持って政治に参画しようとする国民の育成や、18 歳への選挙権年齢の引下げによる、小中学校からの体系的な指導の充実の観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、社会科や公民的分野等を中心に指導が行われております。

具体的な例を挙げますと、小学校第 6 学年の社会科では、市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校第 3 学年の公民的分野で、民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治

参加との関連などを学習しているほか、家庭科、道徳、特別活動や総合的な学習なども活用して、教科横断的に学習しているところでもあります。

また、児童生徒にとって、身近な社会である学校生活の充実と向上を図ることを目指す児童会活動・生徒会活動における役員選挙などは、低年齢から選挙に対する意識の醸成が図られ、主権者としての意識の涵養も図られていると考えております。

今後も引き続き、小中学校における主権者教育につきましては、学習指導要領に基づき、教育課程の中で指導を行ってまいります。政治や社会などに係る諸課題に関心を持ち、追求する中で、主権者として必要な資質・能力を、各発達段階における学びを通じて育てていくよう努めてまいります。

次に「小中学校施設の整備について」であります。

本町の小中学校の施設は、昭和 50 年代から帯広市のベッドタウンとして市街地の拡大により人口が増加したことに伴い、同年代に多くが建築されましたが、それらの施設に老朽化の波が押し寄せており、一斉に更新時期を迎えつつあります。

学校施設は未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設です。

平成 25 年 11 月、国は「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性を打ち出し、平成 27 年 3 月には、文部科学省が「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しました。

本町においては、平成 29 年 3 月、中長期的な視点から計画的に公共施設の総量や配置の適正化を図り、町民に持続可能な行政サービスを提供していくため、公共施設の維持管理等の基本的な指針である「幕別町公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

それを受けて、教育委員会では、令和 2 年 11 月に「幕別町学校施設の長寿命化計画」を策定し、従来の改築中心の維持管理方法から、長寿命化改修工事等による建物の長寿命化方針に切り替え、事後保全的な改修ではなく、予防保全的に改修を行っていくこととしたところであります。

ご質問の 1 点目「学校施設の老朽化対策について」であります。

幕別町学校施設の長寿命化計画は、児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう施設環境を維持管理するため、老朽化の進む学校施設の現状と課題を把握し、これまでの対症療法的な保全方法から、計画的・予防的な保全方法へと維持管理手法を転換することで、中長期的な維持管理等に係る経費のトータルコストの縮減や平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的としております。

学校施設の老朽化対策につきましては、計画に基づき、築約 20 年または長寿命化改修から約 20 年で実施する予防保全的な改修工事と、築約 40 年で長寿命化改修工事を行うことで、建物を約 80 年間使用できるよう改修を行うことを基本的な考え方としております。

具体的な改修内容といたしましては、予防保全的な改修工事が、屋上の防水層の全面的な改修や躯体の長寿命化を目的とした外壁改修のほか、躯体のひび割れ・脆弱部分の補修、外壁の目地や建具周りのシーリング材の更新、外部建具の更新、その他附帯設備の更新・改修など、建物の長寿命化を図るための予防的な外部改修工事やその他の長寿命化に資する工事であります。

長寿命化改修工事につきましては、劣化度調査の結果を基本に、構造区分に応じてコンクリートの中性化対策や鉄筋・鉄骨の腐食対策の工事など、経年劣化により失われた建物の安全性の回復、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新のほか、耐久性に優れた材料等への取替え、維持管理や設備更新の容易性の確保、少人数指導など多様な学習内容・形態による活動が可能となる環境の提供、断熱、二重サッシ、日射遮断等の省エネルギー対策工事など、建物全体を長寿命化改良する全面的な改修工事であります。

また、災害時には避難所として活用できるよう、防災機能を備えた施設整備を進め、誰もが安心し

て施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れる等のバリアフリー化を目指すとともに、LED 照明など省エネ性能の高い機器類を導入するなど、環境に配慮した施設整備を進めるものであります。

教育委員会といたしましては、計画の推進に向け、施設の設置者として定期的に点検・調査を行い、学校管理者である学校長と連携して施設の状況把握に努め、効率的・効果的な施設の維持管理を総合的に進めてまいります。

ご質問の3点目「脱炭素化に向けた施設整備について」であります。

国では、2020年10月に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、国、地方公共団体、民間等が、密接な連携の下、取組を行うとしております。

このような背景から、町として、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、二酸化炭素の排出抑制、再生可能エネルギー導入目標の設定等に取り組むべく、現在、準備を行っているところであり、教育委員会といたしましては、今後、町の行政事務事業も含めた町全体の脱炭素化の方向性等について検討される中で、教育施設の整備等についても議論してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

私からはご質問の2点目の2つ目につきまして、答弁をさせていただきます。

「避難所としての防災機能強化については」であります。

「幕別町地域防災計画」では、町内35か所の指定避難所を定めており、このうち13か所は小中学校となっております。

学校施設の防災機能強化には、校舎等の耐震性強化や非常用電源の確保等のほか、避難者の健康を維持するための冷暖房設備の整備やトイレのバリアフリー化など、避難所としての安全性や居住環境を向上する対策が考えられます。

町では、これまで全ての小中学校において耐震化を進めたほか、トイレの洋式化や発電機の整備など、計画的に避難所の防災機能強化を図っているところでありますが、施設の改修を伴う場合はその長寿命化改修に併せて実施することとしております。

令和4年度につきましては、札内南小学校において、施設の長寿命化のための改修事業を実施することから、災害時における避難所としての機能強化も図っていく計画であります。

具体的には、誰もが利用しやすい施設となるよう、玄関スロープの設置やトイレの段差解消、校舎1階中央への多目的トイレの設置など、施設のバリアフリー化を図ることとしております。

今後とも避難所となる小中学校施設の改修等に併せて、計画的に防災機能の強化を図ってまいります。

以上で、岡本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の近年の選挙投票率低下と若者の選挙離れについてであります。長期化するコロナ禍、ロシアによるウクライナ侵略、そして物価高騰など、こうした国民が直面する不安の中、第26回参院選も明日6月22日公示、7月10日投開票が決定されましたが、これまでの選挙において、全体投票率は下降線をたどっているのが顕著になっております。直近の選挙、2021年秋に行われた衆議院選挙では、全体の投票率が55.9%と戦後3番目の低投票率でありました。しかしながら、幕別町といたしましては、投票率が67.08%と、前回は65.78%でありましたので、投票率は若干上昇をしたところであります。選挙権年齢も2016年より18歳以上に引き下げられましたが、そこで10代、20代の有権者数、投票者数と投票率をお聞きしたところであります。

2019年ですね、令和元年のときの参院選では10代が25.29%、全国の投票率は10代で32.28%であります。また、衆院選におきましても、2021年、令和3年の10月に行われました選挙においても、

10代では全国では43.21%、幕別町は43.21%でございます。この結果を、状況を踏まえまして、選挙管理委員会といたしまして、どのように認識をしているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） まず、これまでの結果を見て、今おっしゃっていただきましたとおり、幕別町におきましては、国の投票率よりも若干、全体で言うと約10%程度高い状況にあります。しかしながら、懸念されております若年層の10代については、やはり全体の投票率から見ると、やっぱり低い傾向にあるというところは、答弁の中でもありますとおり、投票率につきましてはその時々々の社会情勢あるいは政治的課題、有権者の意識など様々な要因で変動することは考えられますけれども、引き続き若年層の投票率の増を十分重きを置いて取り組んでまいりたいというふうに捉えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 若年層の投票率低下につきましては、今ご答弁いただきましたように、その時々々の社会情勢や政治的課題、そして有権者の意識など様々な要因が考えられますが、特に高校を卒業して管外の大学に進学する年齢でもあるわけでありまして19歳及び20歳の世代において、低い状況だと思えます。これは本町にも限らず、他町村の自治体でも同様な傾向にあり、憂慮すべき課題と認識しておりますが、住民票が幕別町以外にある学生向けに、不在者投票の制度をどのように周知しているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 周知の方法ですけれども、今、本町におきましては広報と、ただ、離れている方についてはホームページ、そういった周知が中心となっております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ホームページなどでお知らせしたり、広報でお知らせをしているということですが、もちろん若い人たち、なかなか広報なんかを見る機会が少ないのではないかと思いますので、この国政選挙も地方選挙におきましても、ある年は決まっているわけですよね。ですから、例えば今年の成人式のときには、もちろん答弁にもございましたが、成人式のときのパンフレットをお配りしているというお答えもいただきましたが、選挙がある年は分かっているので、そのときの成人式のときにでも、そのような住所が幕別町になくても、不在者投票ができるのだよということをお知らせするということが大事ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 本当に啓発周知が大事だと思っております。不在者投票、手法としてそうなのですけれども、今回の答弁の中でも若年層に対して、やはりSNS、そういったものが非常に効果があったのではないかなというふうに捉えておりますので、そういったものも含めて手法としては考えていきたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 効果があるものにはさらに続けていただきたいというふうに思います。また、では、2番目の質問もちょっと重なってはくるのですが、投票率向上に向けての具体的な取組というところもちょっとリンクしてしまうのですけれども、選挙活動として、啓発としまして、防災行政無線や広報車による投票の呼びかけなどを行われているわけです。そういうことも本当に、もちろん分かっているところではありますが、なかなか住民に届きが悪いのではないかなというふうに感じるところでありまして、新たな取組を何か思案していくことはできないのか、お伺いいたします。

幕別町では防災無線などでいろいろな情報が発信されて、大変好評ではあります。また、SNSも若い人たちが、今ほとんどの人が利用しているというような状況もありますので、地道な取組を続けていくことが大事ではないかなと思うのですが、その中で何かちょっとうちの町独自のお知らせを、住民が心を傾けるような取組ができないものか、お伺いします。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山端広和） 今、新たな取組は何かないだろうかということでございます。なかなかこの選挙、うちの町のみならず、国全体の投票率がやっぱり低いという状況あります。ここはやっぱり政治に対しての関心ですとか、興味ですとか、これ若年層もそうなのですけれども、非常にこの部分というのは、先ほど岡本議員がおっしゃったように、地道に努力していかなければいけない部分であると認識しております。

答弁にも書かれておりますように、直近の取組としましては、行政防災無線ですとか、SNS という形で今取り組んでおりますが、今現状として新たな取組、何かないのかという部分については、ちょっと今のところございません。ただ、今後いろいろな選挙管理委員会の多方面の取組も研究しながら、投票率の向上に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） どこの町でもやはり投票率が下がりがまして、苦勞しているところは本当に認識しているのですが、ぜひともそういう地道な活動を続けていただきたいなというふうに感じるところであります。

また、期日前投票ですが、これも当日の投票もちろんそうですが、期日前投票ができるようになってからは、投票率も一段と上がったということもありまして、我が町では3か所の期日前投票ができるようになって、3か所もあるということで、その地域の事情に合わせ、場所を設置したり、手続きも簡素化され、町民の皆さまからは好評で、投票しやすくなっているとお声を伺っております。

昨日、うちにもこの入場券が届きました。この期日前投票をするのにも、以前は宣誓書を書くところもすごく細かったのですが、これもすごく見やすく分かりやすく名前だけを書くことができるように、住所は書かなくてもきちっと役場のほうで投票に行った段階でできるということで、すごく住民の方にも簡素化されて便利になったという声を伺っております。

しかしながら、投票に行って、記載台に貼られている候補者の名前が小さくて見えず、何も書かず投票してきたという、白紙で投票してきたというお声もいただいております。確かに老眼鏡や何かを置かれていたりもするのですが、とても見えづらいということで、候補者の振り仮名をつけたり、また行数が増えたりということで、なかなか大変かなというふうには思うのですが、何か字体を変えたり色を変えたりというような、何か工夫はできないものか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 何か工夫はということでございますけれども、私ども記載台に掲示をする限られたスペースの中で、皆さまに少しでも分かっていたけるようにということで、努力はしているつもりなのですが、なかなかそれ以上の何か工夫というか、今のところ特別何か、今の段階でお話しできるようなことはないのですが、引き続き、限られた環境の中で少しでもご理解いただけるようにというか、分かっていたけるような形にできるように努めてまいりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 候補者のあの振り仮名を打ったり、また政党名が増えたりということで、なかなか行数が限られて、そのスペースが限られておりますので難しい点はあるかと思いますが、高齢者のためにも投票しやすい環境ということで、ぜひ何か工夫をしていただけたらなというふうに思います。

また、先ほどの答弁でも、投票率を上げるためにということで、コミバスで無料で乗車をするというようなことも、うちの町ではしているわけですが、直近ですね、2021年度の衆議院選挙で、選挙のために乗車したという分析はされているのか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） この期日前投票におけるコミバスの実績ということでよろしければお話ししますが、31年の北海道知事選で言いますと、16日間で42人、1日にすると2.6人と、それから令和元年7月の参議選で行きますと、16日間で82人、1日5.1人、昨年の10月の衆議院でいきますと、11日間で152人、1日当たり13.8人ということで、利用人数のほうは増加し

ている傾向にございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） これは、では選挙に行くために乗車したということですね、はい。ということは、すごく効果があるのだなというふうに数字に表れまして、感じるころであります。高齢者の投票を難しくする要因の一つには、やはり移動があると思います。免許を返納した後、一人暮らしをされている方がいかに投票に行かれるかということで、このようなコミバスを使ってということのうち町では、だんだんほかの町でもなってきたのですけれども、うちの町では我先にということではいただいているのですけれども、とにかくこういう面ではすごく努力していらっしゃるということが分かります。それが投票率にもつながっていくのではないかなというふうに思います。

しかしながらですね、今後さらに高齢化が進むわけでありまして。このコミバスに乗れる方はまだいいのですけれども、乗れない方がいて、でも、自分の権利で投票に行きたいのだけれども行かれないというような方も、これからは出てくるのではないかなというふうに思います。

そんな中で、移動投票所ということもこれからは必要ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山端広和） 今、移動投票所ということでお話あったかと思っておりますけれども、確かに全国的な先進事例では、移動投票所ということで、車を手配してということで運行している実態があるのは認識しております。ただ、うちの町で言いますと、確かにこれからの高齢化ということを考えますと、移動投票所といいますが、やはり立会人ですとか従事者も一緒に移動しなければいけないという人的な部分も、これやはり課題があるのかなというふうに思っております。

ただ、今後の高齢化に向けて、いろいろな部分で選挙管理委員会としても、全体的な見直しといたしますか、検討すべき事項は出てきているのかなというふうに認識しておりますので、今後いろいろ投票所あるいは投票の方法につきましては、先ほど申し上げました先進事例等も含めまして、内部で研究を進めたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今ご答弁ありましたように、立会人やまたそれに従事する人たちということを考えますと、いろいろなハードルがあるかとは思いますが、そこを何とかクリアをしながら、既にもう長野県ではもう行われていたり、また去年、石狩市では期日前投票の移動ということも申しているそうであります。したがって、今すぐにではないのですけれども、もうこの先を見据えて、そういうこともやはり検討していくべきではないかなというふうに感じます。

そして今、立会人の話になりましたが、立会人の件でも、若年層の投票率に向けてということで、質問の中にもありましたが、この投票に立ち会うということで、立会人に若い人たちに関わっていただくということで、若年層を対象に立会人を公募してみるということは、できないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） 立会人の公募ですけれども、議員おっしゃっていただいたように、これも一つ若年層の政治、選挙への関心を高める一つの活動と取組としては、有効かなと思っております。若年層に限らず立会人を募集している中で、なかなか集まるのが難しいという、そういったトータルでの難しさをちょっと感じているものですから、限定した形での募集というのはなおさら立会人そのものを、ほかの年代の方々がそれを見て、ちょっと控えるようなことがあったら、また立会人そのものが確保できないというようなこともありますので、限定した募集というのはちょっと難しいのかなと思っております。

うちの状況で言いますと、10代、20代、前々回の選挙では1人、前回の選挙では2人、昨年の選挙では3人というように、徐々にではありますけれども、そういった若年層の立会人の担い手も出てきておりますので、引き続き募集については、限定をした募集というのは今のところは考えておりま

せん。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、お答えいただきましたが、立会人ということで、やはり若い人たちに選挙に関わっていただくという面からも、すごく現場を経験ができるということもありますので、これは有効ではないかなというふうに感じるころであります。広報にもこの立会人を募集しますということで出ておりますが、何か今回の場合はなかなか選挙の日程が決まらず、本当に立会人を探すのに、職員の方の知り合いや、以前お願いした人にまたお願いして、何とかぎりぎりというようなことを伺っておりますが、この広報などにもあなたも立ち会いませんかというような、気軽にできるような感じの募集の仕方、少しでも若い人たちに関わっていただくということも重要ではないかなというふうに感じますので、そのように検討もしていただきたいと思います。

そして、5番目の主権者教育であります。主権者教育も、以前、私、平成28年にもお伺いしたところでありますが、お答えが28年と同じお答えをいただきまして、小学校の社会科でも教えているとか、中学校では社会科、公民で民主政治の仕組みや国民の政治参加などを学んでいるということでお答えいただいたのが、今回もまた同じようなお答えだったのですが、もちろんこの机上で学ぶということも大変重要ではあるかと思いますが、子どもたちが楽しくということと本当に語弊があるかと思うのですが、興味を持てるような学びの場を提供していくということが、今後考えられないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げましたけれども、児童会とか生徒会の活動の中で、そういった選挙の関係だとかも実施をしておりますけれども、例えば選挙管理委員会の出前講座を小中学校にもというようなこともあろうかと思っております。そういったことも含めて、外部からの関係ですとか、あとは外に出ていってということもあろうかと思っておりますので、そういったことも含めて研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 子どもたちは感受性が大変強いので、いろんなことで興味を示すと思うのですよね。ですから、この選挙近くなったら、選挙のポスターを描いていただくとかということも、また子どもたちには興味を引くのではないかなというふうに、またそのポスターが貼られているということにも、子どもたちは大変喜びを感じるのではないかなということもありますので、そういう選挙権をまだ持たないときから、そういうふうに触れていくということは大変重要なことではないかなというふうに感じますので、ぜひともそのような感じで進めていただきたいと思います。

では、2番目の小中学校の整備についてお伺いをさせていただきます。

学校整備は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び活動する場面であるとともに、非常火災時に地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保も極めて重要です。現在、小中学校を含め、老朽化が進む危険箇所点検について、非構造部材の耐震化対策がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 小中学校の耐震化のお話ですけれども、答弁にもあったかあれでしたけれども、ちょっと詳細、何年ということはあるですけれども、耐震化改修については全ての学校で終わっているというような状況でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 6月の19日に石川県で震度6、そして6月20日に北海道の留萌のほうで震度4という地震が起きております。近年の大きな地震では、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生しております。文科省では、学校設置者や学校の職員が、非構造部材の耐震対策の重要性とともに、その点検、手法に関する理解を深め、耐震対策を進めるきっかけとなるよう、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックを作成し、取組を支援しているそうですが、うちの町ではそのよう

なところは点検をされているのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 学校の非構造部材の安全点検ということでございますが、年度の詳細はちょっと忘れてしまいましたけれども、全校一応我々技術職と教育委員会のほうで点検させていただいております。その中で、文科省で決められているバスケットゴールですとか、照明器具ですとか、そういうものの補強については、補強工事実施済みでございます。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、非構造部材の点検はされているということで認識いたします。その箇所その箇所で、いろいろ1年に1回、また日常的に点検をされるというようなこともあるのですが、うちの町では大丈夫だということで認識いたします。

それでは、脱炭素に向けた施設整備について、最後にお伺いしたいと思います。

脱炭素の実現を目指す国際社会で共通認識の下、学校の建築物について環境に配慮した建物が求められております。建築物は一度建てると長期間使用されるもので、すぐに対策を講じないと影響は2050年を超えてしまうということになります。そこで、学校整備のZEB化、いわゆる高断熱、LED照明、太陽光発電、空調などの推進についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 今、岡本議員おっしゃたように、文部科学省のほうで、令和4年の3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」、こちらのほうの有識者会議の報告書を公表されております。その中で脱炭素社会の実現を目指した学校施設整備ということで、今お話にあるような学校施設について、屋根や外壁の高断熱化、あと省エネルギー化、あと太陽光発電、そういったものを進めていく必要があるというところであります。

長寿命化改修計画の中においても、もちろんその辺、その計画については記載しているところなのですが、もちろんこの個々に、それぞれの建物に応じたものの整備が必要かなというふうに思っているところでございます。

今回、実施する札内南小学校の改修工事におきましては、太陽光パネルの設置には至っておりません。ただし、太陽光パネル以外の部分で、LED照明などの省エネ性能の高い機器類の導入をするほか、外壁だったり、屋根ですね、こちらのほうの断熱化、そちらのほう、環境に配慮した施設整備を進めているものでございます。

なお、今後の部分なのですが、それぞれの学校施設の建物が耐震、新耐震基準以前の建物ということもあるので、そういった部分を見ながら幅広く議論し、可能であれば積極的に太陽光パネル設置等も進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、今お答えにありましたように、札内南小学校の長寿命化にあった改修工事につきましては、エコスクールとして文科省や農林水産省、国土交通省、環境省が連携を取っている、エコスクール・プラスに登録をしようとしているところでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 私の認識としては、今のような登録をする予定はないというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 登録をしまして認定を受けますと、もう整備の補助金なども支援されるということもありますので、こういうところも使いながら、子どもたちの安全を守るという観点から、また新しい環境ということも考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員、終えてください。

○7番（岡本眞利子） はい。以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:06 休憩

15:15 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18番（中橋友子） それでは、通告に従いまして、質問いたします。

物価高騰から、暮らしと地域経済を守る取組についてであります。

新型コロナ感染とウクライナ情勢、また「異次元の金融緩和政策」による異常な円安を背景に物価の高騰が続き、町民の暮らしと地域経済を直撃しています。

総務省の2022年4月の消費者物価指数によると、前年同月比で電気21.0%、ガソリン15.7%、また生鮮食料品12.2%などと軒並み上昇し、既に1万品目を突破する公算が大きいと伝えられています。

物価高騰は、生産資材の確保を困難にし、特に基幹産業である農業は、肥料、飼料の高騰で生産基盤の維持・存続にまで影響を与えかねないと危惧されています。運送や建設、設備業も例外ではありません。

また、家計に与える影響も大きく、特に低所得者ほど負担が大きくなる食品や光熱費の高騰が深刻です。

この間、労働者の賃金は引下げの傾向にあり、年金も平均受給額は、2022年3月で国民年金が月額5.6万円、厚生年金で14.6万円で、中でも女性は平均10.2万円と、民間の調査で明らかにされています。年金は6月支給分から、さらに0.4%引き下げられ、昨年に続き2年連続の削減で、暮らしの負担は増大する一方です。

幕別町では、2020年よりコロナの影響による対策として経済支援を実施してまいりましたが、回復を見ないうちに、今回の物価の高騰で追い打ちがかけられ、影響は町民全体に広がり深刻です。

幕別町として物価高騰の影響を掌握し、対策を急ぐ必要があると考えます。国の地方創生臨時交付金の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」総額1兆円の予算も活用し、長期的展望に立った偏りのない対策を早急の実施するよう、以下の点をお伺いいたします。

1、物価高騰の影響について、農林業、商工業、労働者への実態掌握と支援策を。

2、家計に与える影響調査と支援策を。特に生活困窮者は従来の枠組みにとらわれず、ひとり親家庭、失業者、学生、少額の年金受給者、生活保護世帯など対象を広げた支援を。

3、社会福祉施設、医療機関に対し、公共料金や食材の高騰に対応できる財政支援を。

4、事業者への支援強化。

①事業復活支援金や雇用調整助成金の継続を国に求め、上乘せなど町独自の支援を。

②デジタル化、インボイス制度導入による影響と小規模個人事業者などの支援を。また全国の中小企業団体や税理士団体が中止や延期を求めている制度であり、町としても国に中止を求めるべきであるが、お考えを伺います。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「物価高騰から、暮らしと地域経済を守る取組を」についてであります。

今年に入り1月にはパンや小麦粉、2月には電気、ガス料金、3、4月にはティッシュペーパーやコーヒーなど家計を直撃する値上げが相次ぎ、総務省が発表した生鮮食品を除く4月の消費者物価指

数は前年同月と比較して 2.1%の上昇、また日本銀行が発表した国内企業物価指数は、前年同月と比較して 4 月が 9.8%、5 月は速報値になりますが 9.1%の上昇と、近年にない物価上昇が続いている状況にあります。

経済の専門家によりますと、国内における現在の物価高騰の原因は大きく 3 つあると言われており、1 つ目が国際的なエネルギーや原材料価格の上昇、2 つ目がロシアのウクライナ侵攻による原油等の供給不足、3 つ目が急速な円安による輸入価格の高騰とされているように、いずれも国外の事情に起因しており、短期間で、しかも日本だけで解決策を打ち出すのは難しいと言われております。

現下の経済状況は、コロナ禍のどん底から回復に向かいつつある中で、外的要因に伴う物価高騰のあおりを受けた状態であり、この物価高騰が町内全ての産業、家計に大きな影響を及ぼそうとしている状況にあります。

したがいまして、ご質問の 1 点目「物価高騰の影響について、農林業、商工業、労働者への実態掌握と支援策を」から 4 点目の「事業者への支援強化」の 1 つ目「事業復活支援金や雇用調整助成金の継続を国に求め、上乘せなど町独自の支援を」までにつきましては、ただいま申し上げました背景、経過によって、現在の物価高騰に至っていることを前提として、それぞれの支援策等についてお答えさせていただきます。

なお、これまでの新型コロナウイルス関連の支援策を講じる際には、あらかじめ対象となる事業者等と面談し、置かれている状況や意向を把握した上で、支援策の組立てを行ってきたところでありますが、引き続き適時聞き取りを実施し、支援策を取りまとめてまいりたいと考えております。

ご質問の 1 点目「物価高騰の影響について、農林業、商工業、労働者への実態掌握と支援策を」についてであります。

去る 5 月 23 日に町内金融機関や商工会等関係団体と「幕別町経済対策に関する意見交換会」を開催し、事業者や労働者の状況について意見を交わしたところであり、その時点では当面町内企業の倒産や廃業はなく、総じて回復傾向にあるものの、コロナ融資の償還が来年 5 月から始まるため、物価高騰の状況が長引くと、融資の償還に影響が生じる企業も出てくるのではないかとのことでありました。

このことから、町といたしましては、物価高騰等の影響や経済状況等を十分に見極めた上で、必要となる対策について判断をしてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目「家計に与える影響調査と支援策を、特に生活困窮者は従来の枠組みにとらわれず、ひとり親家庭、失業者、学生、少額の年金受給者、生活保護世帯など対象を広げた支援を」についてであります。

影響調査につきましては、総務省が毎月消費者物価指数を公表しており、今回の物価高騰の要因が海外の事情によることから、全国の指数とほとんど差異がないものと考えておりますので、町が独自に調査を行うことは考えておりません。

また、支援につきましては、燃油高騰対策など国が責任を持って実施すべきものと考えておりますが、町が支援するとしたならば、最も大きな影響を受ける、いわゆる弱者支援に重点を置いた対策を講じるべきものと考えております。

ご質問の 3 点目「社会福祉施設、医療機関に対し、公共料金や食材の高騰に対応できる財政支援を」についてであります。

社会福祉施設や医療機関については、本来、運営に要する費用は、報酬等公的価格をもって賄うことを基本としておりますので、国において、安全な暮らしの実現、社会保障制度の安定性の確保等に向け、社会情勢等に合わせて公的価格の必要な見直しが行われるべきものと考えておりますことから、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目「事業者への支援強化」についてであります。

1 つ目の「事業復活支援金や雇用調整助成金の継続を国に求め、上乘せなど町独自の支援を」については、事業復活支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、中小法人等で最大 250 万円、個人事業者等で最大 50 万円を支給することで、事業の継続や回復を支援する給付金

であり、申請期限は先週の 17 日に終了したところであります。

国の事業者支援に対する考え方は、売上げが減少した事業者に一律に売上補填のための給付金を支給する支援から、事業再編や新分野への事業展開等によって経営改善を図る事業者への補助に重点を置くことに方針を転換することとしたところであります。

町といたしましては、引き続き商工会や金融機関と連携しながら町内事業者の実態把握に努め、取るべき対応について判断してまいりたいと考えております。

また、雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために労使間協定に基づき雇用調整する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものであり、現在は、本年 6 月までに実施した雇用調整が助成対象となっておりますが、国としては、7 月以降も継続する予定としているとのことでありますので、今後の動向について注視してまいりたいと考えております。

2 つ目の「デジタル化、インボイス制度導入による影響と小規模個人事業者への支援を、また全国の中小企業団体や税理士団体が中止や延期を求めている、町としても国に中止を求めるべき」についてであります。

インボイス制度とは、製品やサービスを売る側の事業者が買う側の事業者に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入される「適格請求書等保存方式」のことで、令和元年の消費税率の引上げに伴い軽減税率が導入され、消費税が 10% と 8% の複数税率となったことから、売手と買手の適正な課税を期するために、令和 5 年 10 月から導入が開始される予定であります。

これまで、事業者が納める消費税は二重課税を防ぐために、事業者の売上げにかかる消費税額から仕入れや経費にかかる消費税額を差し引く「仕入税額控除」を行った後に納税しておりましたが、来年 10 月以降は、インボイス発行事業者との取引に限ってのみ、仕入税額控除を行うこととなります。

インボイス制度導入による影響については、インボイス発行事業者の登録申請が必要となることに加え、事業者の日々の取引や経理の方法が変わることで、経理システム等の変更に係る費用や仕訳入力の負担増など事務的な負担が多くなるほか、年間の課税売上高が 1,000 万円以下の消費税の免税事業者との取引においては、消費税の仕入税額控除ができないことから、取引先を見直す可能性が出てまいります。

また、免税事業者が課税事業者と引き続き取引を行う場合においては、インボイスを発行する課税事業者にならなければならないことから、国では、インボイス制度への対応も見据え、事業者がデジタル化を進めるためのソフトやハードを導入するための IT 導入補助金などを設けているとともに、帯広税務署では、本年 5 月から毎月、帯広税務署でインボイス制度の説明会を開催しているほか、幕別町商工会でも今月 16 日と 17 日にインボイス制度講習会を開催し、43 人の参加があったとのことであります。

インボイス制度は、課税事業者や免税事業者に関わらず、受け取った消費税を納めることで事業者間の公平性を確保することと、令和元年 10 月から軽減税率が導入され税率が複数となったことから、適用税率や税率ごとに区分した消費税額を明らかにすることで、納税の正確性と透明性を図ることを目的としたものでありますことから、インボイス制度の導入に対して中止を求めることは考えておりません。

町といたしましては、事業者が混乱することなくスムーズにインボイス制度の導入が迎えられるよう、引き続き、商工会など関係機関と連携して、国等の補助事業やインボイス制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 再質問させていただきます。

まず、前段のこの急激な物価高騰の背景に 3 つの要因があって、町長述べられたように、コロナからの経済回復に伴う事業増であるとか、ロシアのウクライナ侵略による影響というのは、この間、コ

ロナは2年半前からですが、直近で起きた事態であります。

もう一つ述べられた異次元の金融規制緩和の影響については、実はこれは今回この僅かな期間だけで、影響はあるのですけれども、生じたということではなくて、既にこの政策は2012年の国の経済政策によって打ち出されてきて、この2012年から今日まで10年間あるわけですが、その影響というのはじわじわじわじわ来ていたわけですね。特にその以前から国の経済政策というのが、いわゆるバブル期というのがあって、景気のいいとき、これは1986年から91年の4年間ちょっとしかなかったのですけれども、それから以降の経済政策の中で陰りがどんどん出てきた。そして、さっき言った異次元の金融の規制緩和をやられて、結局、多く輸入して日常生活送る私たち日本人たちにとっては、当然円安であれば物価は上がっていくわけですから、その影響をずっしりと、じわっと受けながら来ている中にコロナがあり、そして今回のウクライナ侵略があったということで、対策はもともと必要とされている中に、さらに急激に来たということでもありますから、私も今回の質問は、その急激な状況を何とか乗り越えて、次の経済活動、一番は住民の皆さんの暮らしですけれども、それがしっかりと維持される方向につなげていくことに、行政も本当に頑張っていたいただきたいという思いから質問をいたしました。その辺の認識というのを町長も共通に述べられておりますので、そうだと思うのですが、もしありましたら、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 若干違うところがあって、日本は金融緩和であります。超低金利でありますけれども、アメリカは逆なのです。そのことによって、僅かこの3か月ぐらいの間に、20円ほど円安になっているところ、これは急激になったところ、これは急激になったところがやっぱり大きく影響している、それが拍車をかけている。そこがちょっと認識違うかなというふうに思っております。円安の原因ですね。円安の原因は、その金融政策の違いがかなり極端に開いたことによって、円が安くなってドル買いに走ったところがあるかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 言葉足らずでしたが、その点の認識も持っております。長い間あったのだということに加えて、今回のもう急激な135円だとか、あまり私たち経済にそんなに目を向かないでいた人たちも、びっくりするような状況であったかと思えます。ですから、これまでのコロナ対策に加えて、新しい対策をしっかりと打っていただきたいというふうに思えます。

そこで、まず1番目の質問に入らせていただきます。この1番目の中では、とりわけ事業所という形で、後ろのほうにも商工業など、また働く人の、労働者のことも出てきますので、ここでは農業者に関わっての実態と、要するところ今回のことは町長おっしゃるように、一国の出来事ではなくて、さっきの3番目はもちろん私も独自のことで、だから基本、国の政策で対策を急がないとならないと、これはもう大前提だと思います。その上で、必ずその対策が届くまでには時間がかかったり、あるいは細かいところに行き渡らなかつたりということが出てきますので、そういう点で町の政策を打っていただきたいと、こういうことでもあります。

農林業のほうなのですけれども、農業ですが、この間、物価高騰の影響について、農業者の方、畑作の方、酪農の方、お尋ねをいたしました。あと、農協の方、経済団体にもお話を伺いました。本当に厳しいということで、西幕のほうは比較的耕作面積は少ないのですけれども、平均25から30ヘクタールつくっている中で、肥料代だけで年間300万円から400万円かかるのだと。それが、今回ホクレンの6月1日に発表された価格だけでも78.5%、その前は9割もというようなマスコミ報道もありましたけれども、そういうことでもありますから、来年の耕作に影響が出てくると。そうすると、今年の作況によって、去年は小麦がよかったし、いい年ではあったのだけれども、今年がどんな年になるかによって本当に変わってくるし、先ほど生産基盤が揺らぎかねないと言いましたけれども、もう下手すれば続けられなくなるというぐらいの深刻だということをお伝えされました。

また、畑作、それはこちら全体では平均耕作面積はもう40ヘクタールになるわけですから、昨日の質問も中でもありましたけれども、大体年間3,300億円の生産を幕別町が上げていて、その経済効果

も、町長は1,000億円ぐらいと言っていましたけれども、もっと大きいのではないかと私は思います。というのは、よく十勝の経済の動向が出ていると、2021年ですか、3,700億円の粗生産額があって経済効果4兆円。つまり10倍なのです。そうすると、うちもそうだろうと。ここが痛手を受けると、本当に町の存亡の危機に係るぞというふうな危機感を持ちます。

酪農家の方は、飼料と肥料とダブルパンチだというふうにおっしゃられました。これまで年間3,500万円の飼料代をかけて営農されている方は、今の計算だと4,500万円から5,000万円になるということです。もちろん畑作もそうなのですけれども、酪農も肥料や飼料だけの影響ではなくて、もうほとんど輸入のもので、それこそビニールハウス一つとっても全部そうだという中で、同じ危機を伝えられました。加えて酪農家は、乳価が抑えられている上に、生産調整というのもやって、もうこの矛盾もいっぱい、たっぷり聞かされてきたのですけれども、現在、生乳の自給率は59%しかないのに何だというようなこともたくさん言われました。それで、ここは肥料については来年なのですけれども、飼料はもう来年ではないと。手前にかかってくるということもおっしゃっておられました。

ぜひ、そういうところに目配せをした町の対応を、町に何かしてと言ってもなかなか言いづらいのだけれども、町はいつもきちっと私たちのことをしっかり状況つかんで、心配もしてくれて、さらに必要なときには立ち上がってくださると、そういうのが必要だということも重ねて言われました。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全く町の役割はそうだと思って、これまでもやってきましたし、今後もそういうつもりで町政をあずかっていきたいというふうに思っています。

ただ、今回の物価高騰に関してはもう並大抵でない。ご紹介ありましたように、肥料も、6月1日から肥料年度で、ホクレンはまだ七十数%ですけれども、全農のほうは90%を超えた。それだけ上がっているわけで、今はほとんど今年の作付に関しては調達をしていますので、問題は春耕期を迎えるときに、本当にやっていけるのだろうかという不安にかられる農家がたくさん出てくるのかなと、そういう心配はしております。

しかし、では町が補填できるかとかという話ではなくて、私は今回の物価高騰というのは、日本の自給率が37%しかないわけですから、これはしっかり考え直す時期でなかろうかというふうに思っています。外に依存しているから、結局こういうことになるわけでありまして、先進国で50%を切っているようなところは日本しかないのです。ですから、せめて50%を目指すために、飼料も自給飼料率を上げる、肥料もなるべく肥料に頼らないで、堆肥だとか緑肥を使うようなある程度転換をしていく。全部は賄えませんが、そういったことを転換する、そして経費がかかる分は、国が所得保障をしていく、穴埋めをしていくと。そういった総合的な対策を打っていかないと、農業は守れないのかなと、そんな危機感を持っております。

実は、今月の初め畜産の品評会がありまして、いつも皆さんに出ていますけれども、今年は感染防止対策関係で、ごく限られた中で品評会を行われたわけなのでありますけれども、その際に、各農協の組合長とも意見交換をさせていただきました。まだちょっと先のことなものですから、危機感はそのときは高くなかったですが、いずれ見えてくるわけですから、そこはまずは町がというよりは、私はまず農業団体が国に対してどういう動きを取っていくのか、そこに自治体も一緒になって運動を要請していかなければならないなというふうに思っていますので、そこは各農協と連絡調整を図りながら、どういう対応を取っていくか。そして町がやれる、例えば寄附金などについては、実は今、財源ありません。昨日もお話したように、1億4,000万円ほど配分がありますけれども、大体使えるの4,000万円ぐらいしかありません。その中で、やはり生活に苦しんでおられる低所得者に、一番重きを置いて支援をしたいというふうに考えたときに、なかなか産業のほうには回っていくお金がない。

ただ、今日の昼NHKのニュースでもやっていましたけれども、5兆円ある予備費を活用して、臨時交付金の増額をするといった話も総理から出ていたということでもありますので、そこに大いに期待し

た中で新たに配分を受けた金額、額も含めて、町内見渡したときに重点的にどういった配分をしていくことがいいのかということを考えていきたいというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 今の地方創生のお金のことだと思いますので、後ろでお伺いしようと思っていたのですが、1億4,000万円のうちの4,000万円しか使えないということなのですね。私はもう少し使えるのかなというふうに思っていて、一応、頭の配分、総額は1億3,968万円だけが幕別町になっていて、これが正確なのだと思うのですけれども、今の追加のものがあれば、なおなのですが、これ、来月の29日が締切りになっていますよね、計画提出の。違いますか。そうですか。

要するに、いつそういうことをまとめて政策、今、状況も掌握しながら手を打つと。だけど、いつまでも待てることではないので、目安を持ってやられると思うのですが、この4,000万円、加えて次のことも含めて、いつまでそういう政策を出して手だてを取ろうとされているのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに初めのときには、そういう早い時期での計画締切りがありましたけれども、現時点では、年明け1月というふうになっていますので、そこで私もゆっくりしているわけではなくて、物価上昇、今はもう途上なので、これからどんどんまだ上がっていく可能性がある中で、そこは見極めながら、なるべく有効なお金の使い方をしたいということで、今まだ様子見をしている状況になっています。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） とても来年まではもたないですね。いろんな政策はもう既にいろんな自治体で、多くはないですけれども、今までのコロナ対策に、次、今、第3弾になるのですか、今度。そういうのを打ち出しているものですから、町に対する期待も当然、業者の方もそうですし、生活をしている人たちもそうだと思うのですよね。

ですから、来年ではないとは言っていますけれども、私は、これ8月に臨時議会があるから、そのときに出てくるのかなと期待はしていたのですけれども、今のようなお話ですと、もっと遅れそうですね。なるべくというのも弱いですね。早急にまとめていただいて、対策を取っていただきたい。目安ももう一回聞きます。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 結局、今状況が変わっているわけでありまして、今まではコロナ対策、コロナの影響によって収入が落ち込んだ、その落ち込んだ差額について幾らかでも補填をしていくと、そういうような形でやってきましたけれども、今は物価が高騰していますから、収入落ちないのですよね。落ちないのですよ、比較しても、コロナ前との比較ですから。落ちないので、ではどういう視点で給付金を出すなり対策を講じるかというのは、非常に難しくなっているのですよ。単純ではないです。

そういうこともあって、しかもその物価高がまだ進行中ですから、そこは慎重に見極めないと、今やってしまうと、失敗したなということになりかねないことを私は非常に心配しているわけでありまして、いろんな方面で影響が出てくる可能性がありますので、そこを全方位で見た中で、見極めた中で対策を講じるべきだと。

ですから、締切りはあくまでも1月と申し上げましたけれども、1月であればいいという意味ではありませんので、そこは当然この対策というのは、タイミングというのは必要、大事です。だから、しかるべきタイミングでということを中心念頭に置きながら、私は対策を講じたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 確かに物価が上がれば売上げは上がりますが、コストはがんと上がっているわけですから、実際のその可処分所得というか、利益というふうに考えたら、相当な落ち込みだと思うのですよね。そういったのが一つの目安になるのではないかというふうに思います。

もう一つ、運送屋さん、昨日も流通部門の質問ありましたけれども、本当に深刻で、燃料をたいて

初めて仕事が成り立つわけですから、ここも大体売上げの1割は燃料に消えると。もちろんほかのコストもいっぱいある、人件費もありますけれども、その1割の燃料費が3割上がったら、もう例えば3,000万円の燃料費が4,000万円になっていくというようなことで、それで、今、業者の皆さんは、町長言われるように、価格転嫁して上げてほしいということで歩かれていますよね。それが承諾してもらえる事業所と、相手も厳しいわけですから、そのとおりだということにはなかなかならないというその攻防戦。でも、長い取引してきているから、そこはもうお互いに譲り合いも含めて、何とか乗り越えていくと。来年、次の規制緩和の労働者の年齢制限だとか時間制限も出てくるとか、いろんなその中で、この燃料高を何とかしないことには、次もまた暗いというようなお話も伺いました。

私も、急ぎ過ぎて適切ではない政策を打つなんていうことは決して望んでおりませんので、そこは適時に、そういった差し迫った状況を受け止めていただいて、手だてを取っていただきたい。これはもうお答えいいですから、申し上げておきたいと思います。

それで次に、家計に与える影響のところ、まず家計といいますと、賃金だとか、労働者の置かれている実態がどうなのかということも押さえてまいりました。それで、やっぱり一番、今、高齢者の割合が高くなっているということもありますので、年金に対する関心がすごく今高いのですよね。6月15日にお知らせがあったその年金、減額になってきているのですよ、皆さん。国民年金で年額いろいろです、3,000円から5,000円とか、厚生年金も2万円近い減額になってきています。その中の物価高ですから、これまた大丈夫だろうかということでもあります。

もともと年金の調べてみましたら、10万円未満の年金受給者というのは男性で124万人、女性で267万人と、女性は50%超えているのですよね、10万円未満ですよ。これは厚生年金保険・国民年金事業統計年報だかというのが出ていまして、その数字からなのですけども、2018年の数字です、これは。ですから、そこにさらに減額になって、物価高騰が来ているということでもあります。町長が言われる、いわゆる弱い立場の中のまず第一がここではないかと。もう一つ、女性のやっぱり貧困率、ここが高いのですよね。それで、一人暮らしの女性の貧困率、20歳から64歳までで4分の1、24%、それから高齢期、65歳以上は、先ほど言いましたように50%近い、ここの数字では46%になっていますけれども。

こういう状況ですから、ここも恐らく物価高というのは、じわじわじわじわ積み上がっていくという、今このぐらいだけでも、先行けばもっと上げ幅が高くなるということですから、ここに対する応援をどんなふう考えていらっしゃるか。今まで非課税世帯に対する10万円の給付であるとか、あるいは子育て世帯に対する給付というのはありました。しかし、例えば子育て世帯だったら、もう18歳の子どもさん、過ぎてしまってもう対象外なのですよね。18歳から専門学校や大学にやっている保護者の皆さんの苦労は、これまた大変で、これはこれで対策を取らなければいけないと思うのですけれども、残念ながらうちの町も独自政策で、学生の皆さんに対する支援は一つもなかったのですよね。こういうことを思えば、先ほど偏りがなく、全体に大変な人に支援をしていただきたいということを出したのですけれども、その辺どうお考えですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私の気持ちとしては、中橋議員おっしゃるように、列挙していただきましたのも方も大切でありますので、できることならそういう人方に支援をしたいという気持ちは持っていますが、無限にお金があるわけではありませんので、そういう中でどういった支援ができるか。いわゆるばらまきのやることは、よしとはしないと思っています。

ですから、本当に一番困っているところ、低所得者であって、私は子育て真っ最中のところになるのかなというふうに思っています。もちろん年金ももらっている方も、年金は若干というか、減りつつ、物価高の影響を受ける、実質的な可処分所得が減ってくる、それは分かります。でも、私は、将来を担う子育て世帯に一番重きを置くべきなのかなというふうに思っています。

ただ、今後どういう影響がそれぞれの世帯に出てくるかということは、もっと把握していかなければなりませんので、全部にできれば一番いいですけども、全部にはというのはなかなか無理なのか

なというふうに思っています。これも、地方創生の臨時交付金がどれだけ来るのかということにもよってきますので、それを見ながらどういう配分をしていくのがいいのかということは、考えなければならぬというふうに思っております。

ただ、対象とすべき視野には、今おっしゃられたような方々は入っておりますけれども、ただこの方全部に支援をするというのは、なかなか難しいのかなというふうに思っていますので、そこは優先順位はきっちりと決めて対応したいと思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） そこが、私、申し上げた従来の枠にとらわれずということなのですよ。ただ、町長が言われる一番子育て支援が大変だと、これはもう十分私もそれは同じです。いろんな方たちが、今、生活支援のNPOだとかというのもつられて、子ども食堂なんかもそうですけれども、いろんな活動されている中で、直近のデータの中では、NPO法人で、これ東京が中心になるのですけれども、キッズドアといういろんな調査かけているところがありまして、そこで調べてみたのですけれども、やっぱり子育て世代の人たち、この物価高、大変苦しくなった47.6、苦しなくなった36.5、少し苦しなくなった14.6、合わせたら99になるのですよね。

だから、町長言われるように、もう食べ盛り的小朋友さん、小学校、中学校に送り出しながら支えているわけですから、当然そうだと思うのです。だから、そこは今も視点を当てて、今までも視点を当てていただいたわけですから、そこからもうちょっと枠を、その枠だけにはめないで広げていただきたい。そういう考えがないわけではないとおっしゃっていただいたので、ぜひそこに期待をして、支援策を、遅くならず、しかし適切な時期にということをおっしゃっておきたいと思っております。

続きまして、事業者の支援のほうに移りたいと思っております。事業者の支援は、なかなかコロナの延長が大きい、求めることは大きいかなとは思っておりますけれども、答弁でお答えいただきましたように、例えば事業復活支援金などはもう締切り終わりました。それから、雇用調整金はちょっと延びたのですけれども、7月も受け付けるということでもありますけれども、まずその事業復活支援金や雇用調整金の幕別町の方のこれまでの利用実態、教えていただけますか。

○議長（寺林俊幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 事業復活支援金とか雇用調整助成金、いずれも町が受付窓口でないもので、私のほうからも一応事務局のほうに電話をして確認はしたのですけれども、ちょっと内容については教えていただけませんでした。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 道の事業であったり、あるいは国の事業であったりするのです、今の課長のお答えは、そういうことも理解できるということです。

条件があって、これはコロナ対策でしたから、このコロナ対策は全てコロナによって収入が減ったとか、事業の営業時間を抑えたとか、それから実際にお店しなかったとかというのが全部条件になっていった。しかも、これは国の緊急事態宣言であるとか、あるいはまん延防止であるとか、そういう期間に限定された政策で、申請の権利があるということだったので、今ちょっとコロナ収まりましたけれども、1月がそう多くなくて、でもまん延防止あったのですよね。2月ぐうんと増え、3月も増えていった。まん延防止は撤回されてしまったのですよ。そうすると、こういったことの対応も、支援金も対象にならなくなってくるということが生まれてくるのではないのでしょうか。来たというふうに聞いております。

それで、私は、要するにコロナ前と同じように事業者たちの事業活動、つまりお客さんが増えてきていけば、これはまん延防止がかかろうと、なくても、それは経済活動としては復活、復興していくのだろうと思うのですけれども、そうあってほしいと思うのですけれども、今の段階で、まだそういう後遺症というのはなかなか拭えない。町長は、商工会の方とお話ししたら、上向きですよというふうに言われて、ここは私の認識とちょっと違うなど、もちろんそういう業者もいなければいけな

いし、いて当然だとは思うのですけれども、全体を見たときに、幕別町で1,000近い事業所を見たときにどうなのだろうというふうに思えば、そういった影響は拭えていないと思うのですよね。そこも視野に入れた支援策を講じていただきたい。

それで、例えば復活事業の支援金などは、これは先ほど言ったように国、それから道の支援金のAとかBとかというのも、これは北海道というふうになって、町はそれの横出しであったり、上乘せであったりということになると思うのですけれども、十分そういうのも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事業復活支援金に対する認識がちょっと異なっておりますので、ちょっと制度についてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、事業復活支援金については、去年の11月から今年の3月までの間の各月の売上げが、コロナ前と比較して30%以上落ち込んでいる事業者に対して支援をするという性格のものでありますので、3月までですからまん延防止の期間入っているわけですね。その期間を含めてコロナ前の各月というか、一番落ちた月が30%以上あれば、対象になるということでありまして、私はこれ一つ役割を果たしたと思っております。そこから先は物価上昇ですから、落ちたとなかなか言えないのですね。売上げ上がるわけですから。

ですから、その先の、今3月までと言っていますから、4月以降どういう尺度で進むのか、基準にするのかは非常に難しいと思うのですよ。コロナ前と比較して物価が上がれば、企業物価指数は9%も上がっているわけですから、そうするとその収入源の尺度は使えないわけですよ。ですから、私は物価高騰対策として、違う対策を講じるべきだ。例えば、それは燃油高騰対策も今やっていますけれども、1兆円以上かけて、1兆1,000億円、9月までに35円プラス、35円超える分は2分の1補填します。今、41円ぐらい補填されていると思っておりますけれども、こういった補填をするとか、先ほどの肥料対策であれば、それは上がった分をどれだけ補填するかという、そういうちょっと考え方を改めて、うやむやに減になったということではなくて、物価高騰によって費用が増加しているから、その分を補填するという考え方にシフトしていかなければ駄目なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 失礼いたしました。事業復活支援金は、21年の11月から22年の3月と、町長言われるとおりであります。いずれにしても、コロナの影響が拭えないままの物価高騰でありますから、今のような視点で、ぜひ手だてを取っていただきたいということを申し上げます。

次に、私、ここはちょっと町長の認識と違ったなと思うことがあります。それは10月から登録が始まります、来年の10月からスタートするインボイス方式のことです。町長は、要するに軽減税率が導入され税率が複数になったことから、適用税率が税率ごとに区分した消費税額を明らかにすることで、納税の正確性と透明性を図ることができるから、それは撤回ということにはならないよということですね。それで、制度ですから、こういうふうについて入ってくるのです。

ただ、私はやっぱり消費税の経過というのも見ないと駄目だと思うのですよね。平成元年、もう30年過ぎたのですけれども、消費税入るときに、免税店、当時は3,000万円だったのですよ。それはどうしてかという、あえて言うこともないのですが、本当に少額の利益を得て商売している人たちに、こんなことで負担をかけて事業の足かせにははいけないということで、3,000万円の免税業者が生まれたのです、つくったのですよ。ところが、平成16年のときに、それ1,000万円に下げられてしまうのです。それでも1,000万円あったのですよ。ところが、今度はこれも不可能になるのです。1,000万円なくしますよと言っていないよ。だけど、適格、その請求書なり領収書なりというふうになれば、税務署に行ってナンバーもらわなければいけないわけですから、そういう手順を踏んでいくと、結局のところ課税業者と取引をしようと思う免税業者は、課税業者になっていかなかったら取引成り立たなくなるのですよ。逆に言えば、あなたが免税業者であれば、うちは取引しませんと、排除される危険性、それはありましたけれども、なるのですよ。

結局のところ、税率は変えないけれども、1,000万円の免税業者という、そういう人たちから税金

をいただく、課税業者に変えていくというのが、私はこの仕組みに潜んでいるというふうに思います。総額で2,480億円だかといいますから、消費税1%で2兆5,000億円ですから、1割ですよ、これで。どう思いますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そういった見方も確かにあると、私もそれは十分に認識しています。ただ、今までは免税業者は消費税を納めていなかった。本来は納めるべき消費税がポケットの中に入っていたと、収入としていた、益になっていたということなのですね。確かに経過はありますよ。当初は3,000万円が免税事業者、それは手続等の問題があって、便宜上そういう形を取ったのでしょけれども、ただ、今のその改正の趣旨の芯のところは、私も計り知れませんが、やっぱり課税の正確性ですね。言ってみれば、消費者からいただいた税金、それは本来は国庫に納めるべきだという、私は原点に返ったというふうに思っていますし、これは課税業者のお話を聞きますと、やはりそれは当然だと。預かった消費税を懐に入れるというのはやっぱりおかしい、不公平だと、こういう話も実は私は聞いていますので、もっとも事業者にとってみれば公平性が確保された。

ただ、やっぱりいろいろ手続が大変ですから、そのことについては本当に気の毒だなと思いますけれども、補助事業もありますから、補助事業を活用して、ソフト、ハードの整備をしていただければというふうに思いますし、来年10月にスムーズにインボイスが導入されるように、町としてもできる支援についてはやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） ちょっともう少し角度を変えて。

日本商工会議所の令和3年度税制改正に関する意見書の中に、こういう文言があるのですよ。経理事務上変更が必要になるなど、インボイスのことで、生産性向上に逆行。免税事業者、ここでは約500万人と書いてあります、一説では1,000万人を超えています、に対する取引排除や不当な値下げ圧力等生じる懸念から、廃止を含め慎重に検討すべきと主張してまいりましたと。多くの中小業者は、コロナ対応に迫られ、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでいるところであり、インボイス制度の準備に取りかけられる状況にない。そこに今、物価高来ているからもっとないと思う。

もう一つ言います。中小企業家同友会、ここも2020年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言（案）というのを6月に出しているのですけれども、ここでは撤回してほしいと言っています。インボイスは、事業者免税点制度の実質的な廃止と同じ結果をもたらす。中小・小規模事業者にとって死活問題であり、対応すらできない事業者が市場から排除され、休業業者が増加する懸念とともに、企業経営や国民生活に大きな混乱をもたらす。これだけではありません。税理士会、紹介しましたが、全国中小企業団体中央会であるとか、公益法人の法人会の団体ですとか、それから、まああります。

私は、やっぱりこういうところに、自分としてはですよ、真意が表れている。つまり、確かに町長言われるように、その免税業者も、物を買うときには消費税を払っていますよね、仕入れします。でも、売り上げるときに消費税いただいているところはいただいている、そういう点では町長の言うとおりでと思います。預かった税金、どうして差し引いて出さないのだということだと思えるのですけれども、消費税の付加価値税そのものにすごく異論がある中で導入する、特に中小経営者を圧迫するという、そういう背景があって、それを解消するためにやってきたというのが事実ですから、これね。だから、やっぱりそういう経過というのは無視してはいけないのだと思うのですよね。

今、その人たちにしたら実質的な消費税の値上げですよ。今この物価高で、物価高の原因の一つには、景気が落ちた日本の原因の一つには、もう2年過ぎましたけれども、消費税8%から10%になったという、これも大きいわけですよ。その後世界がみんなコロナに、経済的な落ち込みが出て、それで今、世界で89か国が付加価値税の減税まで行っているという中なのです。インボイスというのはその消費税の仕組みの中の一つですから、やっぱりそういう視点で見て、これは大事だというようなことでいいのか、伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私は幕別町長として、3年前から法人会の幕別地区会だったり青色申告会の方々とも、総会などを通じてお話をさせていただいています。実は、その3年前から青色申告会も法人会も、もうこれは導入されるということを念頭に置いて、税務署の担当官を呼んで勉強してきたのですね。私はそういう会合の中で、これは反対だという声も実は聞いたことはありません。ですから、全国的な団体は多分そういう言い方をするのだろうなというふうに、私、今聞いていましたけれども。ですから、これはやっぱり納税することが義務だという考え方を持っているのかなと、幕別町民はですね。ですから、私は当然持っていると思いますよ。ですから、それは納めるべき税金を納める制度改正なので、それは致し方ないと、私はそういう認識を持っているのだろうなというふうに思っております。

これは税制のことを言うと、消費税を、では下げてもいいですけども、本来は、これはちょっと私の個人的な考え方になるかもしれませんが、法人税ですね、よく言われるのは。これ何で累進にしないか。あるいは消費税も税率下げると言っていますけれども、下げたらどうなるのか。所得が大きい人はもうかるのですよ。そういうことなのですね。利益は所得の大きい人に行くわけですよ。だったら、累進にしないとやっぱり公平にならないと思うのですよ。それはやっぱり法人税をもっと累進にするとか、所得税を累進にするとか、そういうことを踏まえた税制の中で、消費税というやり方も考えなければならないのかなというふうに思っておりますので。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 消費税の議論になってしまいましたけれども、私は一番の不公平な税制というようなことでね。というのは、本来税制、町長言われるように、所得に応じた累進ですよ。多い人は多く、少ない人は少なくと。それできちっとかけられて、みんな納税の義務を負うと、それは本当ですよ。だけど、消費税というのはそうではないではないですか。低い人のほうが、同じ1割使ったら、低い人のほうが負担が大きいのに決まっています。

というわけで、ぜひ町民の……、終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、16時25分まで休憩いたします。

16：15 休憩

16：25 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第3、議案第56号から日程第7、議案第60号までの5議件につきましては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第56号から日程第7、議案第60号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議案第56号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別

町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。

伊藤副町長。

- 副町長（伊藤博明） 議案第 56 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 7 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

令和 2 年 5 月 15 日に開催されました第 1 回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間の延長に合わせて、これまで 7 度にわたり改正を行い、現行の附則第 2 項は、「この条例は、令和 4 年 6 月 30 日限り、その効力を失う。」と規定しております。

本年 5 月 16 日付で、厚生労働省から「令和 4 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする」と通知が出されましたことから、本町においても失効日を「令和 4 年 9 月 30 日」に改めようとするものであります。

議案書の 7 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 57 号、土地改良事業計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

- 副町長（伊藤博明） 議案第 57 号、土地改良事業計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 7 ページをはじめにご覧ください。

議案書 7 ページは、基幹水利施設管理事業、幕別地区、位置図であります。

昭和 58 年度から平成 17 年度までに施工された国営かんがい排水事業幕別地区は、位置図に記載のとおり、字相川、字猿別、字千住及び字豊岡の一部を受益区域としております。

現在は、幕別町が、図面中ほど左側の幕別ダムをはじめ、ダムから各区域までの用水路と分水栓などの維持管理を行っております。

1 ページまでお戻りください。

令和 4 年 3 月、国の「基幹水利施設管理事業実施要綱」等が改正され、国庫補助の採択要件が緩和されましたことから、本町が維持管理をしている幕別ダムについて、同補助事業を活用して維持管理

を実施するために、その前提となる「土地改良事業の計画の概要」を定めるに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

幕別ダムは、建設時から施設規模が本事業の採択基準を満たしておらず、これまで国からの管理受託施設であるにも関わらず、その維持管理に係る費用を全額町が負担してまいりました。

令和4年度から、国においては「防災・減災」に向けた取組として、「流域治水対策を実施する施設」を補助対象に加える採択要件の拡充が図られたところであります。

一級河川十勝川水系において、糠平ダムや幕別ダム等の有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるように、令和2年5月、国土交通省をはじめ、北海道、幕別町、芽室町などの関係機関7者で「十勝川水系治水協定」を締結したことから、新たな補助要件に該当となり、本事業による維持管理事業を実施しようとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

土地改良事業計画概要書であります。

「1、事業の目的」に始まり、「2、地域の所在・地積及び現況」では、当該地域の概況を記載しております。

3ページ上段の「オ、地域の地積及び農家戸数」をご覧ください。

本地区の受益戸数は53戸、受益面積は1,153ヘクタールであります。

中段からは、「3、維持管理の要領」を記載しております。

「(2)維持管理すべき施設」は、幕別ダム1か所。

4ページをご覧ください。

「(3)維持管理の方法」は、貯水及び放流の方法、取水の方法、5ページになりますが、干ばつ時における措置、洪水時における措置を記載しております。

中段の「4、費用の概算」に記載のとおり、維持管理費用は、年間1,512万4千円であります。

これは、本年度の費用概算額であります。

その他「5、環境との調和への配慮」「6、効用」「7、他の事業との関係」を記載しております。

本計画の策定により、国の補助対象施設である幕別ダムの管理費用負担割合は、国3分の1、北海道30%、幕別町が30分の11、30分比率で申し上げますと、国が30分の10、道が30分の9、町が30分の11、約36.7%が町の負担となるものであります。

補助対象施設以外の幹線水路や幹線排水路などの施設の維持管理費は、従前のとおり町の負担であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第58号、幕別町辺地総合整備計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

駒島、中里、新和、明倫の4辺地に係る総合整備計画が、令和3年度をもって5年間の計画期間が

終了したため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を経て、4辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新たに策定しようとするものであります。

2ページをご覧ください。

はじめに、駒島辺地に係る整備計画であります。

右上段に、計画策定年度である本年4月1日現在の人口を記載しております。

駒島辺地の区域内人口は、195人であります。

同法施行令で定めている、中心地域を含む5平方キロメートル以内の区域の人口が50人以上としております辺地の要件を満たしているものであります。

「1、辺地の概況」では、辺地を構成する区域、地域の中心の位置、辺地度点数を記載しております。

辺地の中心の位置から、駅や停留所、小学校、中学校、郵便局などへの距離を基に算定された辺地度点数は、認定基準である100点を上回る291点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

1つ目は、通学施設として、遠距離通学児童生徒の登下校の安全確保のため、スクールバスの更新を必要とするものであります。

2つ目は、飲用水供給施設として、農業経営や生活水の安定的な確保のため、浄水場や配水池、送水管路、配水管路の整備事業と、浄化センターで遠方監視を行っている簡易水道の中央監視システムの更新事業を必要とするものであります。

3つ目は、経営近代化施設として、排水不良や生産性低下を改善するため、草地の基盤整備事業を必要とするものであります。

また、国営土地改良事業の町負担分のうち、地方財政措置対象分の繰上償還を実施することが必要であり、計画に登載するものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間と定め、表には、事業ごとの事業費と財源内訳を記載しております。

3ページの最終行に記載のとおり、事業費の合計は9億9,190万円で、右端の「一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額」として1億7,280万円を計上しております。

4ページをご覧ください。

次に、中里辺地に係る総合整備計画書であります。

右上段に記載のとおり、中里辺地の区域の人口は78人で、中心地点を含む5平方キロメートル以内の区域の人口は50人以上であります。

「1、辺地の概況」では、構成する区域、地域の中心の位置、辺地度点数を記載しており、中里辺地の辺地度点数は245点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

1つ目は、飲用水供給施設として、農業経営や生活水の安定的な確保のため、配水管路の整備事業を必要とするものです。

2つ目は、経営近代化施設として、排水不良や生産性低下を改善するため、草地の基盤整備事業を必要とするものであります。

また、国営土地改良事業の町負担分のうち、地方財政措置対象分の繰上償還を実施することが必要であり、計画に登載するものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間であります。

最終行に記載のとおり、事業費の合計は6,527万4千円、「一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額」として1,410万円を計上しております。

5ページをご覧ください。

次に、新和辺地に係る総合整備計画書であります。

右上段に記載のとおり、新和辺地の区域の人口は90人で、中心地点を含む5平方キロメートル以内の区域の人口は50人以上であります。

「1、辺地の概況」では、構成する区域、地域の中心の位置、辺地度点数を記載しており、新和辺地の辺地度点数は228点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

1つ目は、交通道路として、老朽化した橋梁の整備事業を必要とするものです。

2つ目は、飲用水供給施設として、農業経営や生活水の安定的な確保のため、老朽化した機器の更新事業と、浄化センターで遠方監視を行っている簡易水道の中央監視システムの更新事業を必要とするものであります。

3つ目は、経営近代化施設として、排水不良や生産性低下を改善するため、草地の基盤整備事業を実施することが必要であり、計画に登載するものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は、令和4年度から8年度までであります。

最終行に記載のとおり、事業費の合計は5,071万9千円、「一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額」として1,560万円を計上しております。

6ページをご覧ください。

最後に、明倫辺地に係る総合整備計画書であります。

右上段に記載のとおり、明倫辺地の区域の人口は141人、中心地点を含む5平方キロメートル以内の区域の人口は50人以上であります。

「1、辺地の概況」では、構成する区域、地域の中心の位置、辺地度点数を記載しており、明倫辺地の辺地度点数は219点であります。

「2、公共的施設の整備を必要とする事情」であります。

経営近代化施設として、排水不良や生産性低下を改善するため、草地の基盤整備事業を実施することが必要であり、計画に登載するものであります。

「3、公共的施設の整備計画」であります。

計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間であります。

最終行に記載のとおり、事業費の合計は1,265万4千円、「一般財源のうち、辺地対策事業債の発行予定額」として70万円を計上しております。

以上が4辺地に係る総合整備計画書であります。

いずれも、この計画書登載により、辺地対策事業債の借入対象となり、後年次に償還する元利償還金の8割相当額が、償還年度の普通交付税基準財政需要額として措置されるものであります。

法に定められております「都道府県知事との協議」は、5月20日付けをもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第59号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 59 号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、議会の議決を経て、美川、古舞、南勢及び糠内の 4 辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

議案書の 2 ページをご覧ください。

別紙、「幕別町辺地総合整備計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、右側に「変更後」を記載しております。

はじめに美川辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の上から 3 つ目、下線表示をしております「飲用水供給施設（中央監視システム統合事業）」、4 つ目「経営近代化施設（幕別地区公社営草地整備事業）」、5 つ目「経営近代化施設（札内川地区国営土地改良事業）」の 3 事業を追加するものであります。

中央監視システム統合事業は、現在、明野の幕別町浄化センターにおいて大豊・新和・糠内の系統、明倫・駒島の系統、忠類の系統の 3 系統で遠方監視を行っているシステムを統合し更新するものであります。

幕別地区公社営草地整備事業は、排水不良や生産性向上のため、草地の基盤整備事業を実施するものであります。

札内川地区国営土地改良事業は、町負担分のうち地方財政措置対象分の繰上償還を実施することが必要であり、計画に搭載するものであります。

3 ページをご覧ください。

古舞辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「交通道路」について、令和 4 年度までの計画期間内での事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を改めるものであります。

4 ページをご覧ください。

南勢辺地であります。

右側の「変更後」の欄、「施設名」の 4 つ目、「経営近代化施設（幕別地区公社営草地整備事業）」を追加するものであります。

美川辺地と同様に、排水不良や生産性向上のため、草地の基盤整備事業を実施するものであります。

5 ページをご覧ください。

糠内辺地であります。

右側の「変更後」の欄、施設名の 4 つ目、「消防施設（水槽付消防ポンプ自動車整備事業）」について、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を改めるとともに、美川辺地と同様の理由で、5 つ目の「飲用水施設（中央監視システム統合事業）」、6 つ目の「経営近代化施設（幕別地区公社営草地整備事業）」、7 つ目の「経営近代化施設（札内川地区国営土地改良事業）」の 3 事業を追加するものであります。

以上が変更内容であります。

法に定められております「都道府県知事との協議」は、5 月 20 日付けをもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第60号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第60号、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

昭和45年以来、継続的に実施されてまいりました過疎対策を計画的に推進するため、昨年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、同法の規定に基づき、令和3年第3回町議会定例会において議決をいただき、令和3年度から7年度までを期間とする「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定したところであります。

現行の計画に搭載していない事業を追加する必要がありますことから、同法第3条第1項の規定により、過疎地域とみなして適用される第8条第1項及び第10項の規定に基づき、議会の議決を経て、幕別町過疎地域持続的発展市町村計画を変更しようとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

別紙「幕別町過疎地域持続的発展市町村計画（変更）」は、新旧対照表の形式にて、表の左側から変更箇所、変更前、変更後を記載しております。

変更箇所は「生活環境の整備」であります。

表右側の変更後の欄をご覧ください。

事業名「（1）水道施設」に、事業内容「簡易水道中央監視システム統合事業」を、「（5）消防施設」に「高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新事業」を追加するものであります。

国の通知に基づき、今回の計画の変更内容は、「市町村計画全体に及ぼす影響が大きい」ものには該当しないことから、都道府県との協議は省略できるとされており、このたびに関しましては、事前協議は行ってはおりません。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月22日から23日までの2日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6月22日から23日までの2日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月24日午前10時からであります。

16：51 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和4年第2回幕別町議会定例会
(令和4年6月24日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 6 若山和幸
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第4号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第3 発議第5号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書
- 日程第4 議案第61号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第5 議案第62号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第6 議案第63号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第7 議案第70号 令和4年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 陳情第1号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書（総務文教常任委員会報告）
- 日程第9 陳情第2号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書（総務文教常任委員会）
- 日程第10 陳情第3号 「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情（民生常任委員会報告）
- 日程第11 陳情第4号 「2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書（産業建設常任委員会報告）
- 日程第11の2 発議第6号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第11の3 発議第7号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 日程第11の4 発議第8号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第12 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和4年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和4年6月24日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月24日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (16名)
議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 6 若山和幸
7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子 11 田口廣之
12 谷口和弥 13 芳滝 仁 15 小川純文 16 藤原 孟
- 6 欠席議員
5 小島智恵 14 千葉幹雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
住 民 生 活 部 長 樫木良美 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 合田利信
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 川瀬吉治 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 谷口英将
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
農 業 振 興 担 当 参 事 山本 充 農 林 課 長 高橋修二
こ ども 課 長 平井幸彦
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷司 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
3 内山美穂子 4 藤谷謹至 6 若山和幸

議事の経過

(令和4年6月24日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番内山議員、4番藤谷議員、6番若山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告をいたします。

総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会に付託いたしました陳情について、会議規則第94条第1項の規定による審査結果報告書が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

のちほど、ご覧いただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（萬谷 司） 5番小島議員、14番千葉議員から、本日欠席する旨の届け出を受けておりますので、報告いたします。

○議長（寺林俊幸） これで諸般の報告を終わります。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第4号から日程第7、議案第70号までの6議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第4号から日程第7、議案第70号までの6議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2、発議第4号、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○11番（田口廣之） 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第4号

令和4年6月24日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員岡本眞利子

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を一層推進するため、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

北海道中川郡幕別町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第5号、食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書につきまして、朗読をもって提案させていただきます。

発議第5号

令和4年6月24日

幕別町議会議長 寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員野原恵子

賛成者 幕別町議会議員田口廣之

幕別町議会議員若山和幸

幕別町議会議員千葉幹雄

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書

世界をめぐる情勢では、新型コロナウイルス終息後の需要回復を見込んだ原油等の価格上昇やロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、原油・生産資材や穀物相場の高騰が続いており、各国では国民生活に必要な食料の安定供給を図る食料安全保障を最重要課題として自国の食料生産の施策を強化しています。

一方、我が国においては、2020年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、2030年度までに食料自給率を45%引き上げる目標を掲げていますが、2020年の自給率は37%と依然として低い状態にあります。また、第1次産業を主体とする農村地域においては、高齢化と人口減少等が加速化し続け、担い手の確保や耕作放棄地の増加など課題を抱えるなかで、近年多発する自然災害などにより食料生産の基盤が脆弱化しています。

加えて、コロナ禍による農畜産物の需要衰退と在庫が増大し、農畜産物価格が低下する一方、食料生産に欠かせない燃油や飼料・肥料など生産資材価格等が歴史的な高騰を続け、農業経営を圧迫させる危機的状況にあります。また我が国においては、食料とエネルギーを輸入に依存しているため、食料品等の値上げが相次ぎ、国民生活への影響が懸念され、特に有事の際の食料をいかに確保するのか、食料安全保障の観点から、食料自給率向上を図る国内生産の基盤強化、所得補償政策の充実や燃油・資材高騰対策、備蓄制度の見直しなど新たな施策と予算の確保が不可欠となっています。

つきましては、食料の安定供給と農業の持続的発展のため、我が国の食料安全保障の強化と国民への理解醸成が図られますよう要望いたします。

記

1 世界情勢の不安定化が今後も続くことが懸念されることから、政府が4月に示した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の速やかな実施とともに、現場の経営悪化の状況も踏まえ、継続的な対策として拡充・強化すること。

2 食料安全保障の強化に向けて、自国の食料は自国で生産・消費するという考えを広く国民に理解醸成を図るとともに、食料の安定供給の確保は国の基本的な責務として、将来を見据えた大胆な施策と新たな予算の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

北海道中川郡幕別町議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

以上です。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(質疑なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第61号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから、日程第6、議案第63号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第61号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第62号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第63号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案書の8ページ、議案説明資料の2ページをお開きください。

これら3件の議案は、令和4年4月1日付けで設立されました「上川中部福祉事務組合」が三つの一部事務組合に加入することに伴い、規約を変更する必要が生じたことから、議会の議決を求めるものであります。

一部事務組合の規約の変更に係る手続きは、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣の、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない、とされております。

また、当該協議は同法第290条の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない、とされておりますことから提案するものであります。

はじめに、議案第61号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

議案説明資料の2ページをご覧ください。

別表は、組合を組織する団体を規定しております。

表の「(2)一部事務組合及び広域連合」の団体中、上川管内に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

議案書の8ページにお戻りください。

附則についてであります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する、とするものであります。

次に、議案第62号、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

別表第1は、組合を組織する地方公共団体を規定しております。

「上川総合振興局」管内に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

別表第2は、共同処理する事務ごとに共同処理する団体を規定しております。

「9地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務」を共同処理する団体に「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

議案書の9ページにお戻りください。

附則についてであります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する、とするものであります。

次に、議案第63号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてであります。
議案説明資料の4ページをご覧ください。

別表第1は、組合を組織する団体を規定しております。

「上川中部福祉事務組合」を加えるものであります。

議案書の10ページにお戻りください。

附則についてであります。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する、とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第61号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第62号、北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第63号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第70号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第70号、令和4年度幕別町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,235万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ164億2,983万2千円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページから3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

歳出からご説明申し上げます。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

今回の補正予算は、4月28日付けで、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として、新型

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の幕別町の交付限度額が示されましたことから、支援事業を予算化し、提案するものであります。

1 スーパープレミアム商品券発行事業、4,926万8千円であります。

事業内容の欄をご覧ください。

原油価格や物価高騰により、家計の負担が増加し、町内事業所における消費低下も懸念されることから、住民の生活支援と地域内の消費喚起を図るため、令和2年5月の臨時会、令和3年3月の定例会において提案いたしました内容と同様に、プレミアム率、上乗せ率であります。そのプレミアム率50%のスーパープレミアム商品券を発行する幕別町商工会に対し、プレミアム分と事務経費を補助するものであります。

7,500円分の商品券1セットを5千円で1万5千セットを販売するものであります。

事業規模は1億1,250万円で、過去2回と同様の規模であります。

表の下に記載のとおり、臨時交付金事業費の総額は、「合計①」に記載のとおり、4,926万8千円であります。

今回のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として配分された、地方創生臨時交付金交付の限度額は、「②」に記載の1億3,968万1千円で、「差引③(②-①)」のとおり、残額は9,041万3千円であります。

合計①の右側に記載しておりますように、令和4年第1回定例会に提案いたしました臨時交付金の残額は、「④」の9,213万2千円でありますので、

今回の残額「③」との和は、地方創生臨時交付金残額合計「(③+④)」の1億8,254万5千円あります。

今後、適切な時期に追加の地域経済支援策を組み立て、提案してまいりたいと考えております。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

別冊の議案書の6ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費4,926万8千円あります。

ここでの説明は省略いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費264万円の追加であります。

本定例会初日に「北海道から直接給付を行うひとり親世帯を除いた、町内の住民税非課税の子育て世帯等に対して、児童1人当たり5万円を給付する事業」に係る予算の議決をいただいたところであります。

この国の事業に加えて、6月20日付けで、北海道が児童1人当たり1万円を上乗せして給付する旨の通知がありましたことから、北海道子育て世帯臨時特別給付金264人分を追加するものであります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費2,045万円の追加であります。

経営継承・発展支援事業は、令和3年度に引き続き、「地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、現在の担い手から経営を継承し、発展するための取組を行う」経営体に対し、100万円を上限として支援を行うものであります。

支援の対象者が、一般社団法人全国農業会議所の補助事業の対象として採択された場合には、町が補助した金額の2分の1が、町に対して補助されるものであります。

7ページをご覧ください。

農地利用効率化等支援事業は、将来の農地の集約化の実現に向けて、生産体制の効率化に資する、GPS機能付きのトラクターなどの農業用機械や施設の導入について支援を行うもので、3経営体に対する北海道からの間接補助金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りください。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税300万円の追加であります。

現年課税分であります。

16款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金4,926万8千円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

17款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金264万円の追加であります。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費道補助金であります。

4 目農林業費補助金1,445万円の追加であります。

農地利用効率化等支援交付金であります。

5 ページをご覧ください。

22款諸収入、5 項 4 目雑入300万円の追加であります。

一般社団法人全国農業会議所からの経営継承・発展支援事業補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

本件は原案とおおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、陳情第 1 号、「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書及び日程第 9、陳情第 2 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書の 2 議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、若山和幸議員。

○6 番（若山和幸） 陳情第 1 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 2 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

はじめに、陳情第 1 号の報告をさせていただきます。

令和 4 年 6 月 24 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長若山和幸

総務文教常任委員会報告書

令和 4 年 6 月 9 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和 4 年 6 月 10 日（1 日間）

2 審査事件

陳情第 1 号「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

現在、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護などの社会

保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。

これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう意見書の提出を求めるものである。

4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

次に、陳情第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和4年6月24日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長若山和幸

総務文教常任委員会報告書

令和4年6月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和4年6月10日（1日間）

2 審査事件

陳情第2号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

教職員の給与の一部を国が負担する義務教育費国庫負担制度の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。

教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1/2へと復元すること。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するため、「30人以下学級」の実現と教職員定数を抜本的に改善するなどの教職員の超勤・多忙化解消。

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級となったが、中学・高校への「35人以下学級」を拡大すること。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じていること。

経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大する必要があること。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図る意見書の提出を求めるもの。

4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号、「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次にお諮りいたします。

陳情第2号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第10、陳情第3号、「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、小田新紀議員。

○2番（小田新紀） 陳情第3号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和4年6月24日

幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長小田新紀

民生常任委員会報告書

令和4年6月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和4年6月9日、21日（2日間）

2 審査事件

陳情第3号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情

3 陳情の趣旨

2021年6月4日参議院本会議で、75歳以上医療費窓口負担2割化法が可決された。

この法律が実施されると、2022年後半から年収200万円以上の人370万人（後期高齢者医療制度加入者の約20%）が2割負担となる。

国会審議の中で、①2割負担導入による現役世代の負担軽減効果はわずか月額約30円であること、②コロナ禍の今、精神的にも経済的にも疲弊している中で高齢者への負担増は受診控えを招くことが、各種調査で明らかになっているにも拘わらず、政府は「健康悪化には結び付かない」としていること、③国会審議を経ずに2割負担増の対象者を、政令によって広げることができること等、数多くの問題点があきらかとなった。

コロナ禍でただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、必要な医療が受けられなくなることを前提にした負担増は、高齢者のいのち・健康権・人権の侵害である。

強制加入の社会保険では、必要な給付は保険料だけでなく、公的負担と事業主負担で保障すべきです。先進国では、窓口負担無料が当たり前であることから、75歳以上医療費窓口負担2割化は中止するよう意見する。

4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決の結果可否同数となり、委員長裁決で結論をみた。

5 審査の結果

「不採択」すべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第10、陳情第3号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情について、討論を行います。

委員長の報告が「不採択」でありますので、最初に原案に反対の発言を許します。

ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

野原議員。

○10番（野原恵子） 日本共産党幕別議員団を代表し、陳情第3号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情に対する賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は2008年の制度開始以来、窓口負担1割を原則にしてきました。収入が限られ、病気やけがの頻度が多い高齢者にとって、1割負担は決して軽くはありません。今までも経済的理由で受診をためらう高齢者は少なくない中で、2割化の影響は大きく、深刻です。2割負担の対象の年収は単身世帯で200万円以上、夫婦世帯で320万円以上としていますが、国会審議のなかで2割負担の対象者を政令によって広げることができるとしていることが明らかになりました。法案作りの過程では、負担の対象を170万円以上の所得水準にする案も有力な選択肢とされていたことから、今回の改定により、より負担が増える制度に上げられる可能性もあり、大きな問題です。

また、若い世代の負担軽減も改定の理由にしていますが、負担軽減効果はわずか月額約30円ではないことも明らかにされています。

そもそも後期高齢者医療制度は、団塊の世代が75歳になるまでに国の医療費負担の軽減のために75歳以上を後期高齢者と新たな区分を設け、現役世代の40歳以上に新たに負担を強いる制度として作られ、世代間の分断を招く仕組みが作られました。本来社会保障制度は国の福祉制度として、公的負担全体で支えるものであり、分断を招く仕組みこそ改善を図るべきです。現在、高齢者のおかれている現状は2年連続で年金が引き下げられ、一方、物価の急激な高騰で生活費が大幅に引き上がり、コロナ禍のもとで今までになく暮らしの困難におかれています。高齢者のいのち・健康・人権を守るために、高齢者が不幸にして病にかかったとき、お金の心配なく、医療が受けられ、安心して過ごすことができるよう、本陳情に賛成し、討論といたします。以上です。

○議長（寺林俊幸） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第3号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情についての委員長の報告は「不採択」であります。

したがって、会議規則第81条の規定により、原案について採決をいたします。

採決は電子表決システムにより行います。

陳情第3号「高齢者のいのち・健康・人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める」陳情について、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

もう一度、申し上げます。原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条の規定により、表決確定の宣告がなされた場合においても、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

なしと認め、確定いたします。

投票総数15人、賛成4人、反対11人。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

日程第11、陳情第4号、「2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、田口廣之議員。

○11番（田口廣之） 陳情第4号「2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和4年6月24日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

令和4年6月9日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1 委員会開催日

令和4年6月20日（1日間）

2 審査事件

陳情第4号「2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内で45万1千人と、給与所得者の27.3%に達している。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与できない。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」ことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容が表記された。

最低賃金が上がらなければ、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、

北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会における令和4年度の北海道最低賃金の改正について意見書の提出を求めるもの。

4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（質疑なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配布のため暫時休憩いたします。

10：57 休憩

10：59 再開

[日程追加・付託省略]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布しました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第11の2、発議第6号、地方財政の充実・強化に関する意見書から、日程第11の4、発議第8号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの3議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第6号、地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第7号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・就学保障の実現に向けた意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第8号、2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第69号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長(飯田晴義) 議案第69号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の6ページをお開きください。

地方自治法は、執行機関として法律に定めるところにより市町村に固定資産評価審査委員会を置かなければならない、とし「固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務を行う。」と定めております。

これを受け、地方税法第423条第3項において、「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」と定められております。

本議案は、現 固定資産評価審査委員会委員であります、吉田正司氏が、令和4年6月26日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和4年6月27日から令和7年6月26日までの3年間であります。

同氏の経歴につきましては、議案説明資料の6ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 本件は、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

採決は電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第81条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数15人、賛成14人、反対1人

したがって、本件は、原案のとおり同意することに決定されました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配布しましたとおり、来る、7月6日から7日までの2日間、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に全議員を、7月5日から6日までの2日間、栗山町ほかを行政視察先として、総務文教常任委員会委員6人を、8月4日から5日までの2日間、函館市ほかを行政視察先として、民生常任委員会委員6人を、7月26日から27日までの2日間、中富良野町ほかを行政視察先として、産業建設常任委員会委員5人を、8月23日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員会委員3人を派遣いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第14、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただききたいと思いを。

「閉会中の継続調査の申し出」

○議長（寺林俊幸） 日程第15、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[会期中の閉会]

○議長（寺林俊幸） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（寺林俊幸） 会議を閉じます。

これをもって、令和4年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11：10 閉会